

平成25年度
文部科学省委託事業

諸外国の博物館政策に関する 調査研究報告書

平成26年3月
公益財団法人 日本博物館協会

はじめに

本冊子は、文部科学省の委託を受けて実施した「諸外国の博物館政策に関する調査研究」に関する報告書である。

我が国の博物館政策を考えていくうえで、諸外国における博物館政策について、最新のデータや情報を収集し、比較検討を行うことは常に必要なことである。今回の調査では、諸外国の博物館の基礎的なデータ及び博物館政策の最新状況についての調査と、諸外国における博物館への社会的要求や、博物館の質を確保する仕組み等の実態の把握に加えて、各国が国際博物館会議(ICOM)等のグローバルな博物館組織との関わりを通して、国内の博物館の振興を図っている状況についても把握するよう努めた。

また、調査対象国については、文部科学省からの委託内容として示されたアメリカ、イギリス、フランス、韓国、中国、ブラジル、イタリア、ロシア、アラブ首長国連邦の9カ国として調査研究を開始したが、調査を進めるにあたってオランダやドイツの情報も入手することができたので、結果的には11カ国の情報がこの報告書に収められている。

本冊子の内容を紹介しておく、第1章は本調査研究のサマリーに相当する部分であり、調査方法や成果について概説している。第2章では、調査を通して得られた情報を、国別に整理して紹介することとした。第3章は調査結果に基づく論考であるが、国際博物館会議(ICOM)の世界大会が開催国の博物館振興に及ぼす影響については、補論として整理した。

本調査研究の実施にあたっては、「諸外国の博物館政策に関する調査研究委員会」及び「作業部会」の委員の方々をはじめ、各国の博物館関係者ほか、多くの方々に様々な形でご協力いただいた。この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

調査研究の委託期間が1年に満たない短いものであったが、日本博物館協会としては、出来る限りの時間と労力を本調査研究に注ぎ、様々な人的ネットワークを駆使して調査研究を行った。不十分な点も多々あるかと思われるが、読者からの忌憚ないご意見を賜れば幸いである。

本報告が、今後の我が国における博物館行政・博物館政策の在り方を検討するに当たっての基礎資料となることを願っている。

平成26年3月

公益財団法人 日本博物館協会

目 次

はじめに

第1章 調査研究及び成果の概要

1. 調査研究の概要…………… 1
2. 結果及び成果の概要…………… 6

第2章 諸外国における博物館政策の現状

1. アメリカ…………… 13
2. イギリス…………… 19
3. フランス…………… 23
4. イタリア…………… 27
5. ロシア…………… 30
6. アラブ首長国連邦…………… 34
7. ブラジル…………… 38
8. 中国…………… 43
9. 韓国…………… 49
10. オランダ…………… 54
11. ドイツ…………… 59

第3章 考察— 諸外国の博物館政策について

1. 諸外国の博物館政策の比較…………… 63
2. UNESCO や ICOM の影響について…………… 65
3. ネットワーク化が進むヨーロッパ諸国…………… 70
4. アジアにおける博物館ネットワーク…………… 75

補論 ICOM 世界大会の開催と博物館振興

1. ICOM 大会が開催国に与える影響…………… 83
2. イタリアにおける ICOM 大会開催と博物館振興…………… 86
3. 韓国における ICOM 大会開催とその影響…………… 89
4. 中国における ICOM 大会開催とその影響…………… 92

第 1 章 調査研究及び成果の概要

1. 調査研究の概要

(1) 本調査研究の目的

本調査研究では、諸外国の博物館の基礎データ及び博物館政策の最新状況について調査及び分析を行い、諸外国の博物館における社会的要求や運営体制、博物館の質を確保する仕組み等の実態を把握するとともに、国際的な博物館組織(国際博物館会議(ICOM)等)における議論の内容や決定事項を調査し、今後の我が国における博物館行政・博物館政策の在り方を検討するに当たっての基礎資料とすることを目的とした。

(2) 調査対象国

文部科学省から示された調査対象国は、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ロシア、アラブ首長国連邦、ブラジル、中国、韓国の9カ国であった。これらの国々について調査を進める過程でオランダ及びドイツについても情報を入手することができたので、結果として本報告書には、11カ国の情報を掲載することとした。

(3) 調査研究の実施体制

本調査研究の実施にあたっては、委員会及び作業部会を設置し、外部有識者の意見を踏まえて具体的な調査方法等を決定した。また、調査結果の分析や考察においては、主に作業部会による指導・助言に従って作業を進めた。事務局は日本博物館協会の職員が務めた。

<委員名簿>

○諸外国の博物館政策に関する調査研究委員会

委員長	銭谷 眞美	東京国立博物館館長(日本博物館協会会長)
委員	青木 保	国立新美術館館長
	栗原 祐司	東京国立博物館総務部長
	小島 道裕	国立歴史民俗博物館教授
	建 畠 哲	京都市立芸術大学学長
	南 條 史生	森美術館館長
	林 良 博	国立科学博物館館長
	水 嶋 英治	筑波大学教授
	吉 田 憲 司	国立民族学博物館教授
	半 田 昌 之	日本博物館協会専務理事

○作業部会

委員長	栗原 祐司	東京国立博物館総務部長
委員	有 田 寛 之	国立科学博物館計画・評価室係長

井上由佳	文教大学国際学部専任講師
大木真徳	駒澤大学非常勤講師
片岡真実	森美術館学芸部チーフキュレーター
鬼頭智美	東京国立博物館国際交流室長
五月女賢司	吹田市立博物館学芸員
白原由起子	根津美術館学芸第一課長
西野華子	国立新美術館学芸課主任研究員
福野明子	国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館学芸員
保坂健二郎	東京国立近代美術館主任研究員

○事務局

下田重敬	日本博物館協会事務局長
守井典子	日本博物館協会主任研究員
原嶋千榛	日本博物館協会研究補佐員

なお、上記委員のほか、中国における博物館政策の現状に関する調査においては、国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報調査室の岡村志嘉子氏の協力を得ることができた。また、中国博物館協会での現地調査に関しては、総合政策大学院大学後期博士課程の邱君妮氏に通訳としてご協力いただいた。

(4) 調査方法

各国の博物館政策に関して、文部科学省から提示された調査事項は、以下のとおりである。

- ア 博物館数等基本的な統計情報
- イ 博物館に関する法令・税制度等国としての行財政制度の内容
- ウ 登録博物館制度等博物館の質の担保の仕組みの内容
- エ 国及び地方公共団体等公的機関の博物館支援策の内容
- オ 国内の博物館関係組織の実態と機能
- カ 学芸員等専門職員の資格制度の内容
- キ 諸外国の博物館が抱える課題、課題解決のための新たな取組等の内容
- ク 政策上の博物館の位置付け、社会的要求、実施状況
- ケ 国際的な博物館組織(国際博物館会議(ICOM)等)における議論の内容や決定事項 等

調査方法としては、文献調査、インターネットによる調査、研究者からのヒアリング及び国際会議等での聴取といった方法が提示されたが、本調査研究においては、①国際博物館会議(以下、ICOMと記す)における情報収集、②国際アンケート、③海外現地調査、④文献調査、⑤ウェブサイトによる情報収集、の5つの方法で調査を行った。

各国の現状を把握するために、本調査研究において最も重視した調査方法は、国際アンケートで

ある。本調査研究を実施した平成25年は、ちょうど3年に1度のICOM世界大会の開催年でもあったので、まずはこの大会に参加し、世界各国の博物館関係者との人的交流を通して、本調査研究の遂行に必要となる情報の収集に努めた。

国際アンケートでは、文部科学省から提示された調査事項に基づいて、下表のような6つの調査項目を設定した。

<国際アンケートにおける調査項目等>

	調査事項	具体的な調査項目
1	博物館数等基本的な統計情報	各国における統計調査の実施状況と、各国の博物館数(設置者別、館種別の数値)
2	博物館に関する法令・税制度等	博物館を所管する省庁の名称と、博物館の振興や文化財保護等に関する法律の有無
3	博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)	登録制度の有無
4	国内の博物館関係組織	博物館に関する団体があればその名称
5	学芸員制度	学芸員資格制度の有無
6	各国の博物館が抱える課題	各国における課題と課題解決に係る取組等

これらの質問項目をもとに、質問票を作成し、博物館協会や各国のICOM委員会などの、その国を代表する組織に宛てて、質問票を送付し回答を依頼した。質問票の送付先は次のとおりである。使用した質問票については次々頁を参照いただきたい。

<国際アンケートの送付先>

	調査対象国	協力依頼先
1	アメリカ	AAM -American Alliance of Museums (アメリカ博物館同盟)
2	イギリス	MA -Museums Association (イギリス博物館協会)
3	フランス	ICOM General Secretariat (イコム本部事務局)
4	イタリア	ICOM Italy (イコムイタリア委員会)
5	ロシア	ICOM Russia (イコムロシア委員会)
6	アラブ首長国連邦	ICOM UAE (イコムアラブ首長国連邦委員会)
7	ブラジル	IBRAM -Instituto Brasileiro de Museus (ブラジル博物館機構)
8	中国	中国博物館協会 / ICOM China (イコム中国委員会)
9	韓国	韓国博物館協会 / ICOM Korea (イコム韓国委員会)

質問票の送付および回答においてはEメールと電話を併用した。なお、質問の意図に関して回答者の誤解を防ぐために、質問票には参考資料として、日本としての回答例を付加した。

海外現地調査については、当初は、ICOM 世界大会が開催されるブラジルのほか、過去の文部科学省による委託調査等において調査実績の少ないヨーロッパ諸国を想定していたが、情報収集を進めていく過程で、ICOM 世界大会の開催が博物館政策と深く関わっているケースがあることが判ったため、ICOM 本部事務局(フランス)と、2016年 ICOM 大会の開催予定地であるイタリア、それから、既に ICOM 大会を開催している韓国と中国を調査対象国とし、現地調査を行った。

<海外現地調査の概要>

	調査国・調査地	調査先	調査日
1	ブラジル ・リオデジャネイロ	ICOM General Conference (イコム世界大会)	平成 25 年 8 月 10 日～17 日
2	フランス・パリ	ICOM General Secretariat (イコム本部事務局)	12 月 7 日
3	イタリア・ミラノ	ICOM Italy (イコムイタリア委員会)	12 月 8 日
4	韓国・ソウル	韓国博物館協会 / ICOM Korea (イコム韓国委員会)	12 月 23 日
5	中国・北京	中国博物館協会 / ICOM China (イコム中国委員会)	12 月 24 日～25 日

<国際アンケートに用いた質問票>

Questionnaire of National Museum Policy Survey

Question 1. Basic Statistic Information of Museums: Are there any nation-wide statistical surveys on museums regarding total number, types and governing bodies?

Yes or No

If yes, please provide the name of the survey and implementation body below.

Name of the survey: _____

Implementation body: _____

-----For the following three questions, please provide the most recent data possible.-----

- Total number of museums: _____
- The number of museums by type (such as history, art, science, zoo, aquarium, etc. that are commonly used in your countries) * please provide each number.
- The number of museums by governing bodies (such as national, state, local, private, etc. that are commonly used in your countries) * please provide each number.

Question 2. Museum related laws and regulations:

- (1) Please provide the name of ministry, department or agency that hold jurisdiction over museums. If there is more than one, please kindly list them all.
- (2) Are there any laws or regulations that stipulate museums and/or the protection and preservation of cultural properties?

Yes or No

If yes, please provide the name of the laws and/or regulations.

Question 3. Museum registration scheme (or system that maintain the quality of museum activities):

Is there any museum registration scheme or any other equivalent system in your country?

Yes or No

If yes, please provide the name of the registration scheme and implementation body.

Name of the scheme: _____

Implementation body: _____

Question 4. Domestic museum related organizations: Are there any museum-related organizations or networks that support museums/ museum community as a whole, such as museum association?

Yes or No

If yes, please provide the name(s) of organization(s) and network(s)? If there is more than one, please kindly list them all.

Question 5. Qualification system of curators: Is there qualification system of curators?

Yes or No

If yes, please provide the name of the system and implementation body below.

Name of the qualification system: _____

Implementation body: _____

Question 6. Current issues and challenges in your country:

- (1) What are the issues and challenges that museums in your country are facing?
- (2) If possible, please provide the examples of efforts that museum communities are undertaking to tackle with these issues and challenges.

2. 結果及び成果の概要

国際アンケートへの回答内容をはじめ、文献調査、ウェブ調査によって収集した情報や分析の結果については、第2章(諸外国における博物館政策の現状)、及び、第3章(考察―諸外国における博物館政策)において、また海外現地調査によって得られた情報については、補論(ICOM 世界大会の開催と博物館振興)において、それぞれ詳しく述べることとし、ここでは、本調査研究によって得られた結果及び成果について概要を記す。

(1) 国際アンケートの実施結果

国際アンケートについて依頼を行ったのは平成 25 年の 12 月に入ってからであったが、多くの関係者の協力により、概ね必要な情報を収集することができた。実際に回答にご協力いただいた方々の氏名と所属は以下の通りである。

- アメリカ Mr. Dean Phelus, Senior Director, International Programs and Events, American Alliance of Museums
- イギリス Mr. Mark Taylor, Director, Museum Association
- フランス Ms. Elisabeth Jani, Documentalist, Documentation Department, UNESCO-ICOM Information Centre, ICOM – International Council of Museums
- イタリア Mr. Alberto Garlandini, President, ICOM-Italy
Ms. Adele Maresca Compagna, Vice President, ICOM-Italy
- ロシア Mr. Afanasy Gnedovsky, ICOM Russia CEO
- アラブ首長国連邦 Ms. Eman Assi, secretary of ICOM-UAE, and Architectural Heritage Department, Dubai Municipality
- ブラジル Mr. Diogo Henrique Carvalho, Chefe da Assessoria Internacional, Instituto Brasileiro de Museus.
- 中国 Ms. Ivy Jinging Huang, Chinese Museums Association/ ICOM-China
- 韓国 Ms. Mun-young Kim, Korean Museums Association/ ICOM-Korea

(2) 各国の博物館政策の概要

国際アンケート等による調査結果の概要については、後掲の総括表をご覧ください。

まず、今回の国際アンケートの調査結果から、各国の博物館に対するアプローチの違いが浮き彫りになった。冒頭の「博物館総数」については、何を「博物館」として数えるのか、その範囲が国によって著しく異なっている。たとえば、イギリスでは「認定博物館」のみを博物館としてカウントしているし、フランスでは「フランス博物館」という呼称制度に登録されている施設だけをカウントしている。そのため、国家間の比較には限界があるが、2番目以降の「設置形態(国公立の割合)」や「統計調査の実施者」、「博物館を所管する省庁の名称」といった項目までを含めて眺めてみると、各国の博物館政

策、あるいは博物館を対象とする公的セクターの政策的態度がよく示されていることが分かるのである。

たとえば、アメリカには非常に多くの博物館が存在しているが、国公立が設置するものは約20%しかないうえに、博物館を所管する省庁も無い。また、統計調査は、連邦政府の外郭団体「博物館図書館サービス機構(IMLS)」と、民間団体であるアメリカ博物館同盟(AAM)によって別々に行われているものの、博物館総数は推計にすぎない。他方で、フランスや中国のように、国公立の施設の割合が高く、国の積極的な関与が窺える国がある。アメリカと、フランス・中国を両極としつつも、国によって、政治や社会、経済の仕組みが異なっており、博物館が置かれている状況も、その振興のための政策や制度もまた、それぞれ大きく異なっていることを理解する必要がある。もちろん、日本の博物館制度もまた、諸外国との対比のなかでは、非常に特殊なものであることを忘れてはならない。

(3) 海外現地調査について

海外現地調査では、ICOM世界大会の開催国がどのような意図を持って招致に動き、開催を成功させたのかについてのヒアリングを通して、博物館の価値の擁護と社会貢献の在り方における新たな動向を確認することができた。詳細については、本報告書の最後に「補論」として掲載する。

(4) 本調査研究の成果

本調査研究には、先行する調査研究がいくつも存在する。たとえば、日本博物館協会による報告書だけでも、『アジア・太平洋地域の博物館連携にかかる総合調査報告書』(2010年、2009年)、『博物館支援策にかかる各国など比較調査研究(アジア9カ国国際比較調査報告書)』日本博物館協会(2008年)、『博物館の評価機関等に関するモデル調査研報告書』(2008年)などがある。しかしながら、これらの報告書では対象国によって調査の方法や項目が異なっており、国家間の比較をすることがかなり難しかった。本調査研究では、さまざまな調査項目について、対象国の情報がある程度まで揃えることができたと思う。

収集した諸外国のデータについては、時間的な制約もさることながら、それぞれの国の社会制度等に関する知識や理解が不足しており、十分な分析を行うことができなかった。しかしながら、本調査研究の実施によって、博物館の世界的なトレンドの一端が明らかになったと考えている。すなわち、各国内における博物館コミュニティの拡大と、いわゆる「グローバル化」の進行である。博物館への取り組みにあまり熱心でなかった国においても、期待のありようには相違があるものの、博物館数は急速に増加している。ヨーロッパでもアジアでも、国境を越えて、博物館のネットワークが形成され、連携協力が盛んになりつつある。一国だけでは対処が難しい課題であっても、多国間の連携を通じて解決を見いだそうとする動きとして見ることができるだろう。

なかでも、ICOMに対する期待は諸国において非常に高まっている。博物館運営そのものが高度に複雑化するなかで、ICOMのような専門家の共同体が策定した基準なり倫理規程なりを国内の博物館活動に役立てようとする動きが活発化している。また、文化活動に今後の発展の活路を見いだそうとする国々では、ICOMの世界大会の開催が大きな契機と捉えられている。世界中のプロフェッ

ショナルが集う場を創出し、自国の博物館活動をPRするとともに、その後の国際的な連携協力の基礎を築く、といった効果がICOM世界大会に期待されているのである。

また、本調査研究を行った結果として、改めて認識することができた研究上の課題もある。たとえば、国際アンケートでは、博物館の総数や設置形態、所管する省庁、博物館に関する法令、登録制度、学芸員制度といったことへの回答を、各国の博物館協会なり ICOM 委員会なりに依頼したわけであるが、回答は得られたものの、民間団体の実務者の視点からのものがほとんどであった。もし、今回の調査研究が、各国政府の政策担当者を巻き込んで実施されていたならば、結果は大きく異なっていたかもしれない(たとえば、アメリカについては一見すると連邦政府による博物館政策は存在していないように見えるが、日本とは全く異なる仕組みで連邦政府による政策誘導が行われていると考えられる)。あるいは、グローバル化、ネットワーク化という世界のトレンドを踏まえると、民間団体の視点をもっと活かすことで、国家という単位にとらわれない博物館振興の方策を探ることも可能だったのかもしれない。また、アラブ首長国連邦のように、最近急速に博物館に対する取り組みを活発化させているものの、公開されている情報が少ない国に関する詳細な調査は他日の課題であろう。

(5) まとめにかえて

この十数年、文化活動は国家の成長の活路として期待されてきた。従来、心の豊かさを育むことや、生涯教育という観点から語られることの多かった博物館であるが、最近では文化ツーリズムや創造都市(Creative Cities)の拠点として社会に対する積極的な貢献が求められている。

こうした状況の中で、諸外国の博物館政策に関する調査もまた、新しい段階にさしかかっているといえよう。各国の博物館政策は、それぞれ独自の異なる歴史的背景・社会環境に根ざして生成し、個々に大きく異なるために、単純に比較する対象にはなり得ない。しかしながら、急速なグローバル化(すなわち、人・モノ・カネの国境を超えた交流の活発化)の進行と共に、多くの国々は、多少の時間差はあれども、共通の課題に直面しており、他国がこれらの課題にどう対処しているのかを調査し、示唆を得ようとする取り組みは、日本のみならず、多くの国々の関心事となっている。実際のところ、国際アンケートにおいては、回答者から、本調査研究の結果について非常に興味がある、フィードバックをぜひお願いしたい、といった要望があった。

欧米では、博物館で働くスタッフは、プロフェッショナルな専門家集団として認識されており、国家や政策とは関係なく、自ら高い職業倫理を定め掲げることで、集団の質を維持向上させてきた経緯がある。もちろん国内の博物館を振興・発展させていくには、国家や政府が大きな役割を果たす必要があるが、国際的な動向にタイムリーに向き合い、国内の政策に反映するためには、博物館協会などの民間団体や、ICOMをはじめとする国際的な非政府組織との緊密な連携を欠くことはできないだろう。

日本の博物館が活気を取り戻し、博物館力を存分に高めていくためのアイディアは、国内だけでなく、諸外国の動向からも見いだされるはずである。本調査研究が今後の展開に向けた一つのステップとして活用されることを願っている。

総括表(1/4)

	アメリカ	イギリス	フランス
博物館総数	約17,500館	1,743館(認定博物館数)	1,218館(フランス博物館)
設置形態(国公立の割合) ※注	約20%	35%	87%
統計調査の実施者	博物館図書館サービス機構(ILMS)やアメリカ博物館同盟(AAM)等	アーツ・カウンシル	文化コミュニケーション省の学術研究・予測部門
博物館を所管する省庁の名称	なし	文化メディアスポーツ省	文化コミュニケーション省 文化遺産局
博物館に関する法令等	なし	公共図書館・博物館法(1964年) 地方自治法(1972年) 国家遺産法(1983年) スコットランド国家遺産法(1985年) 国立海自博物館法(1989年) 博物館美術館法(1992年) 大英博物館法(1963年) (1753年法、1902年法等)	文化遺産法典(2014年版) 法律第2002-5号「フランス博物館に関する法律」(2012年1月連結版)
博物館登録制度等(博物館の質を保つ担保の仕組み)	AAM基準認定事業 動物園水族館協会(AZA)基準認定事業	博物館美術館登録制度(2011年版)	「フランス博物館に関する法律」による「フランス博物館」という呼称制度
博物館関係組織	ILMS、AAMIほか多数(主要なもので約80団体)	イギリス博物館協会(MA)	フランス公共コレクションの学芸員協会、フランス美術作品レジストラ協会(AFROA)、フランス保存修復連盟、科学技術産業博物館・センター協会(AMCSTI)、フランス農業博物館・農村遺産協会(AFMA)、フランス動物公園協会、フランス機関車自動車博物館協会、現代美術連盟(GIPAC)、エコ・ミュージアムと社会博物館連盟、文学館連盟、フランス・フランス語圏国々の植物園、博物館の友フランス連合、等
学芸員制度	なし	なし	文化遺産学芸員と図書館学芸員という2種類の学芸員制度がある。その資格要件は、国立文化財研究機関(INP)の修了である。
直面する課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定 ・次世代の博物館利用者の育成 ・新技術の採用と適応 ・博物館の価値の擁護とアピール 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関からの資金支援の減少とサービスの縮減 ・資金抛出やガバナンスの変化による資金開発業務の増加 ・自治体による収蔵品の売却の検討 ・専門性の喪失 	回答なし

注) 本報告では、政府(連邦政府等)や地方政府(州、省、市町村等)が設置したものを「国公立」としている。

総括表(2/4)

	イタリア	ロシア	アラブ首長国連邦
博物館総数	3,847館	約1,961館(非公式データ)	約62館(非公式データ)
設置形態(国公立の割合) ※注	63.80%	データなし	データなし
統計調査の実施者	国家統計局と文化財文化活動観光省(MiBACT)	ICOMロシア	ICOM-UAE
博物館を所管する省庁の名称	MiBACT	文化省文化遺産局	各首長国の文化遺産担当部局
博物館に関する法令等	2004年1月22日立法令「文化財・景観財法典(第1部)」	ロシア連邦文化基本法(1992年)連邦法第54号「ロシア連邦博物館基金とロシア連邦における博物館に関する連邦法(1996年)連邦法第127号「文化遺産資料の輸入と輸出(2004年)」連邦法第73号「ロシア連邦の人々の文化遺産(歴史的・文化的記念物)に関する連邦法(2002年)」	なし
博物館登録制度等(博物館の質を保つ担保の仕組み)	国家レベルでは存在しないが、独自に制定している州はある。	なし	不明
博物館関係組織	国際博物館会議イタリア国内委員会(ICOM-Italy)、地方博物館協会、教会博物館協会(AMEI)、現代美術館協会(AMACI)、博物館の友協会(FIDAM)	ロシア博物館連合、ロシア博物館協会、科学技術博物館協会、自然史博物館協会、宇宙航空学博物館協会、音楽文化博物館協会、国際博物館会議ロシア国内委員会(ICOM-Russia)	国際博物館会議アラブ首長国連邦国内委員会(ICOM-UAE)
学芸員制度	なし	労働省による専門職業基準では、キーパーには15段階の資格認定がある。	なし
直面する課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職業的な地位に対する認識の向上 ・経営・財政的な自立 ・革新的な運営方法の開発と新しいモデルの定義 ・地域社会における博物館の社会的な役割の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館制度改革による政府支援の変化 ・専門職業的な基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館に対する理解や利用の促進 ・専門職の人材育成

注) 本報告では、政府(連邦政府等)や地方政府(州、省、市町村等)が設置したものを「国公立」としている。

総括表(3/4)

	ブラジル	中国	韓国
博物館総数	3,346館	3,866館	1,079館
設置形態(国公立の割合) ※注	約81%	データなし	48%
統計調査の実施者	ブラジル博物館機構(IBRAM)	中国国家統計局	韓国博物館協会(文化体育観光部、未来創造科学部、山林庁)
博物館を所管する省庁の名称	文化省とIBRAM	国家文物局博物館司	文化体育観光部、未来創造科学部、山林庁
博物館に関する法令等	ブラジル連邦憲法(1988年)、1937年11月30日付法律第25号、1958年11月11日付法律第44.851号、1961年7月26日付法律第3.924号、1965年11月19日付法律第4.845号、1966年3月23日付法律第58.054号、1968年7月9日付法律第5471号、1972年11月28日付立法法第71号、1975年12月15日法律第6292号、1984年12月18日付法律第7287号、1985年7月24日付法律第7347号、1991年12月23日付法律第8313号、2000年8月4日付法律第3551号、2002年3月12日付法律第10413号、2004年11月5日付法律第5264号、2009年1月14日付法律第11904号(博物館法の制定)、2009年1月20日付法律第11906号、2010年12月2日付法律第12343号、2013年7月9日付法律第12840号	国家文物局博物館司	博物館法(1984年)、博物館振興法(1991年)、博物館振興法(2010年改訂)、博物館振興規則(2012年改訂)、博物館振興施行令(2013年改訂)、植物園の構成と振興法(2001年)、植物園の構成と振興(2013年改訂)、植物園の構成と振興規則(2014年改訂)、植物園の構成と振興施行令(2014年改訂)、科学館の設立と運営法(1991年)、科学館の設立と運営法(2013年改訂)、科学館の設立と運営施行令(2013年改訂)
博物館登録制度等(博物館の質を保つ担保の仕組み)	IBRAMによる「全国博物館登録」	地方政府の文物局	「博物館振興法」に基づき、博物館は2種類に分類されている。
博物館関係組織	「全国博物館システム(SBM)」のほか、各州に州レベルの博物館システムがある。	中華人民共和国文化財保護法、中華人民共和国文化財保護法実施条例、博物館管理規則	韓国博物館協会、韓国私立博物館協会、韓国美術館協会、韓国大学博物館協会
学芸員制度	なし	国家レベルと地方レベルでそれぞれ博物館の登録制度がある	4段階の学芸員資格制度がある。
直面する課題等	<ul style="list-style-type: none"> 博物館の分配の不等(地理的な集中) 文化財へのアクセスの拡大と民主化 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史や人口規模に見合った博物館に向けた役割の拡充 博物館機能の改善 教育セクターとの連携 専門職業意識の向上と運営全般の質の向上 私立博物館向けの指針 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割りの博物館行政に起因する問題(法や規則の重複や矛盾、包括的な情報の収集困難) 財政的な問題と経営的な自立

注) 本報告では、政府(連邦政府等)や地方政府(州、省、市町村等)が設置したものを「国公立」としている。

総括表(4/4)

	オランダ	ドイツ
博物館総数	810館	6,304館
設置形態(国公立の割合) ※注	15%	48%
統計調査の実施者	オランダ統計	プロイセン文化財団ベルリン国立博物館 付属国立博物館研究所(IFM)
博物館を所管する省庁の名称	教育文化科学省	文化省 州政府
博物館に関する法令等	博物館法はない。 文化遺産保全法(1984年、2002年、2009年)	明確に規定したものはなし
博物館登録制度等(博物館の質を保つ担保の仕組み)	「オランダ博物館登録」	なし
博物館関係組織	オランダ博物館登録財団、 オランダ博物館協会、 オランダ博物館顧問財団	ドイツ博物館協会(DMB) 国立博物館研究所(IFM)
学芸員制度		
直面する課題等		

注) 本報告では、政府(連邦政府等)や地方政府(州、省、市町村等)が設置したものを「国公立」としている。

第2章 諸外国における博物館政策の現状

1. アメリカ

アメリカに関する報告の(1)～(6)については、国際アンケートに対する Dean Phelus 氏 (Senior Director, International Programs and Events, American Alliance of Museums (AAM)) の回答を翻訳したものである。なお、Phelus 氏が所属する組織は、アメリカ博物館協会 (American Association of Museums; AAM) が、2012 年に改組したものであり、本報告書で日本語で記載する際は「アメリカ博物館同盟 (AAM)」とする。また、付記、参考文献、参考 URL、参考情報は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

アメリカの博物館総数は 17,500 館と推計されている。館種別の内訳は下表のとおりである。

表 アメリカの館種別博物館数(推計)

	館数	%
博物館総数	約 17,500	100%
(うち) 美術館	3,850	23%
歴史博物館	7,350	42%
科学博物館	700	4%
子ども博物館	525	3%
総合博物館	1,925	11%
自然史博物館	875	5%
水族館・動物園	350	2%
専門博物館	1,925	11%

出典: AAM, *Museum Financial Information 2009*.

設置形態は、下表のとおりである。

表 アメリカの博物館の設置形態(推計)

	館数	%
博物館総数	約 17,500	100%
(うち) 非営利	13,125	75%
連邦	350	2%
州	1,750	10%
郡 (county)	350	2%
市 (municipal)	1,050	6%
官民共同	875	6%

出典: 同上

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

アメリカには博物館を所管する連邦レベルの省庁はない。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

アメリカにはそうした法律はない。

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

アメリカには、2つの基準認定制度がある。1つは、アメリカ博物館同盟基準認定委員会(AAM Accreditation Commission)によるAAM基準認定事業であり、もう1つは、動物園水族館協会(Association of Zoo and Aquaria; AZA)による動物園水族館協会基準認定事業である。

(4) 国内の博物館関係組織

連邦レベルでは、連邦政府独立機関の博物館・図書館サービス機構(Institute of Museum and Library Service; IMLS)がある。アメリカの博物館全体を代表する博物館組織はAAMである。アメリカには、特定のディシプリンごと、あるいは地理的領域ごとに博物館を代表する非営利組織は数多く存在する。

(5) 学芸員制度

アメリカには学芸員制度はない。

(6) 博物館が抱える課題

現在、アメリカの博物館が直面する主な課題は次の4点である。

- ・ 財政的な安定(博物館の75%は非営利組織であり、連邦政府から支援されていないため)
- ・ 次世代の博物館利用者の育成
- ・ 新しいテクノロジーのもたらすチャンスと課題への適応
- ・ 博物館の価値の擁護とアピール

こうした課題に対処するための取り組みに“*Magnetic: The Art and Science of Engagement*(魅力: 市民参画のアートと科学)”(The AAM Press)で紹介された事例がある。また、AAM博物館の未来センター(AAM Center for the Future of Museums)による“Trend Watch(トレンド・ウォッチ)”も参照頂きたい。なお、政府に対するアドボカシー活動については、“*Speak Up For Museums: The AAM Guide to Advocacy*(博物館のために声をあげよう—AAMによるアドボカシー・ガイド)”(AAM Press)が参考になる。

[付記]

アメリカでは、AAMによるMuseums Count(ミュージアム・カウント)プロジェクトが実施されて以降、博物館分野の包括的な統計調査は行われていない。その成果は1994年にプロジェクトと同名の“*Museums Count*”として出版されている。その後も、AAMは、3年に一度“*Museum Financial Information*(博物館財務情報)”を出版してきた。サンプル数が少ないため、博物館統計としては十分ではないものの、博物館コミュニティの財政状況や運営状況のベンチマークとして広く利用されてきた。“*Museum Financial Information*”によれば、アメリカの博物館の収入の平均的な構成は、24.4%が政府系の支援、36.5%が民間系の支援、27.6%が自己収入、11.5%が投資による収入である(AAM 2006 pp.57-59)。政府の支援よりも民間の支援が多い。また、1989年以降、収入源全体に占める政府系の支援の割合は縮小し続けており、民間系の支援の比重が増している。

IMLSは、2008年に“*Exhibiting Public Value: Government Funding for Museums in the United States*(公共的な価値を展示する:アメリカにおける博物館への政府支援)”で、アメリカの博物館総数を約17,744館と推計した(pp.19-21)。だが、その後も博物館コミュニティからは博物館統計の実施を求める声は大きく、2013年にIMLSは全米規模の包括的な博物館統計調査“*Museums Count*(ミュージアム・カウント)”を開始したところである。なお、IMLSによる“*Museums Count*”は、1994年にAAMにより実施されたプロジェクトと同名であるが、異なるプロジェクトである。

[参考文献]

- American Association of Museums. (2003). *2003 Museum Financial Information*. Washington, D.C.: American Association of Museums.
- American Association of Museums. (2006). *2006 Museum Financial Information*. Washington, D.C.: American Association of Museums.
- American Association of Museums. (2009). *Museum Financial Information 2009*. Washington, D.C.: The AAM Press.
- Bergeron, A. and Tuttle, B. (2013). *Magnetic: The Art and Science of Engagement*, Washington, D.C.: The AAM Press.
- Institute for Museum and Library Services. (2008). *Exhibiting Public Value: Government Funding for Museums in the United States*. Washington, D.C.: Institute for Museum and Library Services.
- Schwarzer, M. (2006). *Riches, Rivals and Radicals: 100 Years of Museums in America*. Washington, D.C.: American Association of Museums.
- Silberglied, G. R. (2011). *Speak Up For Museums: The AAM Guide to Advocacy*. Washington, D.C.: The AAM Press
- 垣内恵美子「諸外国の美術館政策 アメリカ合衆国」根木昭他編『美術館政策論』所収、199-211頁。晃洋書房、1998年。
- 片山泰輔「アメリカの文化環境を支える仕組み—芸術支援における財政的多元性の意義」松永澄夫編『環境 文化と政策』所収、282-311頁。東信堂、2008年。

- 片山泰輔『アメリカの芸術文化政策』日本経済評論社、2006年。
- 原嶋千榛 2013 「博物館基準認定事業の社会的な機能—アメリカ博物館協会による取り組み(1970年～2012年)から—」『博物館学雑誌』第38巻第2号 pp.1-26.
- 平野美恵子「2003年博物館図書館サービス法」『外国の立法』221号(2004.8.)87-96頁。
- 「合衆国法典20編 教育 第72章博物館及び図書館サービス」(U.S.C. Title 20. Education Chapter 72. Museum and Library Services (Public Law No.108-81 (2003年9月25日)制定による改正後の規定(平野美恵子訳)『外国の立法』221号(2004.8.)97-114頁。
- マルテル、フレデリック『超大国アメリカの文化力—仏文化外交官による全米踏査レポート—』根本長兵衛・林はる芽訳 岩波書店、2009年。(Martel, F. (2006). *De La Culture en Amerique*. Paris: Editions Gallimard.)

[参考 URL]

- American Alliance of Museums (AAM) <http://www.aam-us.org/>
- AAM Center for the Future of Museums. *Trend Watch*. Retrieved from: www.futureofmuseums.org
- Institute of Museum and Library Services (IMLS) <http://www.imls.gov/>
- National Science Foundation (NSF) <http://www.nsf.gov/>
- National Endowment for the Arts (NEA) <http://arts.gov/>
- National Endowment for the Humanities (NEA) <http://www.neh.gov/>

[参考情報 博物館関係組織一覧]

以下の一覧は、スミソニアン学術協会のウェブサイトをもとに事務局が作成した¹。

○博物館関係の連邦政府の独立機関

- Catalogue of Federal Domestic Assistance www.cfda.gov
- FirstGov for Nonprofits http://www.usa.gov/Business/Business_Gateway.shtml
- Institute of Museum and Library Services (IMLS) <http://www.imls.gov>
- The Library of Congress (LC) <http://www.loc.gov>
- The National Archives and Records Administration (NARA) <http://www.archives.gov>
- National Endowment for the Arts (NEA) <http://www.arts.gov>
- National Endowment for the Humanities (NEH) <http://www.neh.gov>
- National Park Service (NPS) <http://www.nps.gov>
- National Center for Preservation Technology and Training (NCPIT) <http://www.ncptt.nps.gov>
- National Science Foundation/Informal Science Education Program (NSF) <http://www.nsf.gov>
- Native American Graves Protection and Repatriation Act (NAGPRA) <http://www.cr.nps.gov/nagpra/>
- Smithsonian Institution (SI) <http://www.si.edu>

¹ Smithsonian Institution. *Museum Studies: Information for Museum Professionals & Scholars - Museum Related Organizations*. Retrieved from: <http://museumstudies.si.edu/websites.htm>

○地域レベルの博物館関係組織

Association of Midwest Museums <http://www.midwestmuseums.org/>
Mid-Atlantic Association of Museums www.midatlanticmuseums.org
Mountain-Plains Museums Association www.mpma.net
New England Museum Association <http://www.nemanet.org/index.htm>
Southeastern Museums Conference <http://www.SEMCdirect.net/>
Texas Association of Museums <http://www.prismnet.com/~tam>
Western Museums Association <http://www.westmuse.org/>

○その他全米レベルの博物館関係組織

Archives and Museums Informatics (A&MI) <http://www.archimuse.com/>
American Anthropological Association (AAA) <http://www.aaanet.org/>
American Public Gardens Association <http://www.publicgardens.org>
American Alliance of Museums (AAM) <http://aam-us.org>
American Folklore Society (AFS) www.afsnet.org
Association of African-American Museums (AAAM) <http://www.blackmuseums.org>
Association of Art Museum Directors (AAMD) <http://www.aamd.org/>
American Association for State and Local History (AASLH) <http://www.aaslh.org>
Association of Zoos and Aquariums (AZA) <http://www.aza.org>
Association of Academic Museums and Galleries <http://www.aamg-us.org/>
American Federation of Arts (AFA) <http://www.afaweb.org/>
American Institute for Conservation of Historic and Artistic Work (AIC) <http://www.conservation-us.org/>
American for the Arts <http://www.americansforthearts.org/stay-connected>
The Association for Living History, Farm and Agricultural Museums (ALHFAM) <http://www.alhfam.org>
American Bar Association (ABA) <http://www.americanbar.org/aba.html>
Association of Railway Museums <http://www.railwaymuseum.org/>
American Society for Training & Development (ASTD) <http://www.astd.org/>
Association of Science-Technology Centers (ASTC) <http://www.astc.org>
Association of Children's Museums (ACM) <http://www.childrensmuseums.org/>
Board Source www.boardsource.org
Center for Nonprofit Management www.cnm.org
College Art Association (CAA) www.collegeart.org
Committee on Audience Research and Evaluation (CARE) <http://www.care-aam.org/>
Committee on Museum Professional Training (COMPT) <http://www.compt-aam.org/>
Council for Museum Anthropology (CMA) <http://museumanthropology.org/>
Economuseum Network <http://www.economusees.com/>

Federation of State Humanities Councils (FSHC) <http://www.statehumanities.org/>
Foundation for Jewish Culture <http://www.jewishculture.org/>
Foundation Center <http://foundationcenter.org>
Group for Education in Museums (GEM) <http://www.gem.org.uk/>
Heritage Preservation <http://www.heritagepreservation.org>
H-Net Network for Museums and Museum Studies <http://www.h-net.org/~museum/index.html>
International Museum Theatre Alliance <http://www.imtal.org/>
MAP for NonProfits <http://www.mapfor nonprofits.org/>
Museum Computer Network (MCN) <http://www.mcn.edu>
Museum Education Roundtable (MER) <http://museumeducation.info>
Museum Educators of Southern California (MESOC) www.mesonline.org
Museum Security Network (MSN) <http://www.museum-security.org/>
Museum Store Association (MSA) <http://www.museumstoreassociation.org>
Museum Trustee Association (MTA) www.mta-hq.org
National Association of Interpretation (NAI) <http://www.interpnet.com>
National Association for Museum Exhibition (NAME) <http://name-aam.org/>
National Association of Tribal Historic Preservation Officers <http://www.nathpo.org/mainpage.html>
National Art Education Association <http://www.arteducators.org>
National Assembly of State Arts Agencies (NASAA) www.nasaa-arts.org
National Council on Public History (NCPH) <http://www.ncph.org/>
National Fire Protection Association (NFPA) <http://www.nfpa.org/index.asp>
National Humanities Alliance (NHA) <http://www.nhalliance.org>
The Non Profit Times (NPT) <http://www.thenonproffitimes.com>
National Trust for Historic Preservation (NTHP) <http://www.preservationnation.org>
Natural Science Collections Alliance <http://nscalliance.org>
Northeast Document Conservation Center (NEDCC) www.nedcc.org
Official Museum Directory (OMD) <http://www.ond-online.com>
Performing Arts Alliance http://theperformingartsalliance.org/performingarts/paa_home_page.html
Society of American Archivists (SAA) <http://www.archivists.org>
The Society for the Preservation of Natural History Collections (SPNHC) <http://www.spnhc.org>
Visitor Studies Association (VSA) <http://visitorstudies.org>

2. イギリス

イギリスに関する報告の(1)～(6)については、国際アンケートに対する Mark Taylor 氏 (Director, Museum Association) の回答を翻訳したものである。付記、参考文献、参考 URL は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

現在、イギリスでは全国規模の博物館統計調査は実施されていないが、博物館基準認定事業 (Accreditation Scheme) において、基準に合致する認定博物館数をウェブサイト上で定期的に公表している²。それによれば、現在の認定博物館数は、1,743 館である。

博物館基準認定事業による調査では、館種別の博物館数は明らかにしていない。認定博物館は、下表のとおり、設置者別に分類されている。

表 イギリスの認定博物館の設置形態

	館数	%
博物館総数	1,743	100%
(うち) 地方自治体(公立博物館)	573	33%
独立系	767	44%
独立系:ナショナル・トラスト ³	142	8%
独立系:ナショナル・トラスト(スコットランド)	9	1%
国防省附属	65	4%
大学附属	82	5%
国立博物館	70	4%
イングリッシュ・ヘリテッジ ⁴	33	2%
スコットランド世界遺産登録地 ⁵	2	1%未満

出典: Arts Council England, *Statistical report: Accreditation*, 2013.

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

- ・ UK とイングランド: 文化メディアスポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport; DCMS)
- ・ ウェールズ: ウェールズ政府の一部である「ウェールズ博物館・アーカイヴ・図書館 (Museums Archives and Libraries Wales; CyMAL)」
- ・ スコットランド: スコットランドにおける博物館セクターの国家的な開発を担う機関である「スコット

² Arts Council. *Accreditation Statistics*. Retrieved from: <http://www.artscouncil.org.uk/what-we-do/supporting-museums/accreditation-scheme/accreditation-statistics>

³ National Trust の詳細は、<http://www.nationaltrust.org.uk/> を参照のこと。

⁴ English Heritage の詳細は、<http://www.english-heritage.org.uk/> を参照のこと。

⁵ Historic Scotland (スコットランド政府執行機関) に管理されている世界遺産。詳細は <http://www.historic-scotland.gov.uk/> を参照のこと。

ランド博物館・ギャラリー(Museums Galleries Scotland)」

- ・ 北アイルランド:北アイルランド文化、芸術レジャー省の政府外公共機関の「北アイルランド博物館カウンシル(Northern Ireland Museums Council)」

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

主な法律は以下のとおりである。

- ・ 公共図書館・博物館法 Public Libraries and Museums Act (1964 年)
- ・ 地方自治法 Local Government Act (1972 年)
- ・ 国家遺産法 National Heritage Act (1983 年)
- ・ スコットランド国家遺産法 National Heritage (Scotland) Act (1985 年)
- ・ 国立海自博物館法 National Maritime Museum Act (1989 年)
- ・ 博物館美術館法 Museums and Galleries Act (1992 年)
- ・ 大英博物館法 British Museum Act(1963 年法、1753 年法、1902 年法等、大英博物館に関する一連の法律)

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

博物館登録制度に類するものとして「博物館美術館基準認定事業(Accreditation Scheme for Museums and Galleries in the United Kingdom)」がある。この事業は、イングランド・アーツ・カウンシルが、ウェールズ博物館・アーカイヴ・図書館(Museums Archives and Libraries Wales; CyMAL)、スコットランド博物館・ギャラリー(Museums Galleries Scotland)、北アイルランド博物館カウンシル(Northern Ireland Museums Council)と連携して実施しているものである。

(4) 国内の博物館関係組織

イギリス博物館協会(Museums Association) www.museumsassociation.org

(5) 学芸員制度

イギリスには、学芸員制度はないが、イギリス博物館協会によって運営される、博物館の多様な専門職員のための職能開発制度がある。コースを修了した者には、イギリス博物館協会のアソシエートシップ(Associateship of Museums Association;AMA)が与えられる。

(6) 博物館が抱える課題

イギリスの博物館は、現在 3 つの課題を抱えている。

- ・ 公的機関からの実質的な資金支援の減少によって、サービスが縮減したり、財源やガバナンスが変化したり、資金調達業務が増加していること
- ・ 自治体が収蔵品の売却を検討していること
- ・ 専門性(とりわけ収蔵品管理業務の専門性)の喪失

また、こうした課題に対処するための取り組みには次のものがある。

- ・ 博物館を公共セクターから独立型のトラストへ移行させること
- ・ 博物館同士の合併や連携
- ・ 分館等の閉鎖
- ・ 収益を増加させること
- ・ 他の分野(健康、ソーシャルケア、教育など)との連携の強化

[参考文献]

Arts Council England. (5 December 2013). *Statistical report: Accreditation*. Retrieved from: <http://www.artscouncil.org.uk/>

Museums Association. *Museums & Galleries Yearbook 2014*. ※イギリス国内の博物館 2,550 館を収録。
大木真徳「1980 年代以降のイギリスにおける博物館研究の動向と課題—「博物館概念の拡大」という観点から」『博物館学雑誌』第 34 巻第 2 号、2009 年、43-66 頁。

大森隆志「イギリスでの多文化社会における博物館政策および活動」『アートマネジメント研究』第 8 巻、2007 年、98-103 頁。

須賀千絵「英国の公共図書館・博物館法と中央政府の役割の変容」『情報の科学と技術』第 59 巻第 12 号、2009 年、579-584 頁。

中村祐司「イギリス文化行政をめぐる政策ネットワークの研究: 博物館・図書館・スポーツ行政をめぐる政策、制度、管理」『年報行政研究』第 33 巻、1998 年、153-170 頁。

[参考 URL]

Museums Association (MA) <http://www.museumsassociation.org/>

Museums Association. (2013). *Museums Change Lives*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/policy/reports>

Museums Association. (2013). *Cuts Survey*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/policy/reports>

Museums Association. (2013). *Working wonders: action plan for the museum workforce*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/policy/reports>

Museums Association. (2013). *Diversify: reflections and recommendations*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/policy/reports>

Museums Association. (2012). *Effective collections: achievements and legacy*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/policy/reports>

Museums Association. (2012). *Museums 2020 discussion paper*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/policy/reports>

- Museums Association. (2011). *Smarter loans*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2011). *Culture change, dynamism and diversity*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2009). *Sustainability and museums: report on consultation*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2008). *Collections knowledge, summary of findings*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2008). *Collections knowledge, consultation document*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2008). *Sustainability and museums discussion paper*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2008). *Code of Ethics for Museums*. London: Museums Association. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/ethics/code-of-ethics>
- Museums Association. (Undeated). *Disposal Digest: An Introduction to Museums*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/download?id=15854>
- Museums Association. (2008). *Disposal Toolkit Guidelines for Museums*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/download?id=15852>
- Museums Association. (2007). *Making collections effective*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2005). *Collections for the future*. Retrieved from:
<http://www.museumsassociation.org/policy/reports>
- Museums Association. (2004). *Ethical guidelines Advice from the Museums Association Ethics Committee—Acquisition Guidance on the ethics and practicalities of acquisition (1)*. Retrieved from: <http://www.museumsassociation.org/download?id=944526>
- Network of European Museums Organizations. (2010). *The Network—United Kingdom*. Retrieved from: <http://www.ne-mo.org/about-us/the-network/nc/1.html>

3. フランス

フランスに関する報告の(1)～(6)については、Elisabeth JANI 氏 (Documentalist, Documentation Department, UNESCO-ICOM Information Centre) へのEメールと電話でのインタビューから構成した。また、参考文献、参考 URL は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

『文化に関する主要データ2013』によれば、「フランス博物館に関する法律」で定義された「フランス博物館 (musées de France)」は 1,218 館、入館者総数は、5,901 万 8,500 人である。

表 フランスの館種別博物館数(2012年)

	館数	%	入館者数 (千人)	%
博物館総数	1,218	100%	59,018	100
(うち) 美術	340	34%	37,729	64%
歴史	319	32%	11,334	19%
社会・文明	229	23%	5,623	10%
自然・科学・技術	105	11%	4,332	7%

出典: Ministère de la Culture et de la Communication Secrétariat général Département des études, *CHIFFRES CLÉS 2013 STATISTIQUES DE LA CULTURE Musées*, p.32.

設置形態は、下表のとおりである。

表 フランスの博物館の設置形態(2012年)

	館数	%
博物館総数	1,218	100%
(うち) 国	61	5%
地方公共団体	999	82%
民間(財団、協会)	158	13%

出典: 同上, p.33

フランスの統計調査は各政府部局で実施されているが、それらを統括しているのは、国立統計経済学研究所(The Institut national de la Statistique et des Etudes Economiques; INSEE)である。INSEE は、人口動態および社会統計データの調査を実施すると共に、各政府部局が各専門分野で実施している様々な統計数値やサービスを調整・統制している。

文化の領域を担当するのは文化コミュニケーション省の「学術研究および予測部門(Département des Etudes et de la Prospective; DEP)」である。DEP は、文化に関するデータの収集・分析と社会科学の学術研究を通して、フランス国内の文化的な生活を総合的に調査している。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

フランスの博物館を所管しているのは、「文化コミュニケーション省 (Ministère de la Culture et de la Communication)」の「文化遺産総局 (Direction générale des patrimoines)」に置かれている「フランス博物館サービス (Service des musées de France)」である。フランス博物館サービスには、「コレクション副総局 (Sous-direction des collections)」と「博物館政策副総局 (Sous-direction de la politique des musées)」がある。前者は、収集、コレクション目録の作成、文化財の普及、修復と予防的保存、研究、コレクションのデジタルイメージ化と普及に関することを担当し、後者は、組織計画、投資政策、革新・技術に関する助言、国立博物館の運営支援、海外県等を含むフランス共和国内のネットワーク形成、プロフェッショナル間のネットワーク形成に関することを担当している。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

主な法律は次のとおりである。

- ・ 2014 年版の文化遺産法典 (Code du patrimoine, version consolidée au 14 février 2014)
- ・ 法律第 2002-5 号「フランス博物館に関する法律」(2012 年 1 月連結版) (Loi n° 2002-5 du 4 janvier 2002 relative aux musées de France, version consolidée au 01 janvier 2012)

(3) 博物館登録制度等 (博物館の質の担保の仕組み)

「フランス博物館に関する法律」が導入した「フランス博物館」という呼称制度は、公益性を有する学術及び文化的な活動を行う博物館が相互に連携するようになることを目的としている。この呼称は、①博物館が提供するサービスの質、②博物館へのアクセスの民主化(18 歳以下の入館料免除等)、③コレクションの保護と不可譲性(博物館以外へのコレクションの売却は不可)等において、博物館が一定の基準を満たしていることを保証するものである。呼称の対象は、国、地方公共団体、非営利の法人が設置した博物館である。この呼称制度は、博物館が申請し、申請を受けた所管大臣がフランス博物館高等評議会 (Haut Conseil des musées de France) に諮問した後、決定される。

(4) 国内の博物館関係組織

フランスには全博物館種を代表するような博物館協会はないが専門職業別の様々な博物館協会がある。

- ・ フランス公共コレクションの学芸員協会 (L'association Générale des Conservateurs des Collections Publiques de France) <http://www.agccpf.com/>
- ・ フランス美術作品レジストラ協会 (Association française des régisseurs d'œuvres d'art; AFROA) <http://www.afroa.fr>
- ・ フランス保存修復連盟 (Fédération française des conservateurs-restaurateurs) <http://www.ffcr-fr.org>

- ・ 科学技術産業博物館・センター協会 (Association des musées et centres pour le développement de la culture scientifique, technique et industrielle; AMCSTI) <http://www.amcsti.fr/>
- ・ フランス農業博物館・農村遺産協会 (Association française des musées d'agriculture et du patrimoine rural; AFMA) <http://www.afma.asso.fr/>
- ・ フランス動物園協会 (Association française des parcs zoologiques) <http://www.afdpz.org/>
- ・ フランス機関車自動車博物館協会 (Association des musées automobiles de France et de la locomotion) <http://www.amafl.fr/>
- ・ 現代美術連盟 (Fédération des professionnels de l'art contemporain; CIPAC) <http://www.cipac.net/>
- ・ エコ・ミュージアムと社会博物館連盟 (Fédération des écomusées et des musées de société) <http://www.fems.asso.fr/>
- ・ 文学館連盟 (Fédération des maisons d'écrivains et des patrimoines littéraires) <http://www.litterature-lieux.com/>
- ・ フランス・フランス語圏国々の植物園 (Jardins botaniques de France et des pays francophones) <http://www.bgci.org/jbf-fr/2481/>
- ・ 博物館の友フランス連合 (Fédération française des sociétés d'amis de musées) <http://www.amis-musees.fr/>

また、国立美術史研究所 (l'Institut national d'histoire de l'art; INHA) も美術史の分野における国内外の専門家間の協力、研究の促進および知識の普及に貢献している。

(5) 学芸員制度

フランスの学芸員 (conservateur) には 2 種類ある。1つは、文化遺産学芸員 (conservateurs du patrimoine) であり、もう1つは図書館学芸員 (conservateurs des bibliothèques) である。学芸員とは、選抜試験に合格した公務員を指し、民間セクターにおける学芸員という名称の使用は非公式のものである。現在、学芸員の総数は約 7,460 人である (Cour des comptes 2011)。

学芸員の資格は、「国立文化財研究機関 (L'Institut national du patrimoine; INP)」⁶ を修了することにより得られる。INP は、フランス文化大臣の管轄下に置かれている公施設法人 (établissement public) の高等教育機関であり、毎年、学芸員候補 (40～50 名) と保存修復家候補 (約 20 名) を受け入れるための選抜試験とその研修を実施している。INP の選抜試験を受験するには、学士号あるいはそれに相当する資格の所有者である必要があるが、合格者の多くは、修士号取得者あるいは専門研究課程の修了者である。ルーヴル学院 (École du Louvre)、パリ第 1 大学、第 4 大学、パリ・ナンテール大学、リル第 3 大学等では、この選抜試験のための対策を実施している。選抜試験では、考古学、歴史、美術史、民族学、自然科学の知識、外国語、受験者が選択した専門分野の作品に関する専門性が問われるとともに、その分野での実地経験や研究も必要とされる。

⁶ INP は、2001 年に、国立文化財学院 (École nationale du patrimoine; ENP) とその附属機関であったフランス美術保存修復家研究機関 (L'Institut français de restauration des œuvres d'art; IFROA) の合併により生まれた機関である (デクレ 2001-1236)。学芸員育成部門は、国立美術史研究機関 (Institut national d'histoire de l'art) にある。

INP に入学すると、考古学、古文書、調査、歴史的建造物、美術館、科学・技術・自然遺産の 6 つの専門分野における 18 ヶ月間の研修を受講する。研修内容は、フランス国内の文化マネジメント機関(2 カ所)と文化遺産研究所(2 カ所)におけるインターンシップとフランス国外での課題の実施、そして、法律学、パブリック・マネジメント(公的管理)、文化遺産とアウトリーチ、文化遺産とマルチメディア、文化遺産の経済、ソーシャル・マネジメント、保存・修復、歴史的建造物の増改築等の専門的な講義・セミナーの受講と外国語の講義・セミナーの受講である。

(6) 博物館が抱える課題

回答なし

[参考文献]

- Benhamou, F. and Moureau, N. (2006). From Ivory Towers to Museums: Open to the Community: changes and developments in France's cultural policy. *Museum International* 58(4): 21-28.
- クサビエ・グレフ(垣内恵美子監訳)『フランスの文化政策 芸術作品の創造と文化的実践』(水曜社) 2007 年。(第 7 章「ミュージアム政策」)
- 調査及び立法考査局フランス法研究会訳(大山礼子監訳)「フランス博物館に関する 2002 年 1 月 4 日の法律第 2002-5 号」『外国の立法』222 号(2004.11)、115-122 頁。
- 福井千衣「フランスの博物館と法制」『外国の立法』222 号(2004 年 11 月)、100-122 頁。

[参考 URL]

- Cour des comptes. (2011). *Les musées nationaux après une décennie de transformations*. Retrieved from: http://www.ccomptes.fr/content/download/1582/15699/version/5/file/Rapport_public_thematique_musees_nationaux_mars_2011.pdf
- Ministère de la Culture et de la Communication Secrétariat général Département des études, de la prospective et des statistiques. (22 mars 2013). *CHIFFRES CLÉS 2013 STATISTIQUES DE LA CULTURE Musées*. Retrieved from: <http://www.culturecommunication.gouv.fr/Politiques-ministerielles/Etudes-et-statistiques/Les-publications/Collections-d-ouvrages/Chiffres-cles-statistiques-de-la-culture/Chiffres-cles-2013>.
- Network of European Museum Organisation. *Country Information: France*. Retrieved from: <http://www.ne-mo.org/about-us/the-network/country-information.html>

4. イタリア

イタリアに関する報告の(1)～(6)については国際アンケートに対する Alberto Garlandini 氏(President, ICOM-Italy)と Adele Maresca Compagna 氏(Vice President, ICOM-Italy)の回答を翻訳したものである。また、付記、参考文献、参考 URL は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

イタリア共和国では、国家統計研究所(L'Istituto nazionale di statistica; ISTAT)が文化財・文化活動観光省(Il Ministero per i beni e le attività culturali; 以下 MiBACT と略す)やイタリア国内の各州(Regione)と協力して、「イタリアにおける博物館、遺跡、記念碑(Musei, le Arre Archeologiche e i Monumenti in Italia)」という統計調査を実施している。これによれば、イタリアには3,847館の博物館、240カ所の古代遺跡、501カ所の記念碑を含む合計4,588館ある(ISTAT 2013)。

表 イタリアの館種別博物館数(2011年)

	館数	%
博物館総数	3,847	100%
(うち) 民族人類学	649	17%
考古学博物館	596	15%
美術館(5～19世紀)	457	12%
歴史博物館	438	11%
宗教美術	394	10%
近現代美術	380	10%
自然史博物館	357	9%
専門的な博物館	329	9%
その他	247	6%

出典: ISTAT, *Statistiche report: Anno 2011 Musei, le Arre Archeologiche e i Monumenti in Italia*, p.1.

表 イタリアの博物館の設置形態(2011年)

	館数	%
博物館総数	3,847	100%
(うち) 国公立	2,454	63.8%
私立	1,393	36.2%

出典: 同上, p.11

なお、国公立博物館のうち、9%は MiBACT による国立博物館である。41.6%は基礎自治体(Comune)による施設である。また、私立博物館のうち、10%はキリスト教会系の施設である。

ちなみに、入館者数について補足すると、2011年のイタリア国内の博物館の総入館者数は、1億

388万8,764人である。その内の38.8%はMiBACT所管の国立博物館への入館者数である。また、2011年における有料入館者数は5,487万6,648人である。なお、イタリアの博物館の49%は無料で公開されている。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

国家レベルの博物館に関してはMiBACTが、地方レベルの博物館に関しては各州(regione)が所管している。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

- ・ 2004年1月22日立法令「文化財・景観財法典(第1部)」
(Legislative Decree 42 of January 22, 2004, “Code of the Cultural and Landscape Heritage” Part I)

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

博物館登録制度は国家レベルでは存在しないが、州によっては独自の登録制度を持っている。ロンバルディア州やエミリア・ロマーニャ州の登録制度は特筆すべき事例である。

(4) 国内の博物館関係組織

- ・ 国際博物館会議イタリア委員会(ICOM-Italy) <http://www.icom-italia.org/>
- ・ 地方博物館協会(National Association of Local Authority Museums; ANMLI) www.anmli.org
- ・ 教会博物館協会(Association of Ecclesiastic Museums; AMEI) www.amei.biz
- ・ 現代美術館協会(Italian Association of Contemporary Art Museums; AMACI) www.amaci.org
- ・ 博物館の友協会(Italian Federation of Friends of Museums; FIDAM)

(5) 学芸員制度

国家レベルにおける学芸員制度はないが、州レベルでは、美術史家、考古学者、建築家、公的な手続きにより選定された公務員などが学芸員や館長を務める。学芸員には学士や修士のレベルの学歴と専門性が求められているが、専門性の内容が就職後の博物館での業務と直接関連しないこともある。

(6) 博物館が抱える課題

イタリアの博物館コミュニティは現在5つの課題を抱えている。

- ・ 博物館専門家の専門職業的な地位に対する認識を向上させること
- ・ 博物館の経営・財政的な自立
- ・ 革新的な運営方法の開発
- ・ 国、地方レベルにおける博物館運営の新しいモデルの開発

- ・ 地域社会で博物館が社会的な役割を果たすこと

[参考文献]

對馬由美「イタリアにおける博物館の文化政策に関する一考察—ローマ歴史的都心部を中心として」
『教育研究所紀要』第15巻、2006年、75-84頁。

[参考 URL]

ISTAT. (28 Novembre 2013). *Statistiche report: Anno 2011 Musei, le Arre Archeologiche e i Monumenti in Italia*. Centro diffusione dati. Retrieved from: <http://www.istat.it/it/archivio/105061>

5. ロシア

ロシアに関する報告の(1)～(6)については、国際アンケートに対する Afanasy Gnedovsky 氏 (CEO, ICOM-Russia) の回答を翻訳したものである。また、参考文献は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

ロシアでは博物館に関する全国規模の統計調査は実施されてこなかったが、国際博物館会議ロシア委員会(ICOM ロシア)は、2016年のICOM世界大会招致に向けて、博物館数と館種に関する非公式の調査を実施した。ロシアには国立博物館が75館ある。博物館総数は3,000以上と考えられているが、ICOM ロシアが把握しているのは、そのうち1,961館である。館種は別表のとおりである。設置形態については調査を実施していない。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

博物館を所管するのは文化省文化遺産局である。その他いくつかの省庁(防衛省、総務省、エネルギー省)は、独自の博物館ネットワークを持っている。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

ロシアの博物館に関する主要な法律は次のとおりである。

- ・ ロシア連邦文化基本法(Basic Law of the Russian Federation on Culture) (1992年):基本法の主な目的は、憲法上の文化権の擁護、無料の文化活動の法的な保証、文化的な領域の間の関係性に関する法的規範の定義付け、および連邦政府による文化政策の原則の定義、連邦政府による文化支援に関する法的規範の定義である。
- ・ 連邦法第54号「ロシア連邦博物館基金とロシア連邦における博物館に関する連邦法(1996年)」:博物館基金の法的地位、およびロシア国内における博物館の設立とその機能を規定している。
- ・ 連邦法第127号「文化遺産資料の輸入と輸出(2004年)」:文化遺産資料の保存、不法な取引の禁止、国際的な協力の発展を目的としている。
- ・ 連邦法第73号「ロシア連邦の人々の文化遺産(歴史的・文化的記念物)に関する連邦法(2002年)」:文化遺産資料の保存、利用、普及(popularization)と連邦政府による保護との関係を規定している。

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

ロシアには、特別な博物館登録制度はない。連邦法第54号は、ロシア連邦博物館基金の登録と保存を規定している(Stateの部分とnon-Stateの部分)。博物館は、Stateによるものとnon-Stateによるものがある。すべてのStateの博物館は、ロシア連邦あるいは地方政府が定める手順によって登録

表 ロシアの館種別博物館数

	館数
博物館総数	1,961
(うち) 自然史博物館	68
科学・技術センター	158
美術館	255
郷土史博物館	506
動物園	10
歴史的建造物・名所旧跡	30
現代美術館	21
記念碑	82
自然保護区—建築物	53
装飾美術	9
軍事博物館	57
劇場博物館	29
文学館	117
音楽博物館	15
博物館-名所旧跡	30
文化センター	7
服飾博物館	2
医療博物館	13
大学博物館	28
海洋博物館	20
スポーツ博物館	2
写真博物館	5
IC-MEMO ^(注)	4
考古学博物館	11
民族学博物館	109
子ども博物館	6
歴史博物館	263
銀行博物館	3
郵便博物館	1
その他	47

(注) IC-MEMOは、“International Committee of Memorial Museums for the Remembrance of Victims of Public Crimes”(公共に対する犯罪犠牲者追憶のための記念博物館国際委員会)”の略称で、国際博物館会議(ICOM)の国際委員会の1つである。この表は、「公共に対する犯罪犠牲者追憶のための記念博物館」に該当する施設がロシアに4館あることを示している。

され、再組織され、解体される。非政府系の博物館の法律は、法務省によって登録される。非政府系の博物館の収蔵品は、博物館基金のうちの State の部分と non-State の部分として登録される。この登録手続きは文化省によって行われる。

(4) 国内の博物館関係組織

- ・ ロシア博物館連合 (Union of Russian museums) <http://www.souzmuseum.ru/>
- ・ ロシア博物館協会 (Association of Russian museums) <http://www.amr-museum.ru/>
- ・ 科学技術博物館協会 (Association of Science and technical museums)
<http://www.polymus.ru/professionalam/assotsiatsiya/> *10 の地方支部がある。
- ・ 自然史博物館協会 (Association Natural-history museums) <http://www.museum.ru/R32>
- ・ 宇宙航空学博物館協会 (Association of museums of cosmonautics)
<http://www.museum.ru/R5>
- ・ 音楽文化博物館協会 (Association of museum of musical culture) <http://www.glinka.museum/>
*ロシアのみならず独立国家共同体(CIS)の博物館も含む組織である。

(5) 学芸員制度

ロシアには、国際的な意味合いにおけるキュレーターというカテゴリーはなく、「キーパー」という職種を設けている。キーパーは、収蔵品の管理のみならず、展示方針の決定にも関与する。

博物館分野における専門職業基準(Professional Standards)を策定するのは労働省である。ロシアでは、15 段階の資格認定があり、教育課程にある学生が博物館で勤務した際には、部門にもよるが第 4~5 級の資格を得ることができる。大学院生は第 6 級を得ることができるが、所属する学部が国際的な学部であれば第 8 級を得ることができる。学位を持つ専門家であれば 2 年ごとに昇級できる。例えば、博物館の科学分野のチーフになるには、学位と 5 年間の勤務経験が必要である。博物館の収蔵品のチーフ・キーパーになるには、最上級の博物館におけるキーパーとしての 3 年間の勤務経験(第 6~8 級)が必要である。

(6) 博物館が抱える課題

ロシアの博物館コミュニティが直面する課題の一つに、毎年のように博物館に導入される新しい法律への対処がある。ロシアでは文化セクターへの政府支援は大きく変化している。連邦法第 83 号によって、2012 年 7 月 1 日より、ロシアの博物館は 3 つのグループ(国庫施設型、予算施設型、独立施設型)に分類された。国庫施設型の博物館は、従来通り連邦予算から補助金を得ており、全財産はあらゆる強制的な取り立て(exactions)から政府によって保護されている。他の 2 つのグループでは、サービスの提供に必要な予算について補助金を得られるが、その補助金は、サービスの提供に伴うプロジェクトの終了後に支給される。法によれば、補助金の規模は現在よりも縮小することになっており、予算の算定には、博物館の所有物の維持管理費等のコストは含まれていない。予算施設型の博物館は、職員への給与(最も基本的な給与水準)に対する補助金を得られるが、独立施設型の博

博物館には職員の給与に対する支援はない。また、予算施設型の博物館は、ロシア連邦の博物館基金の一部である、政府によって購入された特に貴重とされる作品や資料を除くあらゆる動産に対する責任が課せられている。独立施設型の博物館は動産に加え、自ら購入した(2012年以前に政府が購入したものは除く)不動産についての責任も負わなくてはならない。2012年7月1日以降、博物館は、各館の設置者が規定すれば(例:連邦博物館の場合はロシア連邦政府、地方博物館の場合は地方政府、市立博物館は市役所)、国庫施設型の博物館から予算施設型の博物館へ、地位を変更できるようになった。

2012年、ICOMロシアとロシア博物館連合は共同で2020年に向けたロシア連邦の博物館活動の活性化計画づくりに着手し、博物館界全体の発展を目指した規範文書を作成した。また、博物館界は新たな職業的な基準(professional standard)の開発に取り組んでおり、2013年にICOMロシアは博物館活動の最低基準(minimal standard)の策定を開始した。これが、ロシアの博物館にとって非常に困難であるのは、我々は従来こうした文書を策定してこなかったため、商業施設等でも「博物館」という名称が用いられており、その概念を過小評価する傾向があったからである。今後、基準の策定が博物館活動のレベルを引き上げ、「博物館」という名称の利用を制限できるかどうかを注視したい。

2014年の4月頃、「2025年までのロシア連邦文化政策基本方針」が発表されることになっているが、ロシアの博物館コミュニティはこの方針の策定過程に参加している。

[参考文献]

Tchouikina, S. (2010). The Crisis in Russian Cultural Management: Western Influences and the Formation of New Professional Identities in the 1990s–2000s. *The Journal of Arts Management, Law, and Society* 40: 76-91.

堀内賢志「ロシア 学校・病院等の公的施設の自由化に関する連邦法が成立」(短信)『外国の立法(2010.7/8)』国立国会図書館調査及び立法考査局、33頁。

6. アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦に関する報告の(1)～(6)については、Eman Assi氏(Secretary, ICOM-UAE and Architectural Heritage Department, Dubai Municipality)へのEメールと電話でのインタビューから構成した。また、付記、参考文献、参考URLは事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

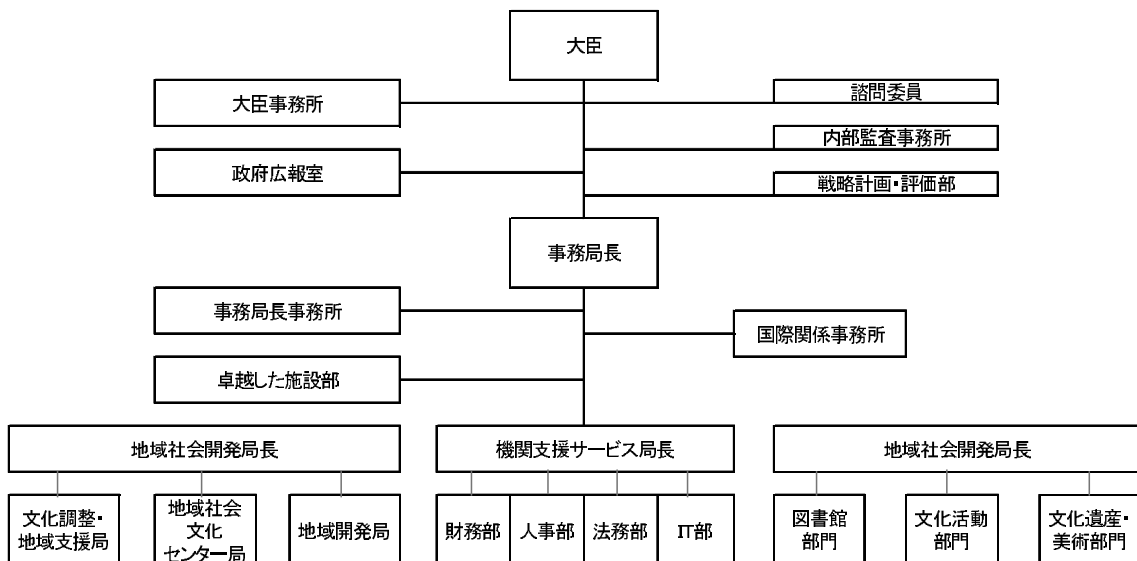
現在、アラブ首長国連邦では全国レベルの博物館統計は実施されておらず、博物館総数、博物館種別数、博物館設置者などに関する情報は公開されていない。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

アラブ首長国連邦の博物館制度は分権化されており、各首長国の文化遺産担当部局(例:ドバイでは建築文化遺産局)が博物館を所管している。中央政府には、文化青年地域開発省(The Ministry of Culture, Youth and Community Development)と観光文化遺産評議会(UAE National Council of Tourism and Antiquities; NCTA)があるが、実際の博物館業務には関与していない。

図 文化青年地域開発省の組織図



出典: United Arab Emirates Ministry of Culture Youth & Community Development, *Organization Chart*, 2012.

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

全国レベルにおける博物館法や文化財保護法はまだ整備されていないようである⁷。

⁷ United Arab Emirates Ministry of Culture Youth and Community Development. *FAQs*. Retrieved from: <http://www.mcycd.gov.ae/En/Pages/FAQs.aspx> 文化青年地域開発省のウェブサイトには “The Ministry was waiting for the Federal law enactment for establishing a National Council of Antiquities and Tourism, to enable the council to have a final reading of the antiquities law project to submit it to the competent authorities for issuance.”とある。

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

全国レベルの博物館登録制度があるかどうかは分からない。

(4) 国内の博物館関係組織

国際博物館会議アラブ首長国連邦委員会(ICOM-UAE)

(5) 学芸員制度

全国レベルの学芸員制度はない。現在、学芸員になる一般的なキャリア・パスとしては、高校を卒業した後、各博物館で実施されている文化財や文化遺産に関する専門の人材育成コースに参加することである。博物館学の学位は就職においては有利な条件となるが、まだ一般的ではない。

(6) 博物館が抱える課題

アラブ首長国連邦の博物館の最大の課題は、博物館がまだ人々の生活に十分浸透しておらず、博物館への来館者が少ないことである。今後、博物館体験の価値について情報発信し、博物館への理解を深めていく必要がある。また、博物館の専門職員が少ないため、専門職の人材を育成することも今後の大きな課題である。

[付記]

※ [付記]のうち、引用のない部分に関しては、The National Council of Tourism and Antiquities. *History and Culture, About UAE* のウェブサイトからの情報をもとにしている。

アラブ首長国連邦は、アブダビ首長国 (Abu Dhabi)、ドバイ首長国 (Dubai)、シャールジャ首長国 (Sharjah)、アジュマーン首長国 (Ajman)、ウムム・アル＝カイワイン首長国 (Umm Al Quwain)、フジャイラ首長国 (Fujairah)、ラアス・アル＝ハイマ首長国 (Ras Al Khaimah) の7首長国から構成される君主国家である。アラブ首長国連邦統計局の人口推計 (2006年～2010年) によれば、人口は約8,264,070人と推定されている⁸。

近年、フランス、イギリス、アメリカとの合同発掘調査によって、先史時代の遺跡が国内で次々と発見されたことに伴い、文化遺産の保全や文化遺産の観光への活用は大きな関心事となっている。

首都を擁するアブダビは、UAEの面積のおよそ86.7%を占め、政治、商業、文化の中心地である。1950年代までは放牧、漁業、真珠の生産が主な産業であったが、1958年に石油の採掘が始まって以来、世界で最も裕福な都市の一つとなった。現在、サービス業の振興や技術革新によって文化の中心地となることを目指しており、2006年にソルボンヌ大学アブダビ校が、2010年にニューヨーク大

⁸ National Bureau of Statistics of United Arab Emirates. *Population Estimates 2006-2010*. Retrieved from: <http://www.uaestatistics.gov.ae/ReportPDF/Population%20Estimates%202006%20-%202010.pdf>

学アブダビ校が開校したのを始め、ルーヴル美術館の分館(2014年開館予定)⁹やグッゲンハイム美術館の分館¹⁰の設立も計画されている。

ドバイは、貿易の中心地として発展してきたが、石油資源の枯渇が懸念されるようになったため、産業の中心を観光業、不動産業、金融業等へと変化させ、2000年代後半からは不動産事業や国際的なスポーツイベント等の開催を通じて世界の注目を集めるようになった。

シャールジャは1990年代後半から首長のイニシアチブのもと、数多くの博物館が設立され、UNESCOによる「1998年アラブの文化首都(1998 UNESCO Cultural Capital)」¹¹に指定された。ドバイやアブダビを近隣に抱えながらも、2011年には50万人もの観光客がシャールジャの博物館を訪れ、その博物館活動は国内外で高く評価されている(Bouchenaki 2011 p.96)。

オマーン湾の海岸沿いに位置したフジャイラは、漁業や農業が盛んな地域である。最近では、東海岸の遺跡や考古学資料、ヤシの葉で覆われた練土による建築物群等の文化遺産も注目されるようになってきている。

アジュマーン、アルカイワン、ラスアルカイマーの主な産業は農業、漁業、採掘業等で、他の首長国に比べると開発のペースは緩やかであるが、遺跡や考古学資料、古代の要塞、歴史的建造物を利用した博物館ある。

[参考文献]

- Bouchenaki, M. (2011). The Extraordinary Development of Museums in the Gulf States. *Museum International* 63(3-4): 93-103.
- Boumansour, F. (2011). The Role of Museums in Emirati Culture. *Museum International* 63(3-4): 11-24.

[参考 URL]

- Ministry of Culture Youth and Community Development. *FAQs*. Retrieved from: <http://www.mcycd.gov.ae/En/Pages/default.aspx>
- The National Council of Tourism and Antiquities. *Museums*. Retrieved from: <http://www.uaetourism.ae/en/>
- *History and Culture*. Retrieved from: <http://www.uaetourism.ae/en/web/guest/history-culture>
- *About the UAE*. Retrieved from: <http://www.uaetourism.ae/en/web/guest/uae>
- United Arab Emirates. *Culture and Heritage*. Retrieved from: <http://www.government.ae/en/web/guest/culture>

⁹ The Louvre Museum. ルーヴル・アブダビ. Retrieved from: <http://www.louvre.fr/jp/%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%B4%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%A2%E3%83%96%E3%83%80%E3%83%93>

¹⁰ The Solomon R. Guggenheim Foundation. *Abu Dhabi*. Retrieved from: <http://www.guggenheim.org/abu-dhabi>

¹¹ “The Arab Cultural Capital programme (アラブの文化首都事業)”は、アラビア文化を讃え、アラビア地域に対する意識を高め、アラビア諸国間の国際的な協力を促進するために1995年にUNESCOによって開始されたプログラムである。

United Arab Emirates Ministry of Culture Youth & Community Development. (2012). *Organization*

Chart. Retrieved from: <http://www.mcycd.ae/en/theministry/Pages/OrganizationChart.aspx>

堀抜功二(2011年)「アラブ首長国連邦 現在の政治体制・政治制度」『「中東・イスラーム諸国の民主化データベース」を掲載しているイスラーム地域研究「民主化研究班」』ウェブサイト。Retrieved from: http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/uae/institution.html

7. ブラジル

ブラジルに関する報告の(1)～(6)については、国際アンケート Diogo Henrique Carvalho 氏 (Chefe da Assessoria Internacional, Instituto Brasileiro de Museus) の回答を翻訳したものである。また、参考文献・URL は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

ブラジルにおける基本的な統計情報は、ブラジル博物館機構 (Instituto Brasileiro de Museus; IBRAM) による「全国博物館登録 (National Registry of Museums)」である。全国博物館登録は、博物館セクターの統合を図るために、博物館に関する情報を収集、登録、広報することを目的として 2006 年の 3 月に開始された。以来、IBRAM は、全国博物館登録によってブラジル国内の 3,300 館以上の博物館を特定し、2011 年に“*Guia dos Museus Brasileiros* (ブラジルの博物館ガイド)” (IBRAM 2011a)、“*Museus em Números* (数値でみる博物館)” (IBRAM 2011b) という出版物を刊行し、情報の普及を図っている。

“*Museus em Números*”は、ブラジルの博物館セクター全体に関する統計的な分析とともに、博物館の所在地、コレクション、アクセス、サービス、物理的な特徴等に関する情報を提供しており、ブラジルの博物館の全体像を明らかにした初の統計調査である。

ブラジル国内には現在 3,346 の博物館がある。そのうち、3,042 館は開館しているが、209 館は閉館中で、95 館は建設中あるいは計画段階にある。設置形態は、下表のとおりである。

表 ブラジルの博物館の設置形態

	館数	%
博物館総数	3,346	100%
(うち) 政府(連邦、州、市)	2,004	60%
民間(協会、企業、財団、その他の団体)	713	21%
その他の運営方法	339	10%
不明	290	9%

政府が設置する 2,004 館のうち、376 館は連邦政府、495 館は州政府、1,113 館は地元政府によって設置されている (2014 年 1 月 13 日現在)。なお、ブラジル国内には 26 州、5,570 市がある。

ブラジルでは、館種別の博物館数は把握されていないが、2014 年から新しい調査指標が導入される予定である。ブラジルの博物館は、現在、下表のとおり、南部、南東部、中西部、北部、北東部という 5 つの地域ごとに統計がとられている。

表 ブラジルの博物館の地域分布

地域	館数	%
博物館総数	3,346	100%
(うち) 南部	952	28%
南東部	1,286	38%
中西部	249	7%
北部	160	5%
北東部	699	21%

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

ブラジルの文化省(Ministério da Cultura; MINC)は、美術、民俗芸能、文学、国家的な文化表現および歴史的、考古学的、文化的な遺産の保存に関するセクターの振興と育成を担っている。文化省の下には、特定の分野ごとに文化省を支援する連邦政府機関、事務局、地域事務所やその他の関連組織がある。

IBRAMは、文化省の下に2009年に(11.906法により)設置された連邦政府機関であり、国家博物館政策(Política Nacional de Museus; PNM)に基づき、博物館セクターの発展を目的とした政策の実務を行っている。具体的には、来館者数や博物館収入の増加、収集方針や収蔵品の保存方針の策定、博物館同士の連携の促進等が挙げられる。IBRAMは、また、連邦政府が設置する博物館のうちの30館の行政事務と管理運営を担うとともに、全国博物館登録の実施者でもある。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

ブラジルには文化財保護および博物館に関する法律が数多く存在する。以下はその一部である。

- ・ ブラジル連邦憲法(1988年)(文化財に言及する条文あり)
- ・ 1937年11月30日付法律第25号(国家の歴史あるいは芸術的な遺産の保護を確立)
- ・ 1958年11月11日付法律第44.851号(武力紛争の際の文化財の保護のための条約(1954年ハーグ条約)を実施するための国内法)
- ・ 1961年7月26日付法律第3.924号(考古学的なモニュメントや先史時代の遺跡の保護)
- ・ 1965年11月19日付法律第4.845号(ブラジル国内で1889年以前に生産された美術品や工芸品の国外への持ち出しを禁止)
- ・ 1966年3月23日付法律第58.054号(アメリカ諸国における動植物および景勝地の保護に関する条約を実施するための国内法)
- ・ 1968年7月9日付法律第5471号(古書(antique books)およびブラジリアン・ブック・コレクションの輸出に関する法律)

- ・ 1972年11月28日付立法法第71号(1970年10月12日から11月14日に第16回ユネスコ総会で承認された「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(文化財不法輸出入等禁止条約)」の承認。
- ・ 1975年12月15日付法律第6292号(歴史芸術遺産機構による文化財の承認)
- ・ 1984年12月18日付法律第7287号(博物館学専門家の専門職業分野を規定)
- ・ 1985年7月24日付法律第7347号(環境への損害、消費者への損害、および芸術的・歴史的・観光・風景に関する価値をもつ財や権利への損害に対する訴訟などを統制)
- ・ 1991年12月23日付法律第8313号(国家文化支援計画(National Program for Culture Support; PRONAC)の実施等)
- ・ 1992年10月23日承認「専門職業倫理規程—連邦博物館学協議会(Museology Federal Council; COFEM)」
- ・ 2000年8月4日付法律第3551号(ブラジルの文化遺産を構成する無形文化財登録制度の実施と国家無形文化財事業の創出等)
- ・ 2002年3月12日付法律第10413号(企業内の文化財を国家民営化計画(National Program of Privatization)に含める決定)
- ・ 2004年11月5日付法律第5264号(ブラジル博物館システム(Brazilian Museum System)の設置等)
- ・ 2009年1月14日付法律第11904号(博物館法の制定) *この中で博物館は、「歴史的、芸術的、科学的、技術的、その他の文化的価値を有する事物のコレクションを一般に公開し、その発展を目的として、保存、調査、研究、教育、観光、解釈を行う非営利機関」と定義されている。
- ・ 2009年1月20日付法律第11906号(ブラジル博物館機構(IBRAM)の設置等)
- ・ 2010年12月2日付法律第12343号(国家文化計画(National Culture Plan – PNC)の実施と国家情報・文化指標システム(National System of Information and Cultural Indicators - SNIIC)の導入等)
- ・ 2013年7月9日付法律第12840号(法律内の仮説(hypothesis)で、博物館における芸術的・歴史的価値のある文化財の分配を規定)

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

ブラジルの全国博物館登録は、2013年付法律第8124号により実施されている。全国博物館登録は、博物館の登録、統合、廃止を正式に証明するものである。これにより、IBRAMを介して連邦政府や、各州・市・連邦区(federal district)の博物館システムを代表する公共団体(public organizations)の間で、全国博物館登録に関する情報が共有されている。現状では博物館活動やそのサービスの質を評価する制度は存在しない。しかし、ソーシャル・ネットワークや特定のウェブサイト等(TripAdvisor)のツールを介して評価を行う団体はある。IBRAMは社会参画を促進するために、ウェブサイト上で有用なウェブサイトのリンク先を紹介したり、評価ツールを提供していく予定である。

(4) 国内の博物館関係組織

ブラジルの博物館セクターには、博物館、収蔵品、手続き等のマネジメントの共同化を目的として、博物館間および類似機関との対話の促進を図る「ブラジル博物館システム(Sistema Brasileiro de Museus; SBM)」という組織がある。SBMは、州および市レベルにおいてSBMと同様の役割を果たす組織の設置や、テーマ別のネットワークの形成も奨励している。

SBMには、政府セクターと博物館セクター関係の民生団体の代表者から構成されるマネジメント委員会がある。マネジメント委員会の役割は、対話型かつ参画型の手法をとりながら博物館セクターに様々な活動を提案することである。

州や都市の中には、博物館を所管する部局と連携する組織「博物館システム」を設置しているところもある。現在、ブラジルには次の通り、17の博物館システムがある。

- ① ブラジル博物館システム *連邦レベル
- ② パラナ(Paraná)州博物館システム
- ③ リオ・グランデ・ド・スル(Rio Grande do Sul)州博物館システム
- ④ セアラ(Ceará)州博物館システム
- ⑤ サンタ・カタリナ(Santa Catarina)州博物館システム
- ⑥ マト・グロソ(Mato Grosso)州博物館システム
- ⑦ アラゴアス(Alagoas)州博物館システム
- ⑧ リオ・デ・ジャネイロ(Rio de Janeiro)州博物館システム
- ⑨ サン・パウロ(São Paulo)州博物館システム
- ⑩ ミナス・ジェライス(Minas Gerais)州博物館システム
- ⑪ 連邦区(Federal District)博物館システム
- ⑫ ペレット(Pelotas)市博物館システム
- ⑬ オーロ・プレト(Ouro Preto)市博物館システム
- ⑭ サン・ルイス(São Luis)市博物館システム
- ⑮ サンタ・マリア(Santa Maria)市博物館システム
- ⑯ ジョアンヴィル(Joinville)市博物館システム
- ⑰ リオ・グランデ(Rio Grande)市博物館システム

(5) 学芸員制度

ブラジルには学芸員養成のための学校や資格制度はない。ブラジルでは、学芸員とは美術展を組織・運営する過程で、美術作品を選定し、カタログを出版し、企画をデザインし、美術展の設営と解体を担当する職員と考えられており、学芸活動は、美術展の主題に応じて、美術史家、美術評論家、哲学者、博物館学者等、多様な専門家が担っている。

(6) 博物館が抱える課題

近年、ブラジルの博物館セクターは大きく発展したが、克服すべき課題も少なくない。『数値でみ

る博物館』に明らかなどおり、博物館の分配の不平等(特定の地域への集中)の解消は、博物館政策にとって大きな課題である。IBRAM は、「もっと博物館を(More Museums)」と呼びかける取り組みに投資している。こうしたツールにより、IBRAM は、博物館がない都市や少ない都市に対する設備投資、リノベーション実施計画、展示計画や修復作業等を支援している。

博物館の分布を人口密度、平均収入、文化マネジメント組織の地理的分布に照らし合わせてみると、博物館分野が不均一であることが判る。例えば、人口密度の高い地域には博物館が集中していたり、収入の多い地域により多くの博物館が存在していたりする。

また、文化に関する行政の構造や公共投資も重要な要素である。博物館の地理的な分布は、財団法人や行政機関の事務所、行政府等の下部組織といった、公的な文化マネジメント団体の分布と関係がある。文化政策を立案し、執行するそうした団体がある地域には、より多くの博物館が存在している。その地域では、さらに政府による投資も行われている。ブラジル政府も文化セクターにおける商品やサービスに対する投資を行っている。

応用経済学研究所(Applied Economics Research Institute; IPEA)によると、一般的に博物館が多い都市には、公共図書館、劇場、文化センターも多く存在する。この分析は、文化的公共政策の特徴をよく示している。明らかにブラジルの南東部と南部には、より高い所得層の人々が居住しており、政府系の文化マネジメント機関も多く、文化に対する投資額も大きい。

文化や社会経済発展を享受する機会が平等ではない今の状況を、どうしたら是正できるのか。統計データは、博物館の不平等な分布が社会経済的な要因から生じていることを説明するものであるが、これは、同時に文化財に対するアクセスの拡大や民主化を実施するための道筋も示している。IBRAM は、こうした現実にも積極的に向きあい、ブラジルの社会経済的な発展を支援するための行動計画を実施しながら、博物館セクターの振興に貢献したいと考えている。

[参考文献・URL]

IBRAM. (2011a). *Guia dos Museus Brasileiros*. Brasília: Instituto Brasileiro de Museus.

Retrieved from: <http://www.museus.gov.br/os-museus/museus-do-brasil/>

IBRAM. (2011b). *Museus em Números*. Brasília: Instituto Brasileiro de Museus. Retrieved

from: <http://www.museus.gov.br/os-museus/museus-do-brasil/>

8. 中国

中国に関する報告の(1)～(6)については、国際アンケートに対する Ivy Jinging Huang 氏（中国博物館協会）の回答を翻訳したものである。参考文献は事務局による。なお、中国については不明な点も多いため、国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報調査室の岡村志嘉子氏にも別途調査を依頼した。結果を「解説」として掲載している。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

中国国家統計局、国家文物局博物館司による統計によれば、中国には3,866館の博物館がある。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

- ・ 国家文物局博物館司
- ・ 中国全土の地域政府レベルにおける文物局

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

- ・ 中華人民共和国文化財保護法 (Law of the People's Republic of China on Protection of Cultural Relics)
- ・ 中華人民共和国文化財保護法実施条例 (Regulations for the Implementation of the Law of the People's Republic of China on Protection of Cultural Relics)
- ・ 博物館管理規則 (Rules on Management of Museums of China)

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

国家レベルにおける博物館登録制度は、国家文物局が実施している。地方レベルにおける博物館登録制度は地方政府の文物局が実施している。登録規則と博物館コレクションのドキュメンテーションは、国家文物局が実施している。博物館コレクションの同定基準は国家文物局が実施する。博物館の格付け(grading)や評価(assessment)は、中国博物館協会が実施している。

(4) 国内の博物館関係組織

- ・ 中国博物館協会 (Chinese Museums Association) <http://www.chinamuseum.org.cn/>
- ・ ICOM 中国委員会 (Chinese National Committee of ICOM) <http://www.chinamuseum.org.cn/>
- ・ 中国自然史博物館協会 (Chinese Association of Natural Science Museums)
- ・ 中国文化遺産協会 (Chinese Association of Cultural Relics)
- ・ 中国文化遺産保護財団 (Chinese Cultural Relics Protection Foundation)
- ・ ICOMOS 中国委員会 (Chinese National Committee of ICOMOS)

(5) 学芸員制度

各博物館の学術評価委員会による学術評価制度(The Academic Evaluation System)がこれに該当する。

(6) 博物館が抱える課題

中国の博物館界は次の5つの課題を抱えている。

- ・ 中国の歴史的な伝統と人口規模に見合った公共文化施設としての役割を果たすために博物館を拡充すること
- ・ 博物館機能を現代の中国人の社会生活にダイナミックな影響を与え得るものへと改善すること
- ・ 学校や生涯学習等の教育セクターと博物館との連携の緊密化
- ・ 博物館の急速な増加と、収集・保存・教育における専門職業意識の向上とのバランスを考慮した博物館運営全般の質の向上
- ・ 文物局の所管にない博物館や私立博物館等に対する専門的な標準や指針の策定

[参考文献]

- 齋藤恵理「中国博物館事業の中長期発展計画について」『博物館研究』第47巻12号、2012年、22-24頁。
- 范迪安「中国の美術館におけるイノベーション—挑戦と課題」『ミュージアム新時代 世界の美術館長によるニュー・ビジョン』(建畠哲編)、2009年、慶應義塾大学出版会。
- 岡村志嘉子「中国における博物館の現状」『博物館支援策にかかわる各国など比較調査研究』日本博物館協会、2008年、35-38頁。
- 鎌田文彦「文化財保護法の改正」『外国の立法』215号(2003.2)、149-152頁。

【解説】 中国における博物館の現状

国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報調査室

岡村志嘉子

1 博物館に関する基本統計(2012年)¹²

2012年、中国における博物館総数は3,069館、職員総数は71,748人、館種別内訳は下表のとおりである。

表 中国の館種別博物館数、職員数(2012年)

	館数(館)	職員数(人)
博物館総数	3,069	71,748
(うち) 総合博物館	1,316	29,285
歴史系博物館	1,195	31,480
芸術系博物館	151	2,788
自然科学・科学技術系博物館	91	2,419
その他	316	5,776

中国で改革開放政策が始まった1978年、博物館総数は349館に過ぎなかったが、それ以降、飛躍的に増加した。特に、2000年代半ば以降の増加が著しい。5年ごとの館数の推移は下表のとおりである。

表 中国の博物館数の推移

年	1978	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2012
博物館総数(館)	349	711	1,013	1,194	1,392	1,581	2,435	3,069

収藏品総数は23,180,726件、そのうち、「一級文化財」が74,537件である。年間の展示開催件数は20,115件、観覧者数はのべ5億6401万人であり、総経費支出は142億4802万元であった。

2 博物館に関する法令・税制

(1) 法令

中国においては、「博物館法」はまだ制定されていない。現段階では「博物館法」制定の見通しは不明である。2007年10月29日に開催された全国文化財法制工作会議において、法律の下位にあ

¹² この項で紹介した統計数値は、中国国家統計局編『中国統計年鑑 2013』中国統計出版社 2013.9、及び中国文化部編『中国文化文物統計年鑑 2013』国家図書館出版社 2013.10 によるものである。なお、2013年12月27日、2013年全国文物局長会議において、励小捷・国家文物局長が行った2013年事業報告の中では、「全国の博物館総数は3,866館に達し、そのうち国有博物館が3,219館、民営博物館が647館である。…年間の展示開催件数は22,000件、観覧者数はのべ5億6000万人であった。」とされている（「励小捷局長在2013年全国文物局長會議上的講話」国家文物局ホームページより）。

る行政法規レベルでの立法として、今後 5 年以内に「博物館条例」を制定する方針が示され、現在検討が進められているが、まだ制定には至っていない¹³。

博物館の管理運営に関する現行法規としては、2005 年 12 月 22 日に公布された「博物館管理規則」(文化部令第 35 号)¹⁴があり、2006 年 1 月 1 日から施行されている。「博物館管理規則」は、第 1 章:総則、第 2 章:博物館の設置、年度監査及び廃止、第 3 章:収蔵品管理、第 4 章:展示及びサービス、第 5 章:附則の全 5 章 32 か条からなる。

文化財保護の基本法である「中華人民共和国文化財保護法」¹⁵及び「中華人民共和国文化財保護法实施条例」¹⁶にも、博物館に関する規定がある。「中華人民共和国文化財保護法」は 1982 年に制定されたのが最初であり、その後、2002 年 10 月 28 日に全面改正され、同日公布・施行された¹⁷。現行の「中華人民共和国文化財保護法」には、博物館は収蔵品について徹底した管理を行うべきこと、国有博物館の事業収入の用途を文化財保護に限定すべきことが規定されている。

また、国有博物館の事業収入の用途に関して、「中華人民共和国文化財保護法实施条例」(2003 年 5 月 18 日公布、同年 7 月 1 日施行)は、さらに具体的に、①文化財の保管、陳列、修復及び収集、②建物の修繕及び建設、③文化財の安全管理、④考古調査、探査及び発掘、⑤文化財保護の科学研究及び広報・教育活動、の 5 項目を明記している。

その他、「公共文化スポーツ施設条例」¹⁸等にも、博物館に関する規定がある。

(2) 税制

「博物館管理規則」には、博物館による収蔵品関連事業の推進や多方面からの資金調達を国が奨励すること、博物館に対しては税の減免措置が講じられること、等の規定がある。

また近年、文化事業に対する寄附の奨励等を目的とする通達類が多く出され、所得税の減免措置等が打ち出されている。例えば、2006 年 6 月 9 日に出された、文化事業発展を支持する為の経済政策に関する国务院弁公庁の通達においては、博物館を含む文化団体・文化施設に対する寄附を行った場合、企業所得税については 10%、個人所得税については 30%を上限として課税所得から控除される、と定められている¹⁹。

3 登録博物館制度等

博物館の設置申請に当たっては、所在地の市レベルの文化財行政所管官庁における審査を経て、省レベルの文化財行政所管官庁に申請書類を提出し審査が行われる。審査に合格すれば国务院の文化財行政所管官庁に報告され、登録が行われる。また、博物館は毎年 1 回、所在地の市レベ

¹³ 中国における「条例」とは、行政機関である国务院が憲法及び法律に基づいて定める行政法規（法律の規定を執行するための細則などを定めるもの）である。

¹⁴ 「博物館管理办法」

¹⁵ 「中华人民共和国文物保护法」なお、中国語の「文物」は、本文中、組織名称等の固有名詞の場合は「文物」のままとし、それ以外は文化財と訳した。

¹⁶ 「中华人民共和国文物保护法实施条例」

¹⁷ 2007 年 12 月 29 日と 2013 年 6 月 29 日に一部改正が行われている。

¹⁸ 「公共文化体育设施条例」

¹⁹ 「国务院办公厅转发财政部中宣部关于进一步支持文化事业发展的若干经济政策的通知」(国办发[2006]43 号、2006 年 6 月 9 日)

ルの文化財行政所管官庁に対し業務内容に関する報告を行い、監査を受けなければならない。博物館設置の要件、設置申請に必要な書類、年度報告の内容、収蔵品管理の方法等については、「博物館管理規則」に具体的な規定がある。

4 国及び地方公共団体等の博物館支援策

博物館の所管官庁は、文化省の下にある国家文物局であり、国家文物局における担当部署は博物館・社会文物司である。博物館・社会文物司は科学技術司を兼ね、その下に博物館処、社会文物処、科学技術・情報処が置かれている。

近年、中国政府は文化振興を国の重点政策の一つと位置付け、その一環として、博物館を含む公共文化施設の整備拡充に力を入れている。政府は博物館事業に対する財政支出の拡大を図ると共に、博物館に対して事業及びサービスの質的向上、管理運営の合理化等を求めている。

博物館に関する基本的な政策文書としては、第12次5ヵ年計画(2011～2015)期間中の政策方針と達成目標を定めた「国家文化財博物館事業発展“十二五”計画」²⁰、2011年から10年間の博物館政策大綱として定められた「博物館事業中長期発展計画綱要(2011-2020年)」²¹がある。その他、「文化省“十二五”時期文化改革発展計画」²²「文化省“十二五”時期公共文化サービス体系整備実施綱要」²³においても、博物館事業の量的拡大と質的向上、公共文化サービスとしての博物館の機能の一層の拡充に関して、具体的な達成目標が明記されている。デジタル博物館構築プロジェクトをはじめ、情報化の推進も今後の重点施策の一つとなっている。

5 学芸員等の資格制度

我が国の学芸員に相当する資格制度はないが、博物館に係る専門職の育成は喫緊の課題の一つと認識されている。前項で言及した「文化省“十二五”時期公共文化サービス体系整備実施綱要」では、博物館職員の専門性向上の為の研修を大学、研究機関等に委託して行う等、専門人材育成の為の体制を強化することが定められている。

6 最近の動向

(1) 入場料金の無料化

2008年1月23日、中国共産党中央宣伝部、財政省、文化省、国家文物局による合同通達「全国博物館、記念館の無料開放に関する通知」が出された²⁴。これは、全国の公共博物館、記念館及び愛国主義教育模範基地の入場料金を全て無料化するという通達である。但し、文化財建築・遺跡系

²⁰ 「关于印发《国家文物博物馆事业发展“十二五”规划》的通知」(文物政发[2011]12号、2011年6月3日)
なお、「十二五」とは「第12次5ヵ年計画」の意味である。

²¹ 「关于印发《博物馆事业中长期发展规划纲要(2011-2020年)》的通知」(文物博函[2011]1929号、2011年12月14日)

²² 「文化部关于印发《文化部“十二五”时期文化改革发展规划》的通知」(文政法发[2012]13号、2012年5月7日)

²³ 「文化部关于印发《文化部“十二五”时期公共文化服务体系建设的实施纲要》的通知」(文公共发[2013]3号、2013年1月14日)

²⁴ 「关于全国博物馆、纪念馆免费开放的通知」(中宣发[2008]2号、2008年1月23日)

の博物館については、無料化は当面行わず、未成年者、高齢者、現役軍人、障害者及び低所得者に対する割引料金制度が継続される。

無料化は2008年から順次実施され、2012年の統計によると、博物館総数3,069館のうち、2,417館で入場料金が無料化されている²⁵。また、当面無料化が困難な博物館等についても、割引料金や優待日の設定その他の方法で、できる限り入場料金の低減に努めることが求められている。

入場料金の無料化に必要な経費は、中央政府所管の博物館等については国が、地方政府所管の博物館等については国と地方が共同で負担する。財政基盤の弱い地方の博物館の無料化を国が財政的に支援する為の特別資金も設けられている²⁶。

(2) 博物館評価基準の制定と評価の実施

2008年、「全国博物館評価規則(試行)」「博物館評価暫定基準」が制定され、全国規模の博物館評価が初めて実施されることになった²⁷。「博物館評価暫定基準」は博物館を3等級に分け、それぞれの認定基準を定めている。1級博物館については、2008年から評価作業が始まり、試行段階を経て既に制度として定着した。2級・3級博物館については、2013年に一部地域で評価の試行が行われている段階である。

(3) 博物館の多様化

中国政府は近年、国有博物館だけでなく、民営博物館の振興にも積極的である。民営博物館の健全な発展を促進する為、設置申請、用地取得、運営経費をはじめとして必要な支援策の整備が進められている²⁸。2013年には、民営博物館の水準向上を目的として、国有博物館が特定の民営博物館に対し、一対一の形で人材面、技術面からその運営を持続的に(3年以上を想定)支援する仕組みも導入された²⁹。

最近の中国の博物館政策では、産業博物館、専門分野別博物館等、館種の多様化も重視されている。その中で、新たな博物館の形態として注目されているのが「景観(町並み)博物館」である。政府もその発展の為積極的な施策を講じている³⁰。

²⁵ 中国文化省編『中国文化文物統計年鑑 2013』国家図書館出版社 2013.10 による。

²⁶ 「关于印发《中央补助地方博物馆纪念馆免费开放专项资金管理暂行办法》的通知」(财教[2013]97号、2013年6月3日)

²⁷ 「关于印发《全国博物馆评估办法(试行)》、《博物馆评估暂行标准》和《博物馆评估申请书》的通知」(文物博发[2008]6号、2008年2月5日)

²⁸ 「国家文物局、民政部、财政部、国土资源部、住房和城乡建设部、文化部、国家税务总局关于促进民办博物馆发展的意见」(文物博发[2010]11号、2010年1月29日)

²⁹ 「关于推进国有博物馆对口支援民办博物馆工作的意见」(文物博函[2013]818号、2013年6月5日)

³⁰ 「关于促进生态(社区)博物馆发展的通知」(文物博发[2011]15号、2011年8月17日)

9. 韓国

韓国に関する報告の(1)～(6)については、国際アンケートに対する Mun-young Kim 氏(Korean Museum Association)の回答を翻訳したものである。また、参考文献、参考 URL は事務局による。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

韓国には、博物館は1,079館ある。韓国の博物館は、総合博物館、美術館、科学技術館、植物園という4つの館種に分類され、登録されているが、カテゴリーの名称が必ずしも各博物館の活動を正確に表現しているわけではない。登録博物館数は、各館種を所管する行政各部³¹で毎年集計されている。総合博物館と美術館は文化体育観光部(Ministry of Culture, Sports and Tourism)が、科学技術館は未来創造科学部(Ministry of Science, ICT and Future Planning)が、植物園は農林部の山林庁(Korean Forest Service)が統計調査を実施している。館種別博物館数、設置形態は下表のとおりである。

表 韓国の博物館総数の推移

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012
総数	735	826	909	950	1,010	1,079

(注)博物館、美術館、科学博物館、植物園を含む。

表 韓国の館種別博物館数(2012年)

	館数(館)	%
博物館総数	1,079	100%
(うち) 総合博物館	740	69%
美術館	171	16%
科学技術館	104	9%
植物園	64	6%

出典:文化体育観光部『年報』2013年, 未来創造科学部『科学と技術:科学部年報』2013年, 山林庁『山林統計年鑑』2013年。

表 韓国の博物館の設置形態(2012年)

	館数(館)	%
博物館総数	1,079	100%
(うち) 国	37	3%
地方公共団体	480	45%
民間	457	42%
大学付属	105	10%

出典: 同上

³¹ 韓国では、日本の「省」に相当するものが「部」と称されている。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

韓国で博物館の運営を所管するのは文化体育観光部博物館政策局である。未来創造科学部技術人材局が科学博物館組織を、山林庁は植物園を所管している。

博物館関連法は、博物館の設立と運営、および質の向上について定めている。文化体育観光部は、韓国のあらゆる博物館を対象とした一般規則(law)を整備する。未来創造科学部および山林庁はそれぞれ所管するカテゴリーの博物館に関する規則(law)を整備している。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

韓国では、異なる3つの省が監督する博物館法がある。

- ・ 博物館法(1984年) ※博物館振興法に統合される。
- ・ 博物館振興法(1991年)
- ・ 博物館振興法(2010年改訂)
- ・ 博物館振興規則(2012年改訂)
- ・ 博物館振興施行令(2013年改訂)
- ・ 植物園の構成と振興に関する法(2001年)
- ・ 植物園の構成と振興(2013年改訂)
- ・ 植物園の構成と振興に関する規則(2014年改訂)
- ・ 植物園の構成と振興に関する施行令(2014年改訂)
- ・ 科学館の設立と運営に関する法(1991年)
- ・ 科学館の設立と運営に関する法(2013年改訂)
- ・ 科学館の設立と運営に関する施行令(2013年改訂)

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

「博物館振興法」に基づき、韓国の登録博物館は、第1種(総合博物館、専門博物館、美術館、動物園、植物園、水族館)、第2種(展示ホール、記念館、民族・教育センター、産業・文化センター)に分類されている。制度の概要は別表のとおりである。なお、全ての博物館・施設は最低1日4時間、年間90日間以上、開館している。

(4) 国内の博物館関係組織

- ・ 韓国博物館協会(Korean Museum Association) www.museum.or.kr
- ・ 韓国私立博物館協会(Korean Private Museum Association) www.p-museum.org
- ・ 韓国美術館協会(The Korean Art Museum Association) www.artmuseums.or.kr
- ・ 韓国大学博物館協会(The Korean Association of University Museums) www.kaum.or.kr

表 第1種登録博物館(総合博物館、専門博物館、美術館、動物園、植物園、水族館)

種別	収蔵品数	学芸員	施設
総合博物館	各コレクションに最低 100 の遺物があること	最低 1 名	・専門分野別の展示室(専門分野別のコレクションが 4 つ以上) ・収蔵庫 ・スタジオ ・事務局、または実験室 ・図書室、または講堂 ・防災設備、防犯設備、温度・湿度制御装置
専門博物館	最低 100 の遺物	最低 1 名	・最低 100 m ² の展示室か、2000 m ² の野外展示場 ・収蔵庫 ・スタジオ
美術館	最低 100 の美術品	最低 1 名	・事務局(または実験室) ・図書室(または講堂) ・防災設備、温度・湿度制御装置
動物園	最低 100 の動物	最低 1 名	・最低 3000 m ² の野外展示(展示室を含む) ・事務局(または実験室) ・牧畜・動物の受け入れ ・食物貯蔵庫 ・下水処理施設
植物園	最低 100 の(屋内)植物 最低 200 の(野外)植物	最低 1 名	・最低 200 m ² の展示室か、6000 m ² の野外展示 ・事務局か実験室 ・植物病理学 ・肥料貯蔵庫
水族館	最低 100 種の魚	最低 1 名	・200 m ² の展示室 ・事務局か実験室 ・循環装置 ・予備水槽

表 第2種登録博物館(展示ホール、記念館、民族・教育センター、産業・文化センター)

種別	収蔵品	学芸員	施設
展示ホール 記念館 民族センター、 教育センター、 産業センター等	最低 60 点	最低 1 名	・最低 82 m ² の展示室 ・収蔵庫 ・スタジオ、事務局か実験室、図書室か講堂のうち、一つがあること
文化センター	書籍、ビデオテープ、CD が 合計 300 点以上あること	-	・最低 363 m ² の文化的な空間(ビデオブース、受付、文化コミュニティポータル等) ・防火・防犯設備

(5) 学芸員制度

韓国の学芸員制度には、学芸員補、学芸員(3級)、学芸員(2級)、学芸員(1級)の4段階の資格がある。

①学芸員補

- ・ 大学を卒業し(学士)、資格試験に合格し、登録博物館で学芸員補佐としての職務経験が1年以上あること。
- ・ 3年制大学から修了証書を得て卒業し、資格試験に合格し、登録博物館で学芸員補佐としての職務経験が2年以上あること。

- ・ 2年制大学から修了証書を得て卒業し、資格試験に合格し、登録博物館で学芸員補佐としての職務経験が3年以上あること。
- ・ 資格試験に合格し、登録博物館で学芸員補佐としての職務経験が5年以上あること。

②学芸員(3級)

- ・ 博士号を取得し、登録博物館で学芸員補佐としての職務経験が1年以上あること。
- ・ 修士号を取得し、登録博物館で学芸員補佐としての職務経験が2年以上あること。
- ・ 学芸員補の資格を得た後、登録博物館で学芸員としての職務経験が4年以上あること。

③学芸員(2級)

- ・ 学芸員(3級)の資格を得た後、登録博物館で学芸員としての職務経験が5年以上あること

④学芸員(1級)

- ・ 学芸員(2級)の資格を得た後、登録博物館で学芸員としての職務経験が7年以上あること

なお、登録博物館における学芸員としての職務経験とは、(a)国公立の博物館か美術館、(b)文化体育観光部博物館政策局から認証を受けた私立博物館、における業務を指す。

(6) 博物館が抱える課題

韓国の博物館コミュニティが直面している主な課題は2つある。1つは、縦割り行政に起因する組織的な問題である。現在、韓国では、博物館を所管する省庁が3つに分割されている上、文化体育観光部の中でも美術館と総合博物館を所管する局が分かれており、博物館同士あるいは省庁間で様々な問題が生じている。例えば、博物館法や規則も各省庁に存在するため、それらの間に時おり矛盾や重複する部分がある。また、博物館の状況に関する包括的な情報の収集も困難である。

もう1つは、博物館の財政的な問題である。博物館に対する政府の補助金は様々な要求事項の達成を条件としているため、博物館の運営にひずみをもたらしている。しかし、多くの博物館は政府の補助金に依存してきたため、経営的に自立できていない。

[参考文献]

文化体育観光部『年報』2013年。

未来創造科学部『科学と技術:科学部年報』2013年。

山林庁『山林統計年鑑』2013年。

長畑実「韓国における博物館の発展と新たな挑戦」『大学教育』第6号(2009年)、189-197頁。

里見親幸・石川高敬「韓国における博物館の現状」『博物館支援策にかかる各国等比較調査研究』日本博物館協会、2008年、46-52頁。

[参考 URL]

文化体育観光部.組織図. Retrieved from: <http://www.mcst.go.kr/japanese/aboutus/organizationchart.jsp>

図 韓国文化体育観光部の組織図



10. オランダ

オランダに関する情報はすべて事務局の文献調査によるものである。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

オランダには、博物館が810館ある。博物館に関する統計調査は1993年以降、2年ごとに政府機関 Statistics Netherlands (オランダ統計社) が実施している。オランダ統計社は、「2003年の中央統計局法」(2004年一部修正)に基づき、博物館の統計調査のみならず、政策立案者や科学的な調査を行う研究者にとって有用なデータを収集、処理し、幅広く情報提供を行っている。

この博物館に関する統計調査において博物館は、「人類およびその環境を証左となる物質的な資料の収集、保存、展示を行う恒久的な機関(permanent institution)」と定義されているが、博物館活動を本業とする法人(companies)や機関(institutions)のみならず、大学附属博物館などのように、自治体、大学、あるいは病院の一部が副業として行っているものも含まれている。館種は、美術館、歴史博物館、自然史博物館、民族誌博物館、科学技術博物館、領域横断的な収蔵品を持つ博物館という6つに分類されている。

表 オランダの館種別博物館数(2009年)

	館数	%
博物館総数	810	100%
(うち) 美術館	126	16%
歴史博物館	388	48%
自然史博物館	55	7%
民族学博物館	21	3%
科学技術博物館	195	24%
領域横断的な収蔵品を持つ博物館	25	3%

出典: Statistics Netherlands, *Museums; Public access, collection, visits, exhibitions costs and revenues*, 2012.

設置形態は、下表のとおりである。

表 オランダの博物館の設置形態(2007年)

	館数	%
博物館総数	773	100%
(うち) 国、州(広域自治体)、基礎自治体	116	15%
民間(財団、協会、その他)	657	85%

出典: Network of European Museum Organisation. *Country Information: Netherland*, 2010.

なお、2009年の総入館者数は、2,200万であり、このうち、入館料を支払った入館者は949万人(43%)、割引料金の入館者は394万人(18%)、ミュージアム・カードの利用者は333万人(15%)、無料の利用者は526万人(24%)であった(Statistics Netherlands 2012)。平均的な入館料は、大人4.49ユーロ、小人2.20ユーロ(同前掲)。博物館の歳入(総額)は7億1,000万ユーロ、支出(総額)は6億8,300万ユーロ(同前掲)。収蔵品の購入に充てられた費用(総額)は2,400万ユーロであった(同前掲)。

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

博物館を所管する省庁は、教育文化科学省である。国立博物館の中には、財務省、防衛省、総務省、外務省、健康福祉スポーツ省等から資金支援を得ているものもある。

1993年、オランダ議会で「国立博物館自立化法」案が可決され、24の国立博物館は非営利の財団形態となった。国立博物館(Rijksmuseum)という名称をその後も用いている館もあるが、失った館もある。一方、建物と収蔵品は国の所有であるため、現在も教育文化科学省から維持管理に必要な予算の大部分(約7割)を補助金で得ている。その内の11館については、財務省や防衛省等、他の省庁からも補助金を受けている。

民営化後も、教育文化科学省の責務の継続性を維持するために、全財団の定款は、教育文化科学大臣の許可なしには改定することができない。また、大臣は、組織の使命、監査役会モデルに則った運営構造、財団の終了(適用できる場合)、監査役の任命という4つの責務を担っている。

監査役は大臣から任命されているが、大臣からの指示を受けることはない。博物館の通常定款によれば、監査役は義務の執行にあたり財団の利益を増進すべきであると明確に規定している。

国立博物館は、4年ごとに政府に事業計画書と長期予算計画書を教育文化科学省に提出し、当局は文化評議会からの助言を得た後、計画書に基づいた予算額を決定する。その後、博物館には4年分の一時払いにより資金拠出がなされる。博物館は補助金の利用にあたっては、教育文化科学省の「文化機関への補助金に伴う説明責任マニュアル」の詳細な規則に従うことになっている。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

オランダには博物館法はなく、唯一の法的な基準は登録手続きである。イギリスの博物館登録制度に類するものであり、ICOMによる国際的な博物館の定義と倫理規程を基盤としたものである。

文化財保護に関しては、文化遺産保全法(Cultural Heritage Preservation Act, 1984, 2002, 2009)が重要である。同法の目的は、オランダの文化史にとって重要なモノが輸出等によりアクセスできなくなることを予防することである。主に保護の対象となっているのは、私的な所有物である。公的なコレクションは既に保護されていると考えられているため、含まれていない。CHP法により、一覧制度が導入された。オランダの教育文化科学省によるCHP法の目録にリストされたモノは、輸出できない。現在、240のモノと23のコレクション(数千のモノからなるコレクション)がリストされており、文化遺産捜査官が定期的に調査を行っている。

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

博物館法が不在の中で、オランダ博物館協会(Nederlandse Museum Vereniging; NMV)は、専門職業的な博物館基準の開発と向上に取り組んできた。オランダ博物館協会の会員館は、ICOMの博物館倫理規程(1989年策定、1999年改訂)を基にしたオランダの博物館専門職業倫理規程を遵守することになっている。

オランダ博物館協会はまた、オランダ博物館顧問財団(Landelijk Contact van Museumconsulenten; Netherlands Museum Advisor Foundation)と共に、「オランダ博物館登録(the Netherlands Museum Register)」と呼ばれる全国的な博物館登録制度を1997年に導入した。これは、次の9つの基本的な要求事項からなり、大小規模の異なる博物館に適用できるとともに、博物館活動の最低基準を示している。

- ・ 組織を持っていること
- ・ 安定した財政的な基盤を持っていること
- ・ 文書化された政策計画があること
- ・ 収蔵品があること
- ・ 収蔵品の登録を行っていること
- ・ 収蔵品のケアと保存を行っていること
- ・ コレクションの研究を行っていること
- ・ 公衆が利用できる基本的なアメニティがあること
- ・ 資格要件を満たした職員がいること

現在、オランダ博物館登録財団(Nederlandse Museumregister; Netherlands Museum Register Foundation)が博物館登録の実施を担っている。現在450館が登録されている。

(4) 国内の博物館関係組織

- ・ オランダ博物館登録財団(Nederlandse Museumregister) <https://www.museumregisternederland.nl/>
- ・ オランダ博物館協会(Nederlandse Museum Vereniging) <http://www.museumvereniging.nl/>
- ・ オランダ博物館顧問財団(Landelijk Contact van Museumconsulenten)
<http://www.museumconsulenten.nl>

オランダ博物館協会は、1926年に設立され、機関会員450館を擁する組織である。オランダ国内の博物館業界を代表して、博物館セクターのプロフェッショナリズムと質の向上に貢献することを目的としている。特に、博物館の専門家同士のネットワークの強化、知識の迅速な普及、交流を促進するフォーラムの提供することによって、博物館のイメージを向上させ、人々の博物館に対する一層の関心を喚起することを目指している。

また、オランダ博物館協会は、年間の定額料金を支払うことにより、何度でも会員館を訪れることができるミュージアムカード(Museumkaart)を発行している。現在、90万人以上がカードを利用している(2013年現在)。定期刊行物に、季刊の“*Museumvisie*(博物館のビジョン)”と、月刊のニューズレター(デジタル版)がある。

なお、オランダ博物館協会と「オランダ政府支援による博物館協会 (Vereniging van Rijksge subsidieerde Musea; VRM)」は2014年1月1日に統合された。

(5) その他

オランダの博物館政策の起源は、19世紀初頭の博物館コレクションの国有化と財政支援であった。その後、20世紀前半に博物館は100館以上設立され、博物館数が急激に増加したため、政府は博物館制度を創設し、そのための行政組織と諮問機関を設置した。当初、博物館の財政赤字は、政府機関から補てんされていたが、1985年にこの制度は廃止され、国は国立博物館に対する責任のみを負うことになったのである。そして、国立以外の博物館は地方自治体組織に移管することになった。

1993年には国立博物館は独立機関となった。これと並行して、国は「オランダ・コレクション (Collectie Nederland)」という概念を導入した。これは、国立博物館それ自体は、主な補助金の交付者である教育文化科学省 (Ministry of Education, Culture and Science) から独立した財団となるが、国家的な重要性を持つと考えられる資料やコレクションおよび建築は、国の所有のまま維持されるというものである。

オランダでは、博物館政策の主要な目的として、国内のみならず、欧州連合内の文化遺産の保存、アクセスの向上、市民の参加の促進、博物館の収蔵品の視認性の向上、社会的流動性の向上を重視している。とりわけ「収蔵品の社会的流動性」への関心は強く、欧州域内の博物館同士の連携により、ヨーロッパのどこにいても、誰もがヨーロッパ共通の文化遺産を享受できるようになることを目指して、取り組みを進めている。また、ウェブサイトによるオンラインアクセスの向上と、青少年や少数民族を対象とした事業の実施が重点的に実施されている。

[参考文献]

Engelsman, S. (2006). Privatization of Museums in the Netherlands: Twelve years later. *Museum International* 58(4): 37-43.

European Group on Museum Statistics. (2004). *A Guide to European Museum Statistics*. Berlin: Staatliche Museen zu Berlin – Preußischer Kulturbesitz.

大橋敏博「オランダにおける国立美術館改革—国立文化施設の民営化」『文化経済学』第3号、2001年、17-22頁。

デ・レーウ、ロナルド「ミュージアムとマーケット」『ミュージアム・パワー』(高階秀爾・袁豊編)、2006年、慶應義塾大学出版会。

[参考URL]

Network of European Museum Organisation. *Country Information: Netherland*. Retrieved from: <http://www.ne-mo.org/about-us/the-network/country-information.html>

Statistics Netherlands. (25 January 2012). *Museums; Public access, collection, visits, exhibitions costs and revenues*. Retrieved from: <http://statline.cbs.nl/StatWeb/publication/?VW=T&DM=SLE N&PA=7089ENG&LA=EN>

11. ドイツ

ドイツに関する情報はすべて事務局の文献調査によるものである。

(1) 博物館数等基本的な統計情報

ドイツには、博物館が 6,304 館ある。博物館に関する基本的な統計調査は、ベルリン国立博物館群博物館研究所(Das Institut für Museumsforschung; IfM)によって毎年実施されている。IfM の主な活動は、連邦レベルにおける博物館に関する統計情報やサービスの提供、他の国立の研究機関に対する文化に関連する助言、連携、協力等である。

ドイツでは、博物館は法的に定義されておらず、国際博物館会議(ICOM)の定義が参照されることが多い。しかし、実際には、各州の文化局が、補助金等への申請資格の観点から各州における博物館の定義を決定している。一方、IfMの博物館統計調査では、調査対象を、①資料の文化的、歴史的、科学的な性質の展示を主要な活動とし、②一般公開に伴う開館時間等の利用方法を定め、③商業的な展示は行わず、④展示を主要な目的とする展示室がある機関、と規定している。館種別博物館数は下表のとおりである。動物園や植物園、記念碑や史跡等、資料目録を持たない機関は調査には含まれていない。

表 ドイツの館種別博物館数(2011年)

	館数	%
博物館総数	6,304	100%
(うち) 郷土史、民族誌、地域博物館	2,822	45%
美術館(建築博物館を含む)	668	11%
目録を持つ城跡	274	4%
自然史博物館	303	5%
科学技術博物館	757	12%
考古学・歴史博物館	451	7%
上記いずれかに属するコレクションを複数の分野にわたって収蔵する博物館	28	1%未満
専門的な事物に係る文化史博物館	923	15%
複合博物館(複数の博物館がある)	78	1%

出典：Staatliche Museen zu Berlin – Preußischer Kulturbesitz Institut für Museumsforschung, *Statistische Gesamterhebung an den Museen der Bundesrepublik Deutschland*, 2011.

設置形態は、下表のとおりである。IfM は、ドイツ都市協会(Deutscher Städtetag)による統計の分類を採用している。2011年、博物館の入館者数は、1億958万1,613人であった。2011年には、2,829館によって9,180の特別展が実施された。

館種では郷土史博物館と地方民族誌からなるカテゴリー(合計2,822館)が最大規模であり、1,540

万人の入館者数があった。一方、美術館(668館)は、郷土史・民族誌・地域博物館の4分の1ほどであるにもかかわらず、それを凌ぐ1,860万の入館者数があった。

表 ドイツの博物館の設置形態(2011年)

	館数	%
博物館総数	6,304	100%
(うち) 連邦政府	476	8%
地方自治体	2,528	40%
その他公法上の団体(公益的な財団)	434	7%
民間の協会	1,778	28%
企業・共同組合団体	275	4%
民間の財団	139	2%
民間の個人	459	7%
官民共同所有	215	3%

出典：同上

(2) 博物館を所管する省庁の名称および博物館に関する法令等

① 博物館を所管する省庁の名称

ドイツは連邦国家であるため、文化に関する責務も分権化されてきた。1998年以降、連邦政府内の文化省があるものの、文化に係る主要な責務は16の州政府が担ってきた。

② 博物館の振興や文化財保護に関する法律の有無

ドイツの連邦レベル全体においても、16の州においても、博物館全般について明確に規定した法律は見当たらない。

(3) 博物館登録制度等(博物館の質の担保の仕組み)

ドイツには、博物館登録制度に該当するものは存在しない。

(4) 国内の博物館関係組織

代表的な博物館関係組織は、「ドイツ博物館協会(Deutscher Museumsbund; DMB)」と博物館研究所(IfM)である。DMBの出版している定期行物には、学術誌“*Museumkunde*(博物館学)”(年2回)と、DMBの作業部会、報告書、会合等のニュースや求人広告等を掲載したニューズレター(年4回)等がある。

[参考文献]

European Group on Museum Statistics. (2004). *A Guide to European Museum Statistics*. Berlin:

Staatliche Museen zu Berlin – Preußischer Kulturbesitz.

[参考 URL]

Staatliche Museen zu Berlin–Preußischer Kulturbesitz Institut für Museumsforschung. (2011).

Statistische Gesamterhebung an den Museen der Bundesrepublik Deutschland. Retrieved from:
http://www.smb.museum/fileadmin/website/Institute/Institut_fuer_Museumsforschung/Materialien/mat66.pdf

Network of European Museum Organisation. *Country Information: Germany*. Retrieved from:

<http://www.ne-mo.org/about-us/the-network/country-information.html>

第3章 考察－諸外国の博物館政策について

1. 諸外国の博物館政策の比較

(1) 諸外国の博物館政策について

博物館政策とは、政府や地方公共団体等の公的セクターによる「博物館」を対象とした公共政策、あるいは政策的アクションと考えられている。しかし、各国の回答からは、その政策は多様なレベルがあることが浮き彫りになった。

博物館のような文化施設(教育施設)に対する政策の発展区分には諸説があるが、一般的には、1980年代以降に欧米では大きな節目を経験したとされている。1970年代までは、文化的な平等が提唱され、芸術の創作活動と文化への参加や文化遺産の収集と保存が政策の面から補強された。

ところが、1980年代のイギリスやアメリカでは新保守主義の台頭により、文化活動の資金源の多様化、消費者動向の調査、民間のマネジメント手法の導入、評価活動がなされるようになった。そして、1990年代に入ると、文化産業を軸にした文化政策、あるいは社会政策と接近した文化政策という2つの潮流がヨーロッパに現れ、各国に大きな影響を与えるようになった。この背後には様々な要因があるものの、政府予算の削減と文化の中にチャンスを見出した企業や民間団体の登場があった。

これらの変化によって、従来政府に一元化されてきた文化政策の執行を担う権力と責任が再編され、公的な機関・地方政府、非営利機関、企業セクター、市民が協力関係の中で、社会全体の文化目的を追求するようになった(スロスビー, 2001=2002)。

今回の調査でも、博物館関係組織の充実や博物館登録制度における政府と地方公共団体との役割分担(中国や韓国)や官民のパートナーシップ(アメリカやオランダ)があることが分かったが、どのような分担や協力関係になっているかの実態の把握にはさらなる調査が必要である。今後、導入の経緯や効果等、行政機関等へのヒアリング等により具体的に明らかにしていくべきであろう。なお、学芸員制度に関しては、学芸員制度を持たない国が大多数であったが、ロシア(15段階)、韓国(4段階)、フランス(2種類)のように制度化している国もあった。

(2) 諸外国の博物館統計について

博物館統計に関するアプローチにも大きな差がある。博物館統計の実施主体についても、日本と同様に政府機関が実施している国々(イギリス、フランス、イタリア、ブラジル、中国、韓国、オランダ、ドイツ)もある一方、統計調査(推計を含む)を民間団体が実施している国(アメリカ、ロシア)や、公開していない国(アラブ首長国連邦)もある。

博物館総数については、「認定博物館」(イギリス)や「フランス博物館」(フランス)等のように、一定基準を満たした博物館のみを統計上の対象とする国があった。そのため、各国の統計調査の結果を単純に比較することは困難である。各国がどのような施設を「博物館」とみなし、統計の対象としているかについては、更なる調査が求められる。

博物館の館種についても国際的な合意があるわけではなく、様々な区分が存在している。29の館種に細かく区分している国(ロシア)がある一方、区分は4つであっても、区分が活動の実態と合って

いないこともあると回答する国(韓国)もあった。また、設置者別のデータが無い国(中国)や館種別のデータが無い国(ブラジル)もあった。ブラジルについて、博物館の分布状況に関心が持たれており、地理的な不均衡を把握するために統計を役立てていることが分かった。

(3) 諸外国の博物館界の課題について

今回の調査対象国9カ国からは、「政府や公的機関からの博物館への資金支援の減少」や「マネジメント(経営の安定・自立)」を課題として挙げた国が多数(イギリス、イタリア、ロシア、中国、韓国)あり、革新的なマネジメント、あるいは運営方法の新しいモデルの構築を図っている。

また、マネジメントの向上と並行して、「次世代の博物館利用者の育成」、「博物館の価値の擁護」、「文化財へのアクセスの拡大と民主化」、「博物館の分配の平等」、「博物館の社会的な役割の実践」等、公衆との関係性の緊密化が取り組むべき課題として数多く挙げられていたことも特徴的であった。

その他、資金支援の減少に伴う「収蔵品の売却」や「スタッフの専門性の喪失」に対する懸念や、専門性を維持するための「専門職業的な標準の策定」や「専門職の人材育成」の重視も複数の国で共有された課題であった。

[参考文献]

スロスビー、デイヴィッド『文化経済学入門－創造性の探究から都市再生まで』中谷武雄、後藤和子 監訳 日本経済新聞出版社、2002年。(Throsby, David. (2001). *Economics and Culture*. Cambridge: Cambridge University Press.)

2. UNESCO や ICOM の影響について

今回の調査結果は、国によって博物館の定義や博物館政策に対する考え方に大きな違いがあることを示すものであった。その一方で、ヨーロッパやアジアの地域においては地域内の多国間ネットワークが醸成されており、互いの相違を超えた連携協力が模索されていることも明らかになった。とりわけ、博物館の社会的役割が拡大する中で、国際的な博物館の定義づけを参照したり、自国の博物館やそのマネジメントの状況を評価するための指標として用いることを念頭においた国際的な文化統計等への関心も高まってきている。

こうした多国間ネットワークはどのように形成されているかと考えるとき、その一つの足がかりとなるのは、UNESCO や ICOM 等のプロフェッショナル・コミュニティが提供するプラットフォームにおける議論である。UNESCO と ICOM における議論の影響を明らかにすることによって、これら2つの組織の目的と活動を簡単に紹介したい。

(1) UNESCO について

博物館活動における一つの指針として地球規模の影響力を持っているのは UNESCO (国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) である。UNESCO は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的として1945年11月16日に設立された国際連合の専門機関であり、現在、195カ国の加盟国と9つの加盟機関を持っている。

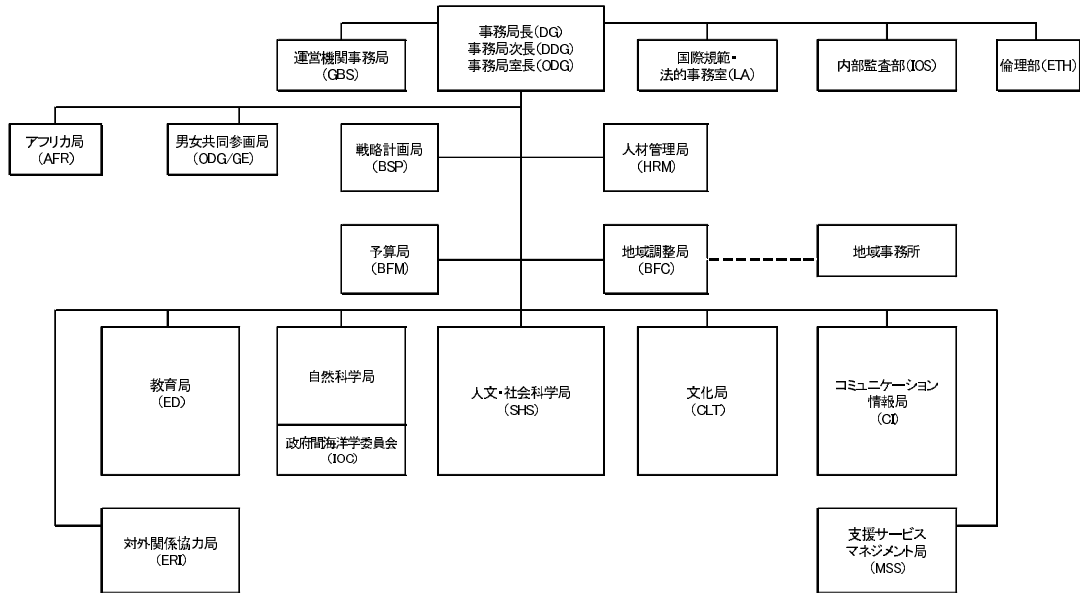
UNESCO は「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals; MDGs)」等の「国際的に合意された開発目標 (the Internationally Agreed Development Goals; IADGs)」で国際社会が示した戦略や目標の達成を目指して活動を行っている。UNESCO の組織は、事務局長の下に、①事業部門、②支援部門、④中央サービス部門が設置されており、事業部門には、教育局、自然科学局、人文・社会科学局、文化局、コミュニケーション・情報局がある。博物館を所管しているのは、事業部門の文化局内に置かれた6つの部門(世界遺産、無形文化遺産、危機に瀕する遺産、持続可能な発展のための文化、文化的表現の多様性、芸術と芸術家、博物館)の一つである博物館部門である。

UNESCO が国連の一機関として博物館に注目している理由は、開発途上国における博物館(コレクション)の可能性を高く評価しているからである。すなわち、社会的弱者としての立場を強いられているコミュニティや個人が博物館(とそのコレクション)を通して、自らのルーツを再発見し、ほかの文化へのアプローチの方法を見いだすことで、地域社会での団結力を高め、社会の発展を達成することができるかと期待しているのである。

これらに関し、UNESCO が実施している重要な事業は、アフリカ等の「後発開発途上国 (Least Developed Countries; LDC)」や緊急事態下にある国々(紛争後、自然災害後)における博物館の安全性の確保と復興である。例えば、国家的なアイデンティティの象徴である貴重な資料を狙う盗掘者の脅威から守るため、コレクションの保存や登録作業、資料の救済の技術向上のための研修、専門

職員のネットワーク強化、パートナーシップの構築、ドキュメンテーションスペシャリストの能力構築、教育活動の向上を支援し、文化財の不法取引の撲滅に力を入れている。

UNESCO 組織図



出典: UNESCO. *Organizational Chart*. Retrieved from <http://www.unesco.org/new/en/unesco/about-us/who-we-are/secretariat/organizational-chart/>

また、UNESCO は、ICOM と共同で、開発途上国の博物館の人材の知識と能力の向上を支援するための「The UNESCO/ICOM Museum Studies Training Programme (博物館学人材育成事業)」を実施し、“*Running a Museum: A Practical Handbook* (実践ハンドブック)” と “*Running a Museum: A Trainer’s Manual* (講師マニュアル)” の 2 冊を出版した。講師マニュアルでは、博物館学や博物館マネジメントの講師を対象に実践的なアドバイスや事例研究と資料も盛り込まれ、英語、フランス語、アラビア語、スペイン語、ロシア語、中国語に翻訳されたものが、ICOM のウェブサイトからダウンロードできる。

UNESCO の取り組みの多くは従来、博物館のコレクションの保管や保存等のハード面を主な対象としてきた。その唯一の例外ともいえるのが、1960 年の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」であった¹。開発途上国を含め、ここ数十年の世界的な潮流として、博物館のコレクションの活用やコミュニケーションに対する関心が高まっており、1960 年の勧告の精神に見られるような博物館の活用における国際的な水準の策定に向けた検討も改めて開始されている²。

¹「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告(1960年)」第 11 回 UNESCO 総会。Retrieved from: <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/004.pdf>

² UNESCO Expert Meeting on Museums and Collections. “Thinking Towards a New Possible Standard-Setting Instrument for the Protection and Promotion of Museums and Collections” Retrieved from: http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CLT/pdf/Mairesse_Etude_preliminaire_aspects_museaux_EN.pdf

[参考文献]

- Pessoa, J. and Deloumeaux, L. and Ellis, S. (2009). *The 2009 UNESCO Framework for Cultural Statistics (FCS)*. UNESCO-Institute for Economics.
- Singh, J. P. (2011). *United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)*. New York: Routledge.

[参考 URL]

UNESCO. *Museum*. Retrieved from <http://en.unesco.org/themes/museums>

UNESCO. *Museums International*. Retrieved from:

http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=2291&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=-465.html ※季刊誌。No. 248 (Vol. 62, No. 4, 2010) にて終了。

(2) ICOM について

1946 年以來、ICOM は、国連の指揮下に世界の博物館を代表する機関として活動してきた。ICOM は、ニューヨークの国連経済社会委員会に諮問資格を持ち、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) はもとより、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization; WIPO)、国連薬物犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime; UNODC)、国連環境計画 (United Nations Environment Program; UNEP)、国際文化財保存修復センター (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property; ICCROM) を含む国連関連機関と公式関係を結んでおり、現在、約 2 万の博物館、約 3 万の専門家を擁する国際的な非営利組織である。その主要な使命は、文化財の不法輸出入の防止、リスク・マネジメント、文化と知識の普及促進、有形・無形遺産の保護である。

博物館および博物館コミュニティの利益を国際的なレベルで保護するという ICOM の役割は、博物館の資料を扱う条約の実施においては特に重要性を発揮してきた。ICOM は略奪の対象となる可能性のある文化遺産のカテゴリーを示した「危機に瀕した文化遺産のレッドリスト (Red List of Objects at Risk)」をつくり、世界中で略奪された文化遺産の追跡と返還に貢献してきた。

しかし、こうしたマクロなレベルにおける活動のみならず、国別に組織された 114 の国内委員会と、博物館の様々な専門分野に即して組織された 31 の国際委員会では、それぞれに年次会合を開催し、博物館にかかわる情報の交換や知識の共有が図られている。そして、3 年ごとに、すべての委員会が一堂に会する世界大会が開催される。この他、専門委員会として、博物館の倫理に関する問題や、災害等の緊急時における対応を検討する委員会も設けられており、「保存」、「安全性の確保」、「ドキュメンテーション」に関する標準や、博物館がどのように機能すべきかの指針を示した「博物館倫理規程」等を策定し、普及を図っている (下記参考文献を参照のこと)。また、ICOM は各国の博物館コミュニティの現場レベルでの活動の向上を支援するために、「国際博物館の日」等の啓蒙活動も実施している。

博物館という複雑な文化装置の在り方は世界各地で大きく異なるが、ICOM は、各国の博物館協会や、地域レベル、あるいはディシプリンごとの博物館ネットワーク等、世界のあらゆる組織と包括的な協働関係を結んだり、交流の場を設けながら、世界的なリーダーシップを発揮している。

[参考 URL]

○倫理規定

ICOM. (2004). *Code of Ethics for Museums*. Retrieved from:

http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Codes/code_ethics2013_eng.pdf

NATHIST, ETHCOM. (2013). *ICOM Code of Ethics for Natural History Museums*. Retrieved from:

http://icomnatistethics.files.wordpress.com/2013/09/nathcode_ethics_en2.pdf

EHTHCOM. *Check list on Ethics of Cultural Property Ownership*. Retrieved from:

http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Codes/110825_Checklist_print.pdf

○標準と指針

UNESCO and ICOM. (2004). *Running a Museum: a practical handbook*. Retrieved from:

http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=35511&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

ICOM-CIDOC. (2001). *The CIDOC Conceptual Reference Model*. Retrieved from:

<http://www.cidoc-crm.org/index.html#>

Margaret Birley, Heidrun Eichler, and Arnold Myers, with the CIMCIM Working Group for Education and Exhibitions. (1998). *Interpreting Musical Instruments in Museum Collections: Guidelines*. Retrieved from: <http://homepages.ed.ac.uk/am/iwte.html>

ICOM-COSTUME. (1998). *Guidelines for Costume*. Retrieved from:

http://www.costume-committee.org/index.php?option=com_content&view=article&id=17&Itemid=24

National Museums of Kenya, Musée d'art et d'archéologie de l'Université d'Antananarivo, National Museum of Namibia, Musée National du Bardo, National Cultural History Museum, Institut des Musées Nationaux du Congo, and ICOM-CIDOC. (1996). *Handbook of Standards Documenting African Collections*. Retrieved from: <http://icom.museum/professional-standards/standards-guidelines/>

ICOM-CIDOC. (1996). *International Core Data Standards for Ethnology/Ethnography*. Retrieved from: <http://icom.museum/resources/publications-database/publication/international-core-data-standards-for-ethnologyethnography/>

ICOM-CIDOC. (1995). *International Guidelines for Museum Object Information: the CIDOC Information Categories*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Guidelines/CIDOCguidelines1995.pdf

- Gina Nicole Delfino. (1995). *Recommendations for the Application of Accession Numbers*. Retrieved from: http://www.okmuseums.org/sites/oma2/uploads/documents/Technical_Bulletins/Technical_Bulletin_42_-_Applying_Accession_Numbers_Part_I.pdf
- ICOM-CIDOC. (1993). *Registration Step by Step: When an Object Enters the Museum*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Guidelines/CIDOC%20Fact%20Sheet%20N1.pdf
- ICOM-CIDOC. (1993). *Labeling and Marking Objects*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Guidelines/CIDOC_Fact_Sheet_No2.pdf
- ICOM-ICMS. (1993). *Guidelines for Disaster Preparedness in Museums*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Guidelines/guidelinesdisasters_eng.pdf
- CIDOC's Data Model Working Group. (1991). *CIMENT: Uniform Procedures for Data Element Description in CIMCIM Database Systems* Retrieved from: <http://web.comhem.se/cary.karp/cimcim/ciment.html>
- ICOM-CIMCIM. (1985). *Recommendations for Regulating the Access to Musical Instruments in Public Collections*. Retrieved from: <http://network.icom.museum/cimcim/resources/recommendations-for-regulating-the-access-to-musical-instruments-in-public-collections-1985/>
- ICOM. (1974). *Guidelines for Loans*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Guidelines/Loans1974eng.pdf

○プロフェッション

- ICTOP. (2008). *Museum Professions - A European Frame of Reference*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/professions/frame_of_reference_2008.pdf
- ICTOP. (2008). *Curricula Guidelines for Museum Professional Development*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/professions/curricula_eng.pdf
- DEMIST. (2008). *Profile for a Historic House Museum Curator*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/professions/historichousecurator_eng.pdf
- ICOM-CC. (1984). *The Conservator-Restorer: a Definition of the Profession*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/professions/Theconservator-restorer.pdf

○博物館学

- ICOM-ICOFOM. (2009). *Key Concepts of Museology*. Retrieved from: http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/Key_Concepts_of_Museology/Museologie_Anglais_BD.pdf

3. ネットワーク化が進むヨーロッパ諸国

日本博物館協会研究補佐員 原嶋千榛

文化政策や文化統計の国家間比較への関心が生まれたのは1970年代であったとされるが、経済、社会、環境等の分野と比べると整備は遅れてきた。文化統計の主体は国家であるため、各国が統計上の関心を寄せるのは自国の文化政策の評価である。そこで、各国の文化に対する関心の在り方により統計の指標や方法も大きく異なっているのである。

その一方、人々の活動範囲が国境を超えてグローバル化するのに伴い、各国の多様な政策課題にも共通する内容が生まれている。例えば、博物館の分野では、1990年代後半以降、世界各国で独立行政法人化、民営化、経営的な自立、財源の多様化等が論じられるにつれ、経営の効率化はもちろんのこと、資金拠出の根拠となる評価や、博物館の支持基盤である公衆一般や地域社会の人々に対するサービスや双方向のコミュニケーションが博物館にとって重要な課題となった。この傾向は世界的に一致している。

また、経済を牽引する可能性を持つ創造都市の整備、知識社会における博物館の効果的な利用、文化財の保護・不法取引に関する条約と国内での実施等も、グローバル化が各国に投げかける課題である。こうした共通の課題に他国がどのように対処しているかも関心事となっている。

ヨーロッパでは、欧州連合(EU)の発足前後から博物館に関する文化政策や文化統計に関する国際的な比較に対する関心が高まり、個々の博物館レベル、国家レベル、地域レベルで様々な試みがなされてきた。本稿では1990年代から現在までのヨーロッパにおける文化統計のうち、特に博物館統計に関する取り組みの主な流れを辿るとともに、現在の課題を概観する。

(1) 1990年代以降の博物館統計に対する取り組みの展開

① 「EUにおける文化統計の調和化に関するリーダーシップ・グループ(LEG-Culture)」

EU発足当時には、EU全体の文化の状況を把握するための統計はまだ不在であった。しかし、マーストリヒト条約(1993年)に文化の領域における協力関係の育成が明文化されたことを受けて、EUレベルにおける文化の領域での連携の模索が始まった。既にフランス、スペイン、イタリアの政府のもとで、この領域に関する専門家会合が実施されていたが、これを受けて、1995年に欧州連合理事会(Council of Ministers)は、文化統計の振興と経済発展に関する決議を採択した。そして、欧州連合統計局(Eurostat)は、統計事業委員会(Statistical Programme Committee; SPC)が承認にした「ヨーロッパの文化の状況を詳述し、各国間の比較を可能にするような文化統計の開発」というタスクを担うために、「EUにおける文化統計の調和化に関するリーダーシップ・グループ(Leadership Group-Culture; LEG-Culture)」というパイロットプロジェクトを設置したのである。

LEG-Cultureは、当時のEU加盟国15カ国のうち14カ国から構成され、1997年から2000年にかけて比較可能な文化統計のデータ収集にあたり必要な条件を探求し、その成果として、ヨーロッパ初の文化統計の枠組みともいえる、報告書“*Cultural Statistics in the EU*(EUの文化統計)”(2000年)

を出版した。³

② 「EU 博物館統計作業部会」

“*Cultural Statistics in the EU*”の公表後、EU は、「EU 統計局文化統計作業部会 (Eurostat Working Group on Cultural Statistics)」を設置したのだが、博物館に関してよりタイムリーなアプローチが必要だと考えた一部の関係国(ルクセンブルグとオランダ)は、同年 12 月に独自に「EU 博物館統計作業部会 (EU Working Group for Museum Statistics)」を立ち上げ、博物館統計に必要な用語の定義や指標の選定を行った。指標に関しては、EU 統計局の関心に則り、博物館への参画(来館者数)、資金支援/博物館の支出、博物館における雇用と、博物館制度、公衆に提供されている施設、デジタル化に焦点があてられた。博物館統計作業部会は EU 統計局の公式部会ではなかったが、この作業部会には LEG と SPC の参加国とこの分野における専門家も参加するとともに同作業部会のコーディネーターらも EU 統計局の年次会合へ参加するなど、互いに活発な交流が行われていた。また、ルクセンブルグとオランダのコーディネーターは、博物館に関するデータ収集の枠組みとして“*Abridged List of Key Museum Indicators –ALOKMI–* (博物館主要指標の抄覧)”を準備した。

③ 「博物館統計会議」

こうした動きと並行して、ドイツのベルリン国立博物館群国立博物館研究所 (Institut für Museumskunde (IfM) of the Staatliche Museen zu Berlin-Preußischer Kulturbesitz) は、1995年から「博物館統計会議 (Conference on Museum Statistics)」を隔年に実施していた。この会議へはオーストリア、ベルギー、ベラルーシュ、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェイ、オランダ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスの22カ国からの参加があり、EU加盟国のみならず、ヨーロッパ全体を視野に入れた取り組みであった点に特徴がある。また、博物館の業績評価指標、設置者のガバナンス形態の変化、博物館とバーチャル・ミュージアムの関係等、統計以外の課題も共有しながら、幅広い見地から、統計の調和の可能性を模索する試みであった。

④ 「博物館統計に関するヨーロッパ・グループ (EGMUS)」

EUグループ中心の「博物館統計作業部会」とベルリン中心の「博物館統計会議」のコーディネーターらは、互いの目的を達成するには2つのグループを統合することが最善の策と考え、これら2つのグループを2002年に統合した。これにより生まれたのが「博物館統計に関するヨーロッパ・グループ

³ その後、“*Cultural Statistics in the EU*”をうけて、2007年に欧州連合文化担当閣僚理事会は、Work Plan for Culture 2008-2010(2008年ー2010年文化の作業計画)の中で「文化統計の改善と比較可能性の実現」を優先分野のひとつに掲げた。この結果、European Statistic System Network on Culture (ESSnet-Culture) (ヨーロッパ文化統計調整システムネットワーク)が2009年に設置され、2012年に最終報告書 *European Statistical System Network on Culture Final Report* (文化に関するヨーロッパ統計システム最終報告書)を公表した。また、この間、EU統計局は、文化への資金拠出、文化的活動への参加、文化労働市場における雇用に関する統計を含む“*Eurostat Pocketbooks: Cultural Statistics in Europe* (EU統計局ポケットブック:ヨーロッパ文化統計)”を2007年と2011年に出版している。

(European Group on Museum Statistics; EGMUS)」である。

EGMUSの主な活動は、ヨーロッパの博物館が直面する様々な変化(民営化の傾向や、所有者の変更、収蔵品や作品に関するドキュメンテーション、博物館のバーチャル化の関係性、ターゲットグループ向けの教育活動等)を議論する年2回の会合の開催と各国の博物館関連の統計データの監視およびウェブサイトにおける情報発信である。

EGMUSは、ヨーロッパの博物館に関する統計情報を比較可能なものにするため、統計データ収集時の質問内容に関する合意形成を目指している。この試みの嚆矢となったのが、“*Guide to European Museum Statistics* (ヨーロッパ博物館統計のガイド)”(2004年)である。

“*Guide to European Museum Statistics*”は、ヨーロッパ諸国(23カ国)の博物館政策と統計の状況を概観する貴重な報告書である。この報告書が「ガイド」として出版された理由は、各国で収集されたデータや定義が著しく異なっており、比較目的で並置することは馴染まないと判断されたためである。このガイドでは各国の報告の共通の枠組みとして、①博物館コミュニティの重要な 이슈、②博物館の定義、③博物館関連法の存在、④収蔵品の種別に関するカテゴリー、⑤所有者の種別に関するカテゴリー、⑥既存データ(基本的な数値と図表)、⑦参考資料一覧が取り上げられている。

⑤ 「ヨーロッパ博物館組織ネットワーク(NEMO)」

民間部門では、1992年に博物館協会のネットワーク化を推進するヨーロッパ博物館組織ネットワーク(Network of European Museum Organizations; NEMO)が設立された。NEMOは、欧州評議会(Council of Europe)加盟国内の全国的な博物館協会(組織)による非政府系の独立したネットワークで、設立当初より、欧州評議会の諮問機関でもある。現在では30カ国の博物館組織を構成員とし、ヨーロッパの約3万の博物館を代表するネットワークへと成長した。

NEMOの使命は、博物館活動とその価値をEUの政策立案者に働きかけるとともに、博物館に情報を提供し、ネットワークの形成と協力し合う機会を創出することによって、博物館を人々の生活にとって重要な要素にすることである。そのためにNEMOが掲げる活動方針は5つある。第1は、博物館がヨーロッパの文化的発展に寄与することを支援するために、ヨーロッパの博物館同士を結びつけること。第2は、博物館による文化遺産の管理保護を支援する政策を検討するよう、ヨーロッパの政策立案者に対して働きかけること。第3は、ヨーロッパの研究機関と博物館の間の情報チャンネルとして機能しながら、ヨーロッパの博物館が相互協力を通じて学び合うことを支援し、博物館が既存のヨーロッパの文化政策に参画する道を示すこと。第4は、博物館が文化財の救済措置において重要な構成員であることに対する理解を育むことである。

NEMOはウェブサイト上で、構成員の国の博物館の状況[①主要な博物館協会、②設立年、③資金拠出、④過去2年間に国内の博物館/博物館協会は財政危機による予算の削減を経験したか、⑤予算の削減に博物館はどのように対応したか、⑥国内の博物館数、⑦博物館の設置者、⑧その他の博物館関連組織、⑨主要な博物館雑誌、⑩国内の博物館関連の法律と構造]を発信している。

(2) 博物館政策・統計の比較－ヨーロッパの状況と課題

ヨーロッパでは、政府部門と民間部門での博物館ネットワークが複雑に織りなされているが、博物館統計の調和はまだ実現していない。ここに文化に関する統計の比較の難しさがみられる。

EGMUS では、次の2点を課題として指摘している。第1は、各国の博物館の定義に異なる基準が適用されていることである。EGMUS の博物館数のデータを見てみると、ドイツでは6,059館(EGMUS, 2004, p.54)、イギリスでは1,850館(*Ibid.*, p.118)、フランスでは1,100館(*Ibid.*, p.47)とされている。しかし、実際のところ、フランスの博物館が他国と比べて著しく少ないわけではなく、この違いは、博物館統計のデータ収集時に「何を博物館と定義するか」によるものであった。

第2は、博物館の分類方法の相違である。例えば、国により大学博物館や宗教博物館は異なるカテゴリーに分類されたり、設置者に関しても、私立博物館に個人が設立した博物館を含む国もあれば(ドイツ等)、非営利組織が設立した博物館しか私立博物館と認められない国(イギリス等)もあるため、比較が難しい。

第3は、博物館統計の意義の共有である。何が有益なデータと考えるかは国によって異なっているが、国家が博物館統計調査の主体である以上、国家と博物館コミュニティとの協力と連携が欠かせない。統計調査の比較を意味のあるものにするため(例えば、効果的な展示室の空間利用を検討するにしても、博物館種と資料のモノの大きさとの関連を考慮する等)には、博物館分野の特徴を把握した上で、「どのようなデータを収集すべきか」を国と博物館コミュニティが共同で設定することが望ましい。

ヨーロッパにおいては、文化に大きな期待が寄せられており、近年では、文化が経済に与える含意を数値で把握しようとする意欲も強い。実務的なレベルでは、図書館界におけるISO11620「情報とドキュメンテーション:図書館業績指標」のような認証制度を博物館コミュニティに導入することを求める声もある。その一方、情報の偏在が著しい博物館のようなプロフェッションにおいては、プロフェッショナル・コミュニティが参画して形成した指標も模索されている。ヨーロッパでは、指標や標準全般の設定においてもUNESCOやICOM等の場で生まれたネットワークや交流により、積極的に意見交換がなされているが、この点において、今後の動向は注視されるべきである。

[参考 URL]

European Group on Museum Statistics (EGMUS). *A Guide to European Museum Statistics*.

Berlin: Staatliche Museen zu Berlin- Preußischer Kulturbesitz, 2004. Retrieved from:

http://www.egmus.eu/fileadmin/statistics/Dokumente/A_guide_to- European_Museum_Statistics.pdf

European Statistic System Network on Culture (ESSnet-Culture). *European Statistical System Network on Culture Final Report*, 2012. Retrieved from:

http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY_OFFPUB/KS-77-07-296/EN/KS-77-07-296-EN.PDF

Eurostat - European Commission. *Cultural statistics*. 2011 edition. Retrieved from:

http://www.acpcultures.eu/_upload/ocr_document/CE-Eurostat_CulturalStatistics_2011.PDF

Eurostat - European Commission. *Cultural statistics*. 2007 edition. Retrieved from:

http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY_OFFPUB/KS-77-07-296/EN/KS-77-07-296-EN.PDF
Working Group for Museum Statistics. (1999). *Abridged List of Key Museum Indicators (ALOKMI)*.
Retrieved from: http://www.egmus.eu/fileadmin/statistics/Dokumente/D_E_Table.pdf
Network of European Museum Organisations. "About NEMO" and "The Network." Retrieved from:
<http://www.ne-mo.org/>

4. アジアにおける博物館ネットワーク

東京国立博物館総務部長 栗原祐司

今日、アジア諸国間における博物館交流・連携は、様々な館種・レベルにおいて行われており、様々な課題を抱えながらもアジアにおける博物館ネットワークを構築する萌芽がみられるようになってきている。本稿では、それらの具体的事例を紹介しつつ、その課題と今後の展望について考察する。

(1) 日中韓国立博物館長会議

2006年9月、日中韓3か国の国立博物館長がアジア地域の協力強化におけるビジョンを示し、その他のアジアの博物館に対する支援を行うために「日中韓国立博物館長会議」が設立された。これは韓国国立中央博物館の提案によるもので、第1回会議が韓国国立中央博物館で開催され、その際覚書が取り交わされ、同年11月に同じく韓国国立中央博物館で準備委員会が開催された。こうした韓国の積極性は、2004年10月にアジアで初めてICOMソウル大会を開催し、2005年10月に韓国国立中央博物館が開館したのと無縁ではないだろう。以後、日中韓国立博物館長会議は、毎年3か国の持ち回りで開催され、2012年から隔年開催となった。我が国では、2008年及び2009年に第3回及び第4回会議を東京国立博物館で開催しており、2014年の秋にも東京国立博物館で第8回会議を開催する予定である。

また、政府レベルでも、文化芸術の交流、文化財保護に向けた協力、著作権の保護等、幅広い分野に関して日中韓3か国における交流の拡大のため文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣フォーラム」が2007年からほぼ毎年開催されている。これは、2007年1月のフィリピンにおける日中韓首脳共同声明において、2007年を「日中韓文化交流年」と位置づけたことを受けて、2007年9月に第1回会合が中国・南通市において開催されたのがはじまりであった。2008年12月には、第2回会合が韓国の済州島において開催され、2011年1月に奈良県新公会堂(奈良市)で開催された第3回会合では、「奈良宣言」がとりまとめられ、国立博物館同士の交流の拡大が盛り込まれた。奈良国立博物館の前庭では、記念植樹とともに設置されたそれぞれの言語で奈良宣言が刻まれた記念碑を見ることができる。

さらに、2013年9月に韓国・光州市で開催された第5回会合では、下村博文文部科学大臣及び青柳正規文化庁長官が出席し、日中韓3か国の文化交流・協力の行動目標を具体的に規定した「光州共同コミュニケ」が採択され、災害や事故に脆弱な文化財の保護に協力すること、中国国家博物館においては日韓の文化財を紹介する特別展を開催すること、日本の東京国立博物館においては3か国の文化財の共同展示を開催すること、さらに、人的交流や国立博物館同士の展示交流を通じて、各国国民が他国の文化遺産に触れあう機会を継続的に増やすために共同で努力すること等を決定した。これを踏まえ、2014年秋に開催する第8回日中韓国立博物館長会議では、同時期に東京国立博物館において「日中韓陶磁展(仮称)」を開催する予定である。

この他、民間レベルでも、東北アジア地域で民間を主導とする文化交流を積極的に展開し、この地域の共同繁栄と発展に寄与するために、2005年9月に平山郁夫・日韓文化交流会議座長(当時)が中心になって「日中韓文化交流フォーラム」の発足と3か国の毎年の持ち回り開催について基本合意し、同年12月に韓国・ソウル市で第1回のフォーラムが開催された。2007年10月には東京・国際交流基金で第3回会合が、2010年11月には奈良・薬師寺で第6回会合が、そして2013年11月には新潟市及び佐渡市で第9回会合が開催された。現在、日中韓3カ国は、外交上必ずしも良好な関係にあるとは言えないが、こうした官民での文化交流は絶やすべきではなく、今後も継続すべきものとする。

(2) アジア国立博物館協会(ANMA)

アジア国立博物館協会(Asian National Museum Association、以下、「ANMA」(アンマ)と言う。)は、アジア諸国の博物館が意見を共有し、交流を促進し、具体的な活動計画を話し合うための共同の場とするために、①博物館関連の活動について協力事業を実施することにより相互の理解を深める、②会員館の文化財に関する知識を共有し、その知識利用を奨励する、③世界に向けて広くアジア文化の豊かさを周知する、④情報、人材、展覧会という3つの資源の交流を進める、の4つの目的をもって設立された。2007年10月に韓国国立中央博物館で開催された第1回理事会で、東京国立博物館、中国国家博物館、韓国国立中央博物館、ニューデリー国立博物館(インド)、タイ国立博物館局、インドネシア国立博物館、マレーシア国立博物館、ネパール国立博物館、アジア文明博物館(シンガポール)、国立ベトナム歴史博物館、モンゴル国立博物館、カンボジア国立博物館の12か国が参加して「アジア国立博物館協会設立宣言」の署名がなされ、翌日設立大会が開催された。

ANMAは、2年に1回理事会・定期大会を開催することとされ、第2回は2009年10月に東京国立博物館で開催した。収蔵品の管理・保存・公開についての標準指針の制定に向けて、各国の現況を把握しつつ具体的な方策について理事国間で協議を続けていくこととされ、同協会への新規加入の手続きについても検討がなされた。なお、この会議は、第4回日中韓国立博物館長会議と同時開催の形をとり、あわせて一般にも公開する形で「アジア博物館研究集会」を開催し、「アジアの伝統文化と世界への発信」のテーマのもと、日本国内の博物館関係者及びANMA加盟館だけでなく、中国各地の博物館の関係者や、台湾の故宫博物院、スリランカ国立博物館、ブータン国立博物館、国立クレムリン博物館、サンフランシスコアジア美術館、キルギス国立美術館、トプカプ宮殿博物館、国立ビクトリア美術館等、まさに世界中から博物館関係者が集まり、九州国立博物館も会場となった。

第3回は、2011年9月に、世界最大級の博物館としてリニューアル・オープンした直後の中国国家博物館で開催され、同じく第6回日中韓国立博物館長会議と同時開催の形をとった。この大会からスリランカ国立博物館が新たに参画し、加盟国は13か国となった。第4回は、2013年10月8～9日にベトナム・ハノイにあるベトナム国立歴史博物館において開催された。加盟13か国のうちモンゴルを除く12か国の代表団及びベトナム国内の博物館関係者ら100人を超える参加者があり、

東京国立博物館からは、銭谷眞美館長はじめ5名が出席した。10月8日に行われた理事会では、アジアの文化的アイデンティティを広く世界に伝えることや、情報、人的資源、展覧会の三面での交流を促進すること等8項目が検討・承認され、個別の文言について最終調整の上、覚書が取り交わされた。実際の会議での議論では、ANMAの加盟館が順番で各館所蔵品からなるアジア古美術展を開催することや、館間協同による調査や修復、研修等の実施等も提案されたが、これらは既に個別に協定を締結することによる連携交流が進められており、包括的な合意ではなく、個別案件に応じた各館の判断によるとされた。また、協会運営のための基金の設立や共通Webサイトの設置等も提案されたが、財源及び管理等を考えれば時期尚早であるとして見送られ、各会員館どうしでリンクを張るよう努める旨が盛り込まれた。ANMAは、アジアの多数の国立博物館の代表が一堂に会すること自体に意義があるが、一方で単なるサロンに終わるのではなく、こうした具体的かつ積極的な提案がなされ活発な意見交換が行われることは有意義なことである。今回ホスト館となったベトナム国立歴史博物館では、ANMAにあわせて自主的に館蔵品による特別展「Asia-The Colorful Culture (アジアー多彩な文化)」展を開催したが、これも歓迎すべきことであると思われる。この他、今回オブザーバーとして参加したラオス国立博物館の加盟が承認され、大会への参加はなかったものの、事前に参加を申請・承認されたフィリピン国立博物館を加え、これで加盟国は15か国となった。未加盟の中央アジア、西アジア、あるいは太平洋諸国等の国立博物館への参画をどのように働きかけるかは、今後の課題であろう。

同日午後に行われた定期大会では、「Museums contributing to social changes (博物館による社会的変化への貢献)」の大テーマのもと、文化遺産保護、遺産ツーリズム、博物館の教育的役割等について各館から発表が行われ、翌9日にはエクスカージョンがあった。次回は、2015年にシンガポール・アジア文明博物館で開催される予定である。

(3) アジア美術館長会議

美術館については、福岡市美術館による「アジア美術展」(1979～1995年)及びその成果を引き継いだ福岡アジア美術館による「福岡アジア・トリエンナーレ」(1999年～)の開催や、国際交流基金の活動等より、1990年代以降交流が拡大するようになっている。ここ十数年の間に、アジア出身作家の国際舞台への登場と東アジア諸都市の経済成長・国際化によって、光州、釜山、上海、広州、北京、台北、シンガポール、バンコク等多くのアジア諸都市でビエンナーレやトリエンナーレが開催されるようになっているが、「福岡アジア・トリエンナーレ」の開催は、アジアの現代美術に関する国際美術展覧会の先駆をなすものであった。1980～90年代には、「アジア美術展」の開催前年もしくは前々年に参加各国代表機関を集めて「アジア美術展参加国会議」を開催しており、当時はアジア美術界の唯一とも言える多国間交流の機会となっていたが、アジア地域で美術館活動が活発化する中で、2006年9月にアジア各国の美術館の対話の場として「アジア美術館長会議 (Asian Art Museum Directors Forum; AAMDF)」が、中国・北京の中国美術館で設立された。当初メンバーは約30館で、外国は国立館のみだが、日本からは、公立の福岡アジア美術館及び私立の森美術館が参加している点でANMAとは異なる展開をみせている。

大会はほぼ2年おきに開催されており、我が国でも2008年11月に国立新美術館で開催し、アジアの美術館の発展とアジア現代美術の振興を図るため、アジア各国の主要美術館との展覧会企画及びコレクション等に関する情報交換と相互協力のあり方等に関して討議を行った。2013年11月には第7回会議がジャカルタのインドネシア国立美術館(National Gallery of Indonesia)で250人以上の参加を得て開催され、同会議に合わせてアジア太平洋のアーティストの作品を展示する展覧会「SEA + TRIENNALE 2013」が開催された。アジア美術館長会議は、開催国が持ち回りで事務局を運営しているが、近年中国が事務局を設置して主導権を握ろうとしており、軋轢が生じているとも聞く。

この他、国際交流基金では、主に美術館を中心に「アジア次世代キュレーター会議」や「アジア大学美術館会議」等を不定期に開催しており、専門家レベルでの交流も活発に行われるようになってきており、今後のさらなる展開が待たれるところである。

(4) ICOM-ASPAC

ICOMには、5つの地域連盟(Region Alliance)が設置されており(アラブ、アジア・太平洋、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、南東ヨーロッパ)、我が国はアジア・太平洋委員会(ICOM-ASPAC: International Council of Museums Asia-Pacific Alliance)に所属している。ICOM-ASPACは、1967年にICOMインド委員会のグレイス・モリー博士が、地域協力の必要性を提唱したことにより設立されたとされている。

歴史的には、我が国は、戦後一貫してユネスコ等を舞台にアジアの博物館を牽引してきた。とりわけ、1960年9月にユネスコ及び文部省主催により開催した「アジア太平洋地域博物館セミナー」で決議された「博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告」は、同年の第11回ユネスコ総会において正式に採択されている点は注目に値する。

1973年には、ICOM日本委員会とユネスコ・アジア文化センターとの共催で「アジア地域博物館の近代化に関する会議(Roundtable Conference Modernization of Museum Activities in Asia)」を、1976年にはユネスコ主催で「アジア地域博物館の近代化に関するセミナー(Regional Seminar on the Adaptation of Museum in Asia to the needs of the Modern World)」を我が国で開催した。これらの会議では、アジアの博物館の近代化のためにも博物館の中堅職員の訓練研修が早急に必要であるとされ、1976年にテヘランで開催されたICOMアジア地域会議(ICOM Asian Regional Assembly)の第1回会議や1979年にバンコクで開催された第2回会議においても大きく取り上げられ、これらを受けて1980年5月にICOM日本委員会とユネスコ・アジア文化センターとの共催で「アジア地域博物館職員訓練会議(Planning Meeting on Personnel Training in Asia)」が東京で開催され、我が国から「アジア地域博物館職員研修基準要目」が提案されている。さらに、1983年10月にも、ICOM日本委員会とユネスコ・アジア文化センターとの共催で「アジア太平洋地域博物館中堅職員研修セミナー」を、約1か月にわたり首都圏と関西地区の博物館を会場に開催した。

ICOM-ASPACの前身であるICOMアジア・太平洋地域会議(ICOM Regional Agency in Asia and the Pacific)は、1987年から1990年までICOM日本委員会に代表部が置かれ、1987年には

我が国で代表者会議を開催した。しかしながら、1990年代以降、ICOM日本委員会の活動は停滞し、ICOM アジア・太平洋地域会議から改組して発足した ICOM-ASPAC もまた、本格的な活動を再開するのは2002年10月に上海において開催された ICOM アジア太平洋地域会議及び2004年の ICOM ソウル大会を待たねばならなかった。

ICOMソウル大会後に、主に韓国主導で日中韓国立博物館長会議やアジア国立博物館協会の設立、アジア国立博物館長会議等が設置されたことは前述のとおりだが、2004年にはイランのシラズで ASPAC 大会が開催され、ここで決議された「シラズ宣言 (Shiraz Declaration)」は、今なお重要な意義を有している。すなわちシラズ宣言では、これまでの ICOM における欧米を中心とする博物館の議論に対して、アジアにおける博物館専門職員研修プログラムや教育プログラムの開発、研究交流、運営基準の構築等の具体的な方向性が盛り込まれ、アジアの博物館ネットワークの強化について提言したのである。

これを受けて2009年12月に国立科学博物館で開催された ICOM-ASPAC 日本会議では、「アジア太平洋地域における博物館の中核的な価値の再考と地域遺産 (Rethinking of Museums' Core Value and Regional Heritage in Asia Pacific)」を基本テーマとした。このテーマは、前年の2008年12月に中国の寧波で開催された「国際博物館フォーラム」のメインテーマ「21世紀における博物館の新しい責務と中心的な価値 (Core Values and Social Responsibilities of Museums in the 21st Century)」と、翌年の2010年に開催予定の ICOM 上海大会のテーマ「博物館と社会的調和 (Museums for Social Harmony)」の連続性に合致しており、まさに ASPAC をアジア太平洋地域圏にとつての博物館とは何かを考える場としようとする試みであったと言える。

ICOM-ASPAC 日本会議は、3つのサブテーマに基づくセッションが開催され、21か国から150名以上の博物館関係者が参加して、最終日には「東京宣言」を採択した。欧米中心で形成されてきた ICOM において、アジア諸国の存在感を高め、アジアにおける博物館学を構築するためにも、ICOM-ASPAC の役割は極めて大きいと思われる。現在、委員長は中国人であり、委員会は中国関係者の強い影響下に置かれているが、ASPACの開催は、日本会議以降、2010年の ICOM 上海大会及び2013年8月の ICOM リオデジャネイロ大会を除けば、2012年9月の武漢大会のみにとどまっている(日本からは尖閣諸島国有化に伴う反日デモの影響で、国立博物館関係者等は参加できず、1人のみの参加となった。)が、2014年は、秋にインド・ニューデリーで年次大会を開催する予定である。地域連盟は、国際委員会と異なり、各国内委員会の協働の場であることから、政治的な影響も受けやすい。2019年に我が国で ICOM 大会を開催するのであれば、いま一度、ICOM-ASPAC を日本の専門性をもって主導権を取り戻す戦略も必要であろう。

(5) ASEMUS

ASEMUS は、アジア・ヨーロッパ・ミュージアム・ネットワーク (Asia-Europe Museum Network) の略称で、アジア・ヨーロッパ諸国の博物館間協力を基盤とする異文化交流ネットワークである。2000年秋にストックホルムで設立大会が開催され、2001年7月に開催された ICOM バルセロナ大会において、公式ネットワークとして国際的に承認され、2004年3月に第1回大会がシンガポールで開

催された。アジア・ヨーロッパ基金 (Asia-Europe Foundation) を主たる運営資金母体とし、さらにメセナ等の支援によって運営を行っている。2014 年 3 月現在、アジア・ヨーロッパ諸国の約 70 館が加盟し、事務局はシンガポールのアジア文明博物館に置かれている。会長は韓国国立中央博物館のキム館長が務め、国立西洋美術館の馬淵館長が理事 (Executive Committee) の一人になっているが、日本の会員は、国立民族学博物館と独立行政法人国立美術館のみとなっている。

ASEMUS の主な活動は、アジア少数民族に由来する散在コレクションの調査や、アジア・ヨーロッパの失われた文化遺産の写真コレクションの構築、文化遺産の保存に関する技術と経験の蓄積、展覧会の開催、優品のヴァーチャル・コレクション (Virtual Collection of Masterpieces: VCM) 等である。2008 年 9 月から 2009 年 3 月にかけて、国立民族学博物館、国立国際美術館、福岡アジア美術館、神奈川県立近代美術館、神奈川県立歴史博物館の 5 会場において、ASEMUS 国際巡回展「SELF and OTHER—アジアとヨーロッパの肖像—」展を開催したが、未だ日本での知名度は低く、今のところ参加館も増える見込みはない。これまで 5 回大会が開催され、2014 年 9 月に第 6 回大会がウィーンで開催予定だが、未だ日本では開催しておらず、今後の取り組みが待たれるところである。

(6) 進むアジアの博物館交流・連携

科学館においては、アジア太平洋地域における科学館等の相互協力や情報交換を推進するために、1997 年に設立された「アジア太平洋地域科学館協会 (Asia Pacific Network of Science and Technology Centres; ASPAC)」があり、本部はオーストラリアのキャンベラに置かれている。アジア太平洋地域を中心に 20 か国 70 以上の科学館や関連企業等が参加しており、我が国からは国立科学博物館及び日本科学未来館並びに展示デザイン業者が加盟している。毎年年次大会を開催しており、2007 年 6 月には日本科学未来館で大会を開催した。同館の毛利衛館長は、2012～2013 年に会長を務めている。

動物園・水族館関係では、国際動物園教育者協会 (International Zoo Educators Conference: IZE) から派生して 2007 年にアジア動物園教育者会議 (Asian Zoo Educators' Conference: AZEC) の第 1 回会議がシンガポール動物園で開催された。アジア地域で動物園教育を巡る様々な実践を交流し、将来に向けた課題を共有し、各園が戦略をもって今後の活動にあたるよう、2 年に 1 回、IZE 大会の間の年に開催しており、昨年 12 月には第 4 回大会が日本動物園水族館教育研究会の会長を務める高田浩二館長のリーダーシップのもと、福岡県のマリンワールド海の中道で開催され、10 か国から約 230 人が参加した。注目すべきは「人文系と自然系博物館の教育連携」をテーマとしたことで、動物園・水族館関係者だけでなく、博物館・美術館等の関係者も参加して多様な意見交換が展開された。筆者も基調講演を行わせていただいたが、他の館種においても、今後こうした交流・連携を積極的に行うことによって、新たな「気づき」や「発見」、あるいは新たな来館者層の開拓につながることを期待したい。

植物園関係では、「東アジア植物園ネットワーク会議 (East Asia Botanic Gardens Network: EAGBN)」が 2006 年から開催されており、植物の保全に関わる教育、調査研究及び活動について

東アジアの植物園が情報交換し、協働することを目的として、2年に1回開催している。2010年10月には、名古屋都市センターで第3回会議が開催され、6か国から32名が参加した。

この他、学協会や各館レベルでも個別にアジア諸国の関係機関と学術交流協定等を締結している例や地方自治体の姉妹都市交流の一環として博物館交流が行われている例は多いが、政治的、外交的な課題を乗り越えて、アジアの博物館交流、ひいては文化交流を推進していくことは、文化芸術立国を志向する上では極めて重要なことである。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック、さらにはこれから立候補予定の2019年のICOM大会の開催に向けて、今後、様々な館種・レベルで、より具体的な形でアジアの博物館交流を推進させ、国家関係の発展につなげていく必要があるだろう。

補論 ICOM 世界大会の開催と博物館振興

1. ICOM 大会が開催国に与える影響－ICOM 本部でのヒアリング調査から

調査日時: 2013年12月7日(木) 午前9時30分~正午
 場 所: ICOM 本部事務所 (Office address: 22 rue Palestro, 75002 Paris, France)
 対 応 者: Ms. Yu Zhang (Network Promotion Coordinator)
 調 査 者: 半田昌之、栗原祐司、原嶋千榛

ICOM 世界大会(ICOM General Conference; 以下、ICOM 大会)は、世界中の博物館の専門家から構成される ICOM 会員が集う場であり、国際的な博物館の動向を把握する上では絶好の機会を提供している。以下、ICOM 本部において行ったヒアリング調査の結果を記す。

ICOM 大会が開催国に与える影響

開催国によって変化は様々であるが、最近の顕著な例を 2 つ挙げるとすれば、ソウルと上海の例が挙げられる。まず、ICOM ソウル大会(2004年)では、大会開催後に、テーマであった「博物館と無形文化遺産」を学術的な側面から取り上げる学術専門誌「International Journal of Intangible Heritage」を創刊し、無形文化遺産に関する国際的な理解の増進に貢献している。

また、ICOM 上海大会(2010年)でも、大会開催後に、博物館分野における人材育成への貢献を目的とした ICOM 国際博物館学人材育成センター(ICOM International Training Center for Museum Studies; ICOM-ITC)を設立した。

どちらの国でも、ICOM 大会の開催が ICOM のメンバーシップの増加に結び付いたわけではなかったが、開催前には ICOM のことを知っている博物館人は少なかったにもかかわらず、開催後は、国内のほとんどの博物館人が ICOM のことを認識するようになったことは確かである。ICOM 中国は、上海大会の開催にあたり、特にこの点を重視し、ICOM 大会への国内の参加者を増加させるために様々な工夫を凝らしていた。例えば、上海大会のテーマであった「社会的調和に向けた博物館(Museums for Social Harmony)」を検討する「文化的な教育に関する委員会」や「展示開発に関する委員会」等の委員会を立ち上げて、開催前からテーマに対する関心を高める取り組みを行い、開催後もこれらの委員会が勉強会を継続していると聞いている。

また、ICOM リオ大会(2013年)では、開催前にはテレビ等で、ICOM 大会の宣伝広報を行い、博物館に関する国際会議が開かれることを国内の人々にも周知し、博物館の重要性を訴える契機としていたようだ。このように、大会開催後の展開を振り返ると、ICOM 大会は、開催国が博物館の重要性を広く知らしめる上で有用な資源になりうることを示している。

開催国の地元の専門家にとっては、ICOM 大会は海外の事情を把握するだけでなく、自国の博物館の状況を他国の専門家と共有するよい機会となっている。上海大会以前には、中国の博物館の状況はあまり他国に知られていなかったが、ICOM 大会を契機として、中国の博物館の面白さが国際的に知られるようになった。中国の博物館活動が国際的に展開していく上で有意義であったと考えている。

○大会テーマ及び、プログラム、開催時期について

テーマは、申請国が提案する。テーマは、国際委員会が各委員会を開催する際のサブテーマを考案できるような、幅広く一般的なもの望ましい。また、ICOM 大会が開催される年の国際博物館の日のテーマにもなるため、世界中のどの博物館にとっても身近に感じられるものが期待される。さらに、過去のテーマとの重複は避けるとともに、ICOM 戦略計画に掲げられた目的と合致させることが必要である。

プログラムに関しては、ICOM 本部がテンプレートを用意する。プログラムは、開会式、閉会式、開会レセプション、閉会レセプション、ICOM 大会のテーマに基づく全体会合、国際委員会の会合・活動、博物館 Expo、文化的・観光イベント、ネットワーキング・イベント、その他 ICOM 本部とそのコミュニティによる委員会や活動等から構成される。国際委員会の会合・活動には、少なくとも2～3日の日程を見込む必要がある。また、博物館専門家同士の交流を促進するため、地元の博物館や文化機関におけるオフサイトプログラムの開催も奨励されている。

開催時期も申請国が提案する。どの時期でも構わないが、これに関しては、可能な限り多くの参加者が参加できるように、PCO (Professional Congress Organizer; ICOM 大会に関しては、ICOM 本部が指名する PCO) と申請国との間で何度も調整が行われるのが通例である。合理的な理由があれば、これまでの ICOM 大会の時期と異なっていたとしても、提案は受け入れられるが、国民の祝日等と会議日程が重なることは避けられたい。また、観光客の多いシーズン、地元博物館の休館日、レストラン・ホテルの料金レートの高い時期、交通渋滞が多い時期をなるべく避けるような手配が望まれている。なお、開催日程の調整は招致国決定後も継続されることが多く、日程が決定しているかどうかは、招致の成功には関係がない。

大会プログラムに関して、ICOM 本部が重視していることは、各国際委員会のプログラムである。31の国際委員会すべてが、ICOM 大会の期間中に、委員会のみならず、講演会、研究発表、ワークショップ、ポスターセッションを開催することが理想である。だが、国際委員会の研究発表の申込受付 (call for papers) はまだ本部で一元化されておらず、各国際委員会が独自に調整しているのが現状である。そのため、主催国になった場合には、現地の状況に詳しく、各国際委員会の日程調整を行うことのできるスタッフを各国際委員会に一人配置するとともに、全国際委員会の日程調整の進行状況を把握し、ICOM 本部と調整することができるスタッフを一人配置することが期待される。

○ ICOM 大会の人材育成機能(ボランティアの活用)

ボランティアの活用は非常に重要であるが、主催国によって人数や活用方法は全く異なっている。ボランティアは、公用語 (英語、フランス語、スペイン語) のいずれかに堪能で、博物館に関する関心が高い大学生を募集することが多い。ボランティアは、ICOM 大会への参加費が免除され、業務時間外にはプログラムに参加できるため、地元の学生にとっては博物館に関する最先端の議論にふれることのできる絶好の機会となっている。そのため、開催都市近郊の大学に問い合わせると、この分野に関心のある大学生が多く集まる。大会参加者にとっても、博物館の内容に関心の強い学生ボランティアとの交流を楽しんでいる様子である。

ICOM 世界大会は、博物館の専門家にとって、海外の博物館の専門家と交流を深め、協力し合う基盤を形成するまたとない契機となっているが、同時に博物館の社会的な価値を一般の人々に発信し、関心を高める機会となっていることも強調されていた。

【補足：UNESCO-ICOM 博物館情報センターについて】

UNESCO-ICOM 博物館情報センター(UNESCO-ICOM Museum Information Centre)は、1946年に設置された ICOM のアーカイブセンターである。ICOM 本部とは場所は離れているが、ユネスコ本部の事務所内の地下にあり、ICOM 会員及び UNESCO のスタッフのみ、予約制で閲覧することができる(月～木曜、2時～5時30分)。

可動式の書棚には、ICOM 及び国際委員会、国内委員会等の出版物や関連の資料、UNESCO の博物館セクションや文化遺産の保護に関する資料、各国の文化遺産保護や博物館に関する法令、出版物、報告書等を収蔵している。同センターでは、各国際委員会や国内委員会からの積極的な情報提供を呼びかけている。

各国別のコーナーには、残念ながら日本の資料はなく、今後、ICOM 日本として積極的に情報を発信していく必要性を感じた。

この他、ICOM 本部にも同様の 2 千点以上の資料を収蔵しており、出版物については、ICOM のホームページ上(<http://icom.museum/resources/publications-database/>)でデータベースを確認することができる。

(文責：原嶋千榛／日本博物館協会)

2. イタリアにおける ICOM 大会開催と博物館振興

調査日時: 2013年12月8日(金)午後2時~5時
場 所: ICOM イタリア事務所(Plazzo Pirelli, via Fabio Filzi, 22-20124 Milano)
対 応 者: Mr. Alberto Garlandini, President, ICOM Italia
Ms. Cristina Vannini, National Secretary, ICOM Italia
調 査 者: 半田昌之、栗原祐司、原嶋千榛

イタリアには、館種ごと、あるいは地域別の博物館支援組織が存在するものの、日本における日本博物館協会のような全国的な博物館協会はなかった。だが、現在、国際博物館会議イタリア国内委員会(ICOM イタリア)が全国の博物館を代表する役割を担いつつある。その ICOM イタリアにとって最近の大きな取り組みは、ICOM 世界大会の招致活動であった。

ICOM 世界大会の招致活動以前、イタリア国内で最もよく知られた ICOM の取り組みは ICOM カードであった。しかし、国際的に最も高く評価されている ICOM の取り組みは、博物館活動の標準設定である。そこで、ICOM イタリアは ICOM の活動に積極的に参加し、国際的な標準の策定過程にイタリアとして発言力を持つことによって、国際社会の標準と国内の標準とを統合させ、国内においても意味を持たせていくことを図ってきたのである。

2013年に、次回の ICOM 世界大会(2016年)がミラノで開催されることが決定した。ICOM イタリアは、この招致活動を一つの契機として、ICOM の倫理規程や国際委員会での活動等を国内に普及させる取り組みを成功させたわけだが、以下、その具体的な展開をヒアリング調査した結果を記す。

ICOM 大会招致に際しての最大の苦労点、及び、国内の支持を得るための努力

ICOM 世界大会招致を成功させるために、多様な人々に招致活動へご参加頂いた。その一方、ステークホルダーが多いために、連絡調整や情報の共有には細心を要した。また、国内の支持を得るために、世界大会のメリットを理念的な観点からも説明するよう努めてきた。一例を挙げるとすれば、ICOM 大会の「交流の場」としての機能である。テクノロジーの進歩が著しい現在にあっても、各国の博物館が急速に変化する環境にどのように対応しているかをよく知るためには、やはり世界へ出かけて行かなくてはならない。その点、ICOM 大会には世界から様々な専門家が集い、それぞれの国の『今(現実)』を持ち寄ってきてくれる。これはイタリア国内にとっても大変貴重なことである。また、その逆に、世界の様々な専門家にイタリアの考え方を発信し、イタリアの『今(現実)』を持ち帰ってもらうことができる。ICOM に所属する専門家は、それぞれの国のエキスパートであり、文化分野におけるリーダーシップを発揮する立場にある人々である。これらの人々と今を共有することは、相互理解を深めることに繋がるのである。

また、世界大会への貢献を通して、ICOM の活動に積極的に関与することはイタリアにとっても有意義である。ICOM 倫理規定などの ICOM による基準は、世界的に高く評価されている。こうした国際的な博物館プロフェッションのスタンダードの策定過程にイタリアとして発言力を持つことは、国内における普及にも有用なのである。

○ICOM 大会開催に際しての政府内の位置づけ

文化省や外務省は初期段階から重要なステークホルダーとして関与してきた。

○ICOM 大会開催のための国内体制(実行委員会等)について

ICOM 大会のための国内体制は、主に次の主体から構成された。

- ① 招致準備委員会
- ② 地方政府(ロンバルディア州、ミラノ市)
- ③ イタリア政府機関(文化省・外務省)
 - * Visa の簡素化。大使館を通じたイタリア招致活動のアピール外交等。
- ④ 商工会議所
 - * リオ大会でのブース出展
- ⑤ UNESCO 国内委員会
- ⑥ 地元の大学
 - * テーマや学術的な支援。ボランティア学生の確保。
- ⑦ MiCo (Milano Congressi. http://www.micmilano.it/Home_en.html)
 - * 国際会議のマネジメントを支援する地元組織。
- ⑧ 民間の銀行 *博物館等の文化施設を所有するパトロンがいる企業。

招致準備委員会を中心に、これらのパートナーとの連絡調整を行いながら、実現に向けて取り組んだ。ステークホルダーが多いことによって、働きかけの効果も大きかった。

MiCo は、約 70 程度の多様なスペースに 18,000 人(着席時)収容できるヨーロッパ最大規模の国際会議場(全体会合用の会議場は 4000 人～5000 人。全会議場は同時通訳ブース有。現在増改築中)。会議のマネジメントに関するアドバイスも行い、ICOM 大会申請書の執筆等にも関与した。

○ICOM 大会開催に向けた ICOM 会員増加方策

ICOM 大会に向けて国内の会員増加を図ることは、招致活動において重要な評価基準であった。イタリアでは、招致活動の前後から会員の増加に積極的に取り組んできており、現在でも毎年約 10%のペースで増加を続けている。(2003 年には 316 人の会員だったところから、2011 年には 835 人まで成長させた)。

会員増加のための具体的な方策として、①ICOM イタリアの会員のための年次総会、②博物館賞の創設、③会議、円卓会議、ワークショップの活性化、出版物、博物館のプロモーション活動等が挙げられる。これらの活動を実施するにあたっては、ICOM 本部と国際委員会の関係を模倣し、イタリア国内においても、ICOM 国際委員会の掲げるテーマに対応する小委員会を設けた。

小委員会では ICOM で話題となっているテーマを取り上げたワークショップ等を実施することにより、国内で各テーマに関する考えを予め深める契機となった。これは世界大会に関する機運を盛り上げる上でも有用で、イタリア国内の博物館専門家達に対して世界大会のテーマに関する情報提

供を行うと同時に、学術的、博物館学的な側面から考察する機会となっている。博物館の専門家達は、国際的な文脈の中で多様なアイデアに触れると同時に、自らのアイデアを発信する機会を重視している。また、博物館専門家のみならず、都市計画の専門家、デザイナー、エンジニア等、様々な専門家を巻き込むことも可能になった。

こうした努力によりイタリア国内でも、ICOM が世界で最も重要な博物館専門家の協会であることが認識され、博物館の経営環境の厳しさにも関わらず、広く博物館の専門家たちからは関心を寄せられるようになっており、会員の増加に結び付いているのだと考える。

一方、こうした試みが成功した背景には、入念なテーマ設定があった。韓国のテーマであった「無形文化遺産」以降、ICOM 大会では一般的なテーマが多く、何を話してもテーマに結び付けることができる傾向にあった。一般的なテーマは多数の人を容易に関与させることはできても、テーマを掘り下げていくことは難しい。より焦点を絞った議論を行うためには、国内の博物館専門家が強い関心を持つテーマであると同時に、国際的にも多様な側面があり、議論することによりテーマに関する知見が深まるようなものに設定することが肝要である。それにより博物館コミュニティへの貢献が生まれる。

○ICOM 大会開催に向けた資金調達について

ミラノ大会の予算は登録料 58%、展示料 10%、補助金・助成金 15%、スポンサー 10% である。リオ大会や上海大会では、政府からの補助金が圧倒的に大きかったにも関わらず、ミラノ大会での登録料が 58% になっているのは、ICOM 会員の大部分がヨーロッパに集中しており、確実な参加が見込まれるからである。また、これは経済情勢にも大きな影響を受けており、ヨーロッパにおける脆弱な財政基盤の中、余り税金に期待できなかったためでもある。

○ボランティアの活用について

ミラノ大会では、近隣の大学からの協力を得て、150~200 人のボランティア学生を募る予定である。学生が参加することには意義があると考え、大学からは高い評価を得ている。海外から参加する人にとっても、語学が堪能なだけの通訳者よりも、博物館の事情に詳しく、関心の高い学生との交流が好まれる傾向にあるようだ。ボランティア学生に対しては、事前に研修を行う予定である。

○ICOM 大会開催に向けた、開催地の博物館等に対する協力要請（特別展の開催、ICOM 参加者へのプレゼント提供、英文パンフレットの作成、英語のできる人材の協力等）

31 の国際委員会は、それぞれが現地の異なる博物館と共催して、委員会や交流事業等のプログラムを企画することが多いため、現地の博物館との協力は非常に重要である。また、ICOM 本部から英語のできる人材を要求されているため、準備段階から関与している。

（文責：原嶋千榛／日本博物館協会）

3. 韓国における ICOM 大会開催とその影響

- 調査日時: 2013年12月23日(月)午後3時~5時
- 場 所: 韓国博物館協会/ICOM 韓国 事務局
(c/o National Museum of Korea 137 Seobinggo-ro, Yongsan-gu, Seoul)
- 対 応 者: Ms. In Kyung Chang 韓国博物館協会国際委員長
(ICOM 執行役員、前 ICOM-ASPAC 委員長)
Ms. Kyung Sook Chang, 韓国博物館協会事務局長
Ms. Mun-young Kim, 韓国博物館協会事務局長補佐
- 調 査 者: 半田昌之、栗原祐司、五月女賢司

○韓国での ICOM 大会開催

韓国では2004年にアジアで初めて ICOM 大会を開催した。ICOM 日本委員会にも協力をいただき感謝する。ICOM のソウル大会は、韓国の博物館界にとってもエポックメイキングとなる重要な会議で、大きな成果を収めることができた。テーマは「博物館と無形文化遺産」で、参加者は107か国から2200人(うち、1,500人が外国人、日本からは53人)、登録参加者の出身国数は100か国、登録参加者数は合計で1,462人であった。

○ICOM 大会開催のための国内体制(実行委員会等)

韓国では、2004年開催に向けて以下の3つの Committees を作り機能させた。

- Government Committee 博物館関係者のほかに、文化観光部(2008年から文化体育観光部)から局長をトップとする9名の職員が参加。他省や経済界からの参加はなかった。
- Advisory Committee
- Organizing Committee 下部組織として、Design Committee、Performance Committee、International Relation Committee、PR Committee、Post Tour、Committee、Participants' Registration Committee など、8~9の小 Committees があり、企画運営のため、各 Committee メンバーとして博物館や大学などから無償で人材が提供された。1~2名の ICOM 執行委員が Organizing Committee に監督のため入った。

この他、ICOM 韓国が任命した Professional Conference Organizer (PCO)が、参加者の登録作業、宿泊手配、航空券手配、ピックアップサービス、大会後ツアーの運営等、様々な業務を有償で行った。

具体的には、以下の3人が中心人物として2004年ソウル大会を切り盛りした。

- Kim Byungmo, Chairperson of ICOM Korea/Secretary General of 2004 Conference
- Lee Geon Mu, Director of the National Museum of Korea
- Kim Jong Kyu, Honorary Chairperson of the Korean Museum Association

パリの諮問委員会での立候補プレゼンテーションより前に、国レベル・都道府県レベル・市町村レベルの関係部署から開催の承諾と支援(特に財政的な支援)をもらえるようにすることが重要であった。市町村レベルからの理解と支援は、特に重要であるが、財政的には、国レベルの支援を重視する必要があった。

また、テーマの設定も非常に重要である。韓国では、国内の博物館の状況だけでなく、これまでのテーマの変遷や、世界の潮流等を見極めて、最終的に「博物館と無形文化遺産」となった。大会開催後には、The National Folk Museum of Korea が主導して、'International Journal of Intangible Heritage' という定期刊行物を、ICOM の認可のもとに発行している。ちなみに、中国では、上海大会の後に ICOM International Training Centre for Museum Studies (ICOM-ITC) を設立している。詳細については報告書 (*ICOM 2004 Seoul and Museum Development in Korea: Retrospect with Global Perspectives*, Bae, Kidong (ed.), 2013, ICOM Korea.) に詳しいとのことで、同報告書を頂戴した。

○ICOM 大会開催に向けた ICOM 会員増加方策

大会開会前に勧誘をし、会員が増えたが、閉会後に減少した。

○開催地の博物館等による協力について(特別展の開催、ICOM 参加者へのプレゼント提供、英文パンフレットの作成、英語のできる人材の協力等)

ソウル特別市と京義道の博物館に、大会後ツアーとして博物館を訪問する際の無料入館措置を依頼した。この場合、中央政府から依頼状を送付した。この他、大型館には英文パンフレット配布や英語による来館者対応等を、小規模館には ICOM 大会の開催を祝うポスターを館内に貼る等を依頼した。これらについて、予算支出が発生する場合は依頼先の館に負担を依頼した。

韓国の博物館関係者に ICOM 大会への参加を促すための方策として、開催 PR のための ICOM 大会を紹介する 100 ページ前後ある韓国語の書籍を 1000 万部(注釈:韓国博物館協会の通訳者によると 10 million であったが、10 thousand の誤りか)発行し、国内の博物館等に配布した。また、韓国語、英語、フランス語、中国語、日本語の PR パンフレットも作成した。ポスターは 2 種類作成し、周辺の博物館に送付した。

韓国中央博物館等に、ICOM 大会の開催時期に合わせた特別展の開催を依頼した。

○ICOM 大会開催に向けた資金調達について

国立中央博物館、国立民俗博物館、Korean Foundation、ソウル特別市、京義道、サムソン電子等に支援を依頼した。サムソンが予算の 15 パーセントを負担した。ソウル特別市等は金以外の方法で支援した。博物館は人材、会場、食事の提供等。数字に表れていない各館の組織内貢献が大きかった。

○ボランティアの活用について

文化観光省、博物館、大学関係者等が Government Committee、Advisory Committee、Organizing Committee の各 Committee メンバーとして無償で活動した。その他にも多くのボランティアを活用した。

○各国際委員会からの参加者について

韓国からは大会招致決定後に、5 人程度が別々の国際委員会の年次会合に各人の所属機関の負担で参加した。大会直前には国際委員会等の委員にはほとんど選出されていなかったが、各国際委員会等にメンバーとして参加し、知り合いを増やしておくことは重要であったと思う。積極的に参加することで好感を持たれるし、参加し続ければ、いずれ国内で年次会合を開催することになり、メンバーの所属機関での開催とまではいかなくても、所属機関への訪問ぐらいは実現するだろう。大会招致の際にも年次会合の運営手法等が参考になった。

(文責:五月女賢司/吹田市立博物館)

4. 中国における ICOM 大会開催とその影響

- 調査日時: 2013年12月24日(月)午後3時~5時
- 場 所: 中国博物館協会/ICOM 中国事務局
(北京新文化運動記念館 中国北京市)
- 対 応 者: 安 来順 中国博物館協会副会長兼事務局長、ICOM 執行役員
(ICOM 上海大会組織委員会委員長)
李 金光 中国博物館協会副事務局長
黄 晶晶 中国博物館協会外事課長
- 調 査 者: 半田昌之、栗原祐司、五月女賢司、邱君妮

○中国での ICOM 大会開催

2010年に開催したICOM上海大会には、世界の122の国・地域から3,600人を超える博物館関係者等が参加した。日本からも約60人の参加があった。テーマは「博物館と社会的調和」であった。

○ICOM 大会開催のための国内体制(実行委員会等)

欧米と異なり、アジア諸国での ICOM 大会の開催については、政府の支援が極めて重要だと思われる。2010年上海大会の開催時には、中国政府から多くの支援を得た。

上海大会の開催委員会の組織は、3つのレベルに分かれている(図1)。

まず、一番上のレベルは指導委員会と呼ばれ、中国文化部の部長が委員長を担当した他、文化部の副部長や、国家文物局長、上海市長、ICOM 中国委員長、その他いくつかの重要な博物館長が入っている。指導委員会は具体的な業務を行うのではなく、政策・外交や予算・人材等に関するアドバイス及び支援を提供する。指導委員会のメンバーは、政府要人がほとんどで、中国政府から多くの支援を得ることが目的であった。

次のレベルは実行委員会である。ここで一番重要な役割を果たしたのは、上海市副市長(文化、博物館及び文化財担当)、国家文物局副局長(博物館担当)、ICOM 中国委員長の3人であった。その他、上海博物館長、上海市財政局長等も実行委員会に入っていた。

最後は、実際に大会実務を運営した実行事務局で、事務局は北京(ICOM CHINA/中国博物館協会)及び上海(上海博物館)の2箇所に置かれた。役割分担としては、ICOM 大会に関する主な仕事は北京事務局が担当し、その他上海会場と地元に関することは上海事務局が担当した。

2009年までは分担した役割の上で実行したが、2009年からの1年間は2つの事務局を合併し、上海で最終準備を行った。そのため、北京事務局から5人の実行委員が1年間、上海に常駐した。

ちなみに、中国博物館協会は、1935年に創設され、1948年にいったん解散し、1982年に中国博物館学会と改称して復活し、翌1983年にICOM加盟を果たした。2010年には再び中国博物館協会へと名称変更し、今日に至っている。同協会には32のテーマ別専門委員会が組織されてい

る。ICOM 中国委員会と中国博物館協会は基本的に同じ組織である。



図 1: 2010 上海大会実行組織図

○ICOM 大会開催に向けた ICOM 会員増加方策について

ICOM 会員を増やすために、パンフレットを作成した。その際、上海大会に関する資料も一緒に配布した。ICOM の 60 年の歴史に、中国博物館界は大変注目した。しかし、ICOM 大会は会員しか参加できないため、ICOM に参加する効果を強調して会員になってもらった。

中国の ICOM 個人会員は 190 人程度である。また、国内 3,866 館の政府登録博物館のうち、約 500 館が中国博物館協会に加盟し、そのうち約 100 館が ICOM 団体会員になっている。ICOM 会員を増加させるためには、ホームページやパンフレットが重要で、会員になることのメリットを訴えることがポイントであった。

○開催地の博物館等による協力について(特別展の開催、ICOM 参加者へのプレゼント提供、英文パンフレットの作成、英語のできる人材の協力等)

2010 年の上海大会は、中国の博物館界にとって、一番大事な行事と思われたため、上海市にある 50 館の博物館を中心に、周辺都市の博物館も含め、大会のために多くの特別展覧会等のイベントを開催した。北京を含め、他の都市の博物館は、直接関わることはできなくても、より多くの人々に参加してもらう機会と考え、宣伝活動を応援してもらった。

その他、一番力を入れたことは、大会を開催する3年前から、国際委員会の開催体制を準備することであった。

ICOM大会の開催期間中、3分の2以上の時間は国際委員会の会議である。そのため、事務局は各国際委員会の会議を順調に開催できるよう、大変力を入れた。現在、ICOMには31の国際委員会がある。そのうち約半分以上の国際委員会は、大会期間中に年次総会等を開催する。そのため、最低30の連絡窓口を設置する必要があった。

ICOM中国は国際委員会に対応するため、17の特別委員会と30の連絡窓口を設置した。そのうち、3つの窓口だけは上海市内の博物館に設置し、27の窓口は上海市外の博物館に設置した。

ICOM上海大会では、開催の3年前から窓口となる各所属館の協力を得て英語教育やICOMに関する研修を徹底的に行った。2008年及び2009年には集中講義を行い、ICOM本部に依頼して倫理規程や過去の開催状況、決議事項等に関するレクチャーをしてもらった。また、会場案内係のトレーニングも行った。

ICOM上海大会を絶好の自己PRの機会と捉え、また、今後の国際連携につなげるために、主催者としてサービスを提供するだけでなく、連絡窓口はその担当する国際委員会とともに、会議のプログラムを決めることにした。ポイントは、主催側がただの「おもてなし」ではなく、長期にわたる連携関係を結ぶことを考える必要があることである。そのため、中国から25の国際委員会に参加し、それぞれ2～3名に研究発表させた。その結果、若い人々の人材育成にも役立つことになった。

10月の開催に向け、2月から3月にかけて、ICOM本部を通じてすべての国際委員会と連絡を取り、特別な要望や質問があるかどうかといった最終確認を行った。そして、5月18日の国際博物館の日には、重要な国際委員長5人を中国に招へいし、中国側の30人の連絡窓口担当も一堂に会し、質問項目について具体的な意見交換を行い、解決に努めた。これは、異なる文化の誤解を解消するためにも必要なことであったと思われる。また、各国際委員会の委員長を通じてコミュニケーションを取ることは有益であったと思われる。

1980年代から多くのICOM大会に参加してきた経験から言えば、国際委員会の会議が順調に開催できれば、大会は成功と評価される。イベントや文化活動等は主催者側がコントロールできるが、国際委員会の会議は文化の誤解でクレームが生じる可能性がある。

ICOM大会開催に向けた資金調達について

ICOM上海大会の予算の95%は、中国政府と上海市政府からの直接予算であった。5%は上海市にある民間の科学技術基金会から支援を得た。その他、各国際委員会が独自で資金を確保したり、民間団体がイベントを経済的に支援したこともあるが、それは上海大会の全体的な予算に含まれていない。例えば、大会開催期間中に、ある企業の支援でボランティアに関するフォーラムを行った。ICOMAM(軍事歴史国際委員会)及びCECA(教育文化国際委員会)の会議には企業の賛助金があった。

○ボランティアの活用について

ボランティアは、開催前の準備期間と開催中の2つに分けられる。連絡窓口(博物館学芸員等)は、すべてボランティアである。そのうち、最長ボランティア歴は2年であった。

開催準備期間中、すべてのボランティアの所属長宛てに、ICOM 中国及び中国博物館協会から公式な依頼状を出し、協力を要請した。会議が終わった後、感謝状も送った。

開催期間中のボランティアは、ほとんど上海市の地元の大学及び大学院生である。言語や文化と博物館を専門とするおよそ150人の学生を中心に、3、4の大学から派遣してもらった。ボランティアを管理するため、上海実行事務局(上海市博物館)の中に、ボランティア担当を設置した。

○直前のICOM大会への関わり方

中国では直前のウィーン大会の開催運営には携わらなかった。準備は、各国の文化様式や習慣に従って行われるので、あまり深く関わるべきではないと思う。

その他、当時はフランスや韓国にも訪問し、話を聞いた。また、韓国のベ・キドン会長を招へいし、大会開催の問題点について、深く話を聞いた。

各国際委員会の連絡窓口は、その委員会の会議に参加させ、その予算はICOM 中国から出すか、連絡窓口の所属先(博物館または大学)から出してもらおうケースもあった。連絡窓口はすべて中国博物館協会の会員なので、積極的な協力が得られた。また、ICOMの各国際委員会は各自の予算を持っており、そこをうまく活用する必要があった。また、一旦開催国が決まれば、各国際委員会からすぐに連絡窓口の設置要請がきた。

○各国際委員会からの参加者の経費負担について

支援の基準がないため、ケースバイケースである。場合によって、出すケースもある。例えば、ある国際委員会の委員長は経済状況が悪いため、上海まで来られない場合は支援を行った。その他、各国際委員会は独自のルールで旅費を支給している場合もある。予算を旅費として使用することを禁止している委員会もある。

ICOM 上海大会では、基調講演者とは別に、10人ほど費用負担を行った。ICOM 本部は基準がないため、どこまで負担するかは開催国の判断による。上海大会では、ICOM 中国の自己判断により、全額補助または参加費だけの補助を行った。少し特殊な事例として、ある国際委員会では旅費の使用が禁じられていたので、格の高い基調講演者を呼ぶため、ICOM 中国にその分の予算を申請した例もあった。

○その他

27年間ICOMと関わってきた経験を踏まえると、大会では、いかに異なる文化を調和させながら順調に仕事を進めるかが課題となる。北京と上海では文化も異なり、すべて順調とは言い難い面もあった。上海にとっては、よそから指示されたくないという思いもあったと思われる。

ICOM 大会の開催が成功と評価されるためには、各国際委員会の会議を順調に開催させること

が重要であった。そして、主催者側の学術的な実力や国際視野を明示するため、基調講演者を慎重にリストアップすることが重要であった。地元の文化人代表と世界五大州のバランス、人種や男女のバランス等も考える必要もあった。参加者の視野を開くため、文化及び博物館の専門家のみならず、文化に貢献できる政治家等も良い。上海では、大会テーマに基づき 6 人の基調講演者をセレクトした。

ICOM 上海大会での成果を踏まえ、昨年夏、北京に ICOM-ITC (International Training Centre for Museum Studies) を設置し、11 月にセミナーを開催した。ICOM 大会の成果の一つである。

(文責: 邱君妮 / 総合研究大学院大学後期博士課程)

【補足: ICOM-ITC について】

ICOM International Training Centre for Museum Studies (ICOM-ITC) は、2010 年 ICOM 上海大会の成果物として、ICOM、ICOM 中国、故宫博物院の三者が共同で北京国際職業教育学校の建物内に設立したセンターである。

2013 年 1 月に ICOM 中国と故宫博物院の主要二者で設立に向けての了解覚書を交わし、故宫博物院がセンターの運営と運営のための人材提供を約束、さらに 2013 年 7 月 1 日には ICOM を加えた三者間で協定を結び、正式に開校した。以上のような背景のため、ICOM-ITC は専任の職員がいないセンターであり、故宫博物院の宣伝教育部が事務局となって運営を行っている。センター長は故宫博物院副院長の Dr. Song Jirong が務める。

この ICOM-ITC の第 1 回トレーニング・セミナーが 2013 年 11 月 4 月から 12 日まで開催された。今後、年間 2 回のペースで実施していく予定とのことである。ICOM 本部としては、あくまで ICOM 主催のセミナーなので、将来的には日本開催を含め、中国国外での開催も視野に入れていきたい、もしくは、それも可能だとのことである。講師陣は、国際的に活躍する 8 名の専門家で、中国から 2 名、中国外からは Dr. Hans-Martin Hinz (ICOM President) や Dr. Martin Schaerer (President of ICOM's Ethics Committee) らを含む 6 名であった。日本からは水嶋英治氏 (筑波大学教授) が講師を務めた。当初、特にアジア太平洋地域の発展途上国からの参加者の専門性を向上させるためのセンターとして設立されたため、セミナー参加者は、中国国内から 15 名、中国国外からは発展途上国を中心に 17 名であった。国外からの参加者の出身国内訳は、ポーランド、ザンビア、ボルトガル、日本、インド、ポリビア、カンボジア、キルギス、ネパール、ベトナム、スリランカ、アゼルバイジャン、バングラデシュ、マレーシア、タイ、モンゴル、ICOM パリ本部 (中国国籍) から各 1 名であった。今回は第 1 回ということもあり、すべての参加者が招待される形であった。発展途上国からの参加者には、国際航空運賃、中国国内の交通費、宿泊費、食費すべてが ICOM、ICOM 中国、故宫博物院から支給された (先進国からの参加者にも国際航空運賃以外は支給)。セミナーの内容は、博物館学理論、展示理論と実習、倫理、マネージメント、戦略的計画立案とパートナーシップ構築、講義内容の現場での応用例を知るための施設・史跡見学等多岐にわたった。配付された冊子に

は、講師陣や事務局職員と参加者全員のメールアドレス等の連絡先が記載されていた。名刺交換をしていない人たちとも連絡を取り合い、情報交換を将来にわたって行ってほしいという意図があると思われる。セミナー終了後の、参加者同士のネットワーク作りも目的の一つなのだろう。

なお、故宮博物院の事業の一つとして故宮学院(Gugong Institute)があり、ICOM-ITC のセミナー初日である2013年11月4日に合わせて、ICOM関係者やICOM-ITCの第1回トレーニング・セミナー参加者が同席のもと開校した。故宮博物院が借り上げている北京国際職業教育学校の建物(ICOM-ITCと同一の建物・教室)に入居している。中国国内外の博物館職員への研修や、中国国内の小中学生に対する故宮の歴史文化に関する教育活動等の事業を実施するために設立された。2013年9月22日には、故宮博物院と東城区政府の共催による「故宮フォーラム」という勉強会を開催した。この他、不定期で書画、家具、宝物等の鑑賞の他、セミナーや講座等を実施する予定という。実は、この故宮学院の事業の一部(中国国内外の博物館職員への研修)が、ICOM-ITCによる今回のセミナーと関連付けて実施されている。つまり、実態は同じだが、一つの事業を故宮博物院とICOM-ITCが別々の2つの実績として分け合っている、もしくは、故宮学院の事業の一部にICOMの冠を付けている、という形となっている。

(文責:五月女賢司/吹田市立博物館)

平成25年度文部科学省委託事業
諸外国の博物館政策に関する調査研究報告書

発行 平成26年3月
編集 公益財団法人 日本博物館協会
〒100-8925
東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館
TEL 03-3591-7190
印刷 タナカ印刷株式会社